

本 章

I 理念・目的・教育目標

2008（平成20）年、慶應義塾は、1858（安政5）年10月、福澤諭吉が江戸築地鉄砲州（現東京都中央区明石町9）の中津藩中屋敷に小さな蘭学塾を開いてから150年を迎える。そして今、慶應義塾は、現塾長が2001（平成13）年9月に発表した「慶應義塾21世紀ブランドデザイン」とそれに続く翌年7月の「総合改革プラン2002～2006」のもと、「21世紀福澤塾」の創設をコンセプトとし、国際水準にもかなう「未来への先導者」たらんと欲して、改革・運営に邁進している。

本大学の目的は、「福澤諭吉創業の精神に則り、独立自尊の人格を育成し、精深な学術の理論と応用とを研究教授して、広く社会の先導者を養成すると共に、文化の発展に貢献することを目的とする」とある「学部学則」第1条や、「本塾建学の精神に則り、学理及びその応用を教授研究し、学術の深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする」とある「大学院学則」に明らかであるが、その理念的支柱は「福澤諭吉創業の精神」にある。その創業の精神とは、福澤諭吉が、1896（明治29）年11月1日、東京芝の紅葉館で開かれた慶應義塾旧友会の席上で語り、同3日付の「時事新報」に社説として掲載され、福澤自身の揮毫になる書も遺っている「慶應義塾は、単に一所の学塾として自から甘んずるを得ず、其目的は我日本国中に於ける気品の泉源智徳の模範たらんことを期し、之を實際にしては、居家処世立国の本旨を明にして、之を口に言ふのみにあらず、躬行実践以て全社会の先導者たらんことを欲するものなり」という一文にある。現在、各学部・大学院各研究科では、それぞれの理念・目標を掲げ研究と教育が行われているが、その淵源はここにある。

さて、前出の蘭学塾は、その後、英学塾へと転向し、1868（慶應4）年4月、芝新銭座（現港区浜松町1丁目）に塾舎・寄宿舎を建設して、時の年号に因み「慶應義塾」と命名し、西洋の共立学校の制度に倣い一小家塾から脱して「同志諸子相共に講究切磋」する近代私学として発足する。大学部の発足は、1890（明治23）年のことであった。すなわち同年1月、学科主任にブラウン大学出のW. S. リスカム、ハーバード大学出のG. ドロップァーズ、同J. H. ウィグモアの計3名の外国人教師を招聘し、文学、理財、法律の3科からなる大学部を開設する。最初の入学者は3科合わせて59名という小所帯。1月11日～4月25日、5月1日～7月25日、9月11日～12月25日という3学期、3学年制のカリキュラムであった。そして、その後見舞われた財政危機を社中協力して乗り越え、1906（明治39）年に大学院を設置、1917（大正6）年に医学科を増設、大学令公布後の1920（大正9）年には文・経済・法・医の4学部からなる総合大学として、堂々の再スタートを切る。

以後、1944（昭和19）年に前身の藤原工業大学を享けた工学部の開設（1981年理工学部）に改組）、1957（昭和32）年に商学部、1978年（昭和53）年に大学院経営管理研究科、1990（平成2）年湘南藤沢キャンパス（SFC）に総合政策、環境情報の2学部、2001（平成13）年に看護医療学部、そして2004（平成16）年に法務研究科（法科大学院）の開設と続き、現在9学部、10研究科、5つのキャンパスにまたがり、通学課程の学生だけでも

学部・大学院生あわせて3万2千名を超える大所帯になっている。しかし、これは、慶應義塾が脈絡も無く勝手気ままな展開を遂げて来た結果では無い。

先に「福澤諭吉創業の精神」を掲げたが、今日の慶應義塾の姿は、そこで言われていることを、それぞれのスタンスでその時々具現化して来た成果に他ならない。「気品の泉源、智徳の模範たらんことを期し」「躬行実践、以て全社会の先導者たらんことを欲」して、前をしっかりと見つめて進んで来た結果なのである。それにしても、夙くからなんと様々な先導がなされて来たことか。例えば1874（明治7）年に福澤門下生和田義郎が、義塾邸内に幼少の者を訓育するために開いた家塾・通称和田塾は、後の幼稚舎、一貫教育に連なるものであるし、1899（明治32）に私学初の海外留学生派遣を決定し、義塾出身の大学部教員を養成するために4名をドイツ、2名をアメリカに派遣したのは、今日の塾派遣留学、国際交流につながるものである。大学院の開設は、塾生・塾員の発声・慫慂があったことであり、近年の湘南藤沢キャンパスの創設にも通ずるところがある。今後教育先導、学術先導、新実業先導、知識・スキル先導、知的社会基盤先導、キャンパス環境先導という6つの先導が、これまでより速いテンポで様々な場で「躬行実践」されて行くと思われるが、その際忘れてはならないことは、大学として大学院として伝統的な学問的基盤を絶対に失ってはならないということである。「学部学則」「大学院学則」とも、総則第1条の2に「教育研究水準の向上を図り、本大学（本大学大学院）の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行う」とある。良き「先導者」たらんと欲するのならば、先を見つつも常にこれまでの軌跡の検証が必要であると考えらる。

【慶應義塾 21 世紀グランドデザイン】（2001 年 9 月発表）

慶應義塾長は将来計画を公表し、慶應義塾が教育研究において当面とすべき先導として、次の6項目を掲げている。

1 教育先導

感動創発教育、社会交流教育、智徳教養教育等の総合による自尊共生の精神に溢れた人間の形成、生涯教育、e-Learning 等多様な教育の場の提供

2 学術先導

学術研究支援体制の抜本的充実、国際競争力溢れた独創的学術研究潮流の生成等による、21 世紀国際社会への貢献

3 新実業先導

新しいビジネス教育、起業家教育等の実業教育の実施、ベンチャービジネスを含む新事業の開拓による、21 世紀の新実業界創出とわが国発展への貢献

4 知識・スキル先導

プロフェッショナル教育を含む新しい知識・スキル総合教育の実施、専門教育と横断教育の抜本的充実、コンテンツの集積と発信等による知識・スキルのあり方の革新

5 知的社会基盤先導

環境・健康・政策・行政・情報・技術・治療等の新たな総合による未来生活の場の高

度実験と検証

6 キャンパス環境先導

21世紀の学校が持つべき、学術・文化・健康・共生関係等を創発させる新しいキャンパス環境の構築

詳細

<http://www.pre.keio.ac.jp/mission/index.html>

【総合改革プラン 2002～2006】（2002年7月発表）

これは、グランドデザイン具体化に向けて2006年度に至る経営改革5ヵ年計画を説明したもので、「合理と独立の学校経営」を目指すには経営システム・制度の構造改革が不可欠であるとし、経営改革目標を設定している。

- ① 各組織の独立性を尊重しつつ塾全体が総合的に発展できる「合理」的経営システムの確立を図る。
- ② 「財政・経営システム改革」、「人事・給与制度改革」、「病院経営改革」を整合性をもって実行する。
- ③ 経営改革プロジェクト室を設置する。
- ④ 財政状況の改善によって経営の「独立」を目指す。

教育・研究においては、次のような目標を掲げている。（括弧内にその後の実施状況を付記した。）

教育先導

- ・ 慶應義塾チャレンジボランティアネット（仮称）の創設
（2003年5月「CanDoNet」として発足）
- ・ 横断的教育プログラムの実施
- ・ 学生国際交流プログラムの強化
（2005年1月「国際連携推進機構」発足）
- ・ ベーシック・ライフ・サポートシステムの創設（1999年より医学部が一貫教育校を対象としたBLS（Basic Life Support）教育を開始）
- ・ 語力教育の充実
（2003年「外国語教育研究センター」発足）
- ・ 慶應義塾遠隔教育システムの構築
（大学評議会 e-Learning 委員会のもと、2005年度より「総合IDシステム」開始予定）
- ・ 国際大学拠点ネットワークの構築
（2005年1月「国際連携推進機構」発足）

学術先導

- ・ 教養研究センターの創設
(2004年「教養研究センター」発足)
- ・ 総合研究推進センターの創設
(2003年「総合研究推進機構」のもとに「研究推進センター」発足)
- ・ 教職員国際交流の強化
(同上)

新実業先導

- ・ インキュベーションセンターの創設
(2003年「総合研究推進機構」のもとに「インキュベーションセンター」発足)
- ・ 生涯教育システムの強化（高度外国語教育を含む）
(2002年「教養研究センター」、2003年「外国語教育研究センター」発足)

知識・スキル先導

- ・ 法科専門大学院（仮称）の創設
(2004年度「大学院法務研究科（法科大学院）」開設)
- ・ 戦略構想大学院（仮称）の創設
(大学院構想検討委員会で検討中)
- ・ ビジネス・スクールの改編
(大学院構想検討委員会で検討中)

知的社会基盤先導

- ・ SFC（湘南藤沢キャンパス）次世代活動の強化
- ・ デジタル・コンテンツ研究運用機構の創設
(2004年「デジタルメディア・コンテンツ統合研究機構」発足)
- ・ 卒業生・学生・生徒ポータルサイトの構築
(2005年度より「総合IDシステム」開始予定)

キャンパス環境先導

- ・ 学生の学習環境改善のための三田キャンパス新校舎の建設
(2005年3月、南館竣工)
- ・ ストレスケアシステムの創設

(詳細は、付属資料「総合改革プラン 2002～2006」(2002年7月)を参照されたい)

【大学の理念・目的・教育目標周知の方法】

大学の建学理念たる福澤精神については、慶應義塾の塾員（教職員、卒業生）の間で永年の伝統を持ってひきつがれており、新しく学ぶ塾生（在校生）への継承も、入学式、入学ガイダンスに始まり、その後折に触れて言及することによって、卒業時にはかなりの程

度理解を得るようになっている。

法人理事長兼大学学長たる塾長は、大学の目的・教育目標を、前述の「慶應義塾 21 世紀グランドデザイン」等のメッセージを通じて詳らかにし、学内広報誌・ホームページも用いて、全学に周知徹底することを図っている。また慶應義塾では、毎年 1 月 10 日に福澤先生誕生記念会を年初の塾員の交流会を兼ねて開催しており、そこでの塾長の年頭の挨拶においても、目標が示される。その目標は、「慶應義塾報」に掲載され、全教職員に配布される。福澤研究センターでは、福澤諭吉に関する講座を開設しており、広く学内受講生を募り、福澤の生きた激動の時代と現代を結ぶ考究の場を提供している。

【大学の理念・目的・教育目標周知の有効性】

「慶應義塾は、単に一所の学塾として自から甘んずるを得ず、其目的は我日本国中に於ける気品の泉源智徳の模範たらんことを期し、之を実際にしては、居家処世立国の本旨を明にして、之を口に言ふのみにあらず、躬行実践以て全社会の先導者たらんことを欲するものなり」とする建学の精神に明記されているとおり、その理念は、慶應義塾だけのものではなく、広く社会を先導する理念となっている。その理念にもとづく教育・研究目標の周知にも努力を重ねており、その方法についても、十分に効果的に学内外に機能していると評価している。

II 教育研究組織

慶應義塾大学は、9学部、大学院10研究科をもつ総合大学である。

大学院研究科のうち、社会学研究科、経営管理研究科は学部組織をもたない独立大学院、法務研究科は2004年開設の専門職大学院（完成年度は2006年）である。2005年には、看護医療学部に関連する大学院健康マネジメント研究科を新たに設置する。

各学部ならびに大学院研究科の教育研究組織の詳細は、各論にその組織形態の現状、目標、課題を記述しているが、ここでは、全学的な観点から、義塾の教育研究組織の目標と課題を総括的に述べる。

【目標】

学部・大学院教育を含め、その教育の質的向上が最大の目標である。

教育の質的向上は、塾長の「感動教育実践」というコンセプトのもと、各学部・研究科が努力している。一方で研究成果としての「知的価値創造」への努力が不可欠であり、一流の学塾として、教育・研究を車の両輪とし、その充実が望まれている。

それを実現するための制度的、組織的改革が課題となる。

- 1 各学部・研究科の設立理念・目的・教育目標ならびに各学問分野の特性に基づき独自の教育・研究組織を構築することを原則としつつも、近年の社会の要請と、学問領域が急速に広がる傾向に鑑み、総合大学としての利点を活かした教育・研究における学部・研究科横断的な連携の組織の構築が不可欠となっている。
- 2 学部教育にあっては、語学教育、総合教育、専門教育が連携したカリキュラム構造を構築することが重要であり、幅広い教養と国際性豊かな素養をもった人材の育成が目標となる。
また学塾としての国際性を充実するため、受入れ留学生の拡充、塾生の海外留学機会の拡充も重要な目標である。2006年までに受入れ留学生と塾生の海外留学者を、ともに1,000名規模にしたい。
- 3 学部教育と大学院教育の機能的連携が重要となっており、とりわけ大学院修士課程での専門的スキルと学術的研究者の育成において、その両立が重要である。法科大学院をはじめとする専門職大学院の体系的構築がひとつの目標となる。
- 4 学部・研究科における運営組織として、学部長・研究科委員長の責務と負担が過重となっており、教授会組織のより効率的な運営を目指し、学部長・研究科委員長、各種委員会組織における役割分担と権限を、その効率的運営の観点から見直す必要が生じている。
- 5 学部・研究科所属専任教員の教育・研究、その他運営管理業務への負荷が、諸改革を進めるなかで過度に拡大する傾向にあり、過重の軽減と負担の公平性の確保が不可欠である。

- 6 研究支援組織の充実。研究者の個別研究を研究費の充実、支援組織の拡充を含め改善するとともに、学問分野横断的な総合的研究の推進・支援が重要な目標である。

【現状】

- 1 学部横断的カリキュラムの推進については、大学評議会（学事の最高決定機関）が議論を重ねてきた。2005年度から、各キャンパスの授業時間を統一し、遠隔授業による学部間の授業の開放、単位の認定に向けて、シラバスの統一的作成、セメスター制の導入を企画している。現状では、一部語学教育、総合教育科目の学部間相乗りや単位互換が行われている。
- 2 語学教育に関しては、文系4学部での日吉キャンパスを中心に2003年10月に開設した外国語教育研究センターでの学部間共通の語学教育が進められている。また湘南藤沢キャンパスでは、語学教育にe-Learning等による学生の自主的学習の機会を設けて総合政策学部・環境情報学部での横断的カリキュラムの設定が進んでいる。総合教育科目でも、日吉に2003年に開設された教養研究センターが Liberal Arts 教育の充実と学部横断的提供を進めている。
- 3 現在の受入れ留学生は、学部・大学院を含め年間700名程度、一方塾生の海外留学は、年間150名程度となっている。
- 4 専門職大学院としては、2004年に法務研究科（法科大学院）を開設した。
- 5 各学部・研究科での運営組織の改革が進められているが、必ずしも専任者間での合意にもとづく抜本的な改革には至っていない。そうした状況で、学部長・研究科委員長の負担が重くなる傾向にある。
- 6 専任者間の負担の不公平は拡大する傾向にある。
- 7 研究者の研究環境整備のため、2004年10月に全学的な総合研究推進機構を設立し、研究プロジェクトの立ち上げ、外部研究資金の獲得支援、研究実施の支援、研究成果を社会に向けて発信する支援、知的資産管理など、大幅な充実を図っている。

【達成度・評価】

1 学部横断的カリキュラムの設定

一部の科目ですでに実施しているものの、体系だった全塾的な制度整備は、まだ端緒についたばかりである。

2 教育における学部と大学院の連携

理工学部において、1996年より体系的なカリキュラム改訂が、進められており、その実績は、2003年、2004年の文部科学省「特色ある大学教育プログラム」（いわゆる特色GP：Good Practice）で評価され、着実に実効をあげている。

SFCでも、研究プロジェクト制やクラスタ制の導入によって体系化が進んでいる。経済・法・商の3学部では、2005年度からセメスター制を目指した通年半期制の導入を予定している。

3 外国語教育ならびに総合教育科目の充実

「外国語教育研究センター」「教養研究センター」の開設により、日吉、三田キャン

パスを基点とし、文系4学部、医学部、理工学部での教育拡充が着実に進捗している。また SFC では、すでに各種の改革がなされており、2003年の「特色ある大学教育プログラム」(特色 GP) に採択され、文部科学省から実績を認められている。2004年には、理工学部でも、GP が採択され、理工系学部における外国教育、総合教育科目の専門科目との連携が評価されている。

4 留学生の受入れ・送り出し

現在の受入れ数は700名程度で、目標の達成に近づいている。しかし送り出す塾生の留学者数は150名で全学生の1%未満という状況であり、その促進に向けての制度設計が急務である。今後は、2005年1月に設置した「国際連携推進機構」で戦略的に目標を達成するための方策を検討し、実行していくことになる。

5 専門職大学院の開設

法科大学院に続いて、会計大学院(仮称)、戦略構想大学院(仮称)などの開設が議論されている。また、経営管理研究科では、より競争力のあるビジネス・スクールを実現するための制度改革が進められている。

6 研究推進の支援体制

「総合研究推進機構」の開設によって、全学的、体系的な対応が可能となった。翼下の研究推進センターにおいて総合的研究を推進する取組みが試行されているが、これは漸くその緒に着いたばかりである。一方で、研究の立ち上げ推進、遂行支援、知財管理・運用の一貫した体制が動き出し、会計処理に関しても外部資金特別会計システムを構築管理する体制を整備しつつある。

【展望】

2008年に慶應義塾は、創立150年を迎える。

教育研究の質的向上、国際的展開、社会各層への開かれた学塾、教育研究を通じた社会への貢献を目指して、各種の組織的改革が進められている。

1 教育

総合大学の利点を活かした学部横断的な教育の推進、学部教育の充実、学部・大学院教育の連動、専門職大学院の体系化による専門職業人の養成、研究大学院の充実を目指している。

2 研究

国際的学術拠点の形成を進め、各大学院研究科の博士課程教育の充実を図り、産官学連携による社会先導型の人材育成を目指して努力を重ねている。

その推進の組織的対応に関しては、各学部・研究科の組織改革ならびにカリキュラム改革や Semester 制導入などの制度改革を進めている。

制度的には、学部間のダブルメジャー制度や学部・大学院の相乗り授業、学部飛び級制度による学部・大学院の連携制度を将来の視野に入れている。

3 国際化

留学生の受入れに関しては、留学生会館などの宿舍施設の充実、奨学制度の拡充、さらに塾生の海外留学に関しては、留学期間の学費減免制度の拡充、海外学術機関との単位互

換・認定制度など、組織的対応が不可欠である。2005年1月より、学部・大学院と更なる機能的連携を図り、義塾全体の国際化推進を強化するため、「国際連携推進機構」を設置した。

4 研究の推進

総合研究推進機構のもとで、研究推進・支援を行っており、その成果は着実にあがっている。2004年の外部研究資金の導入は、全学総計で140億円に上っている。一方で大学研究機関としての自己資金による研究推進は、現在5億円程度の資金であり、その規模の拡大とともに、産学連携による戦略的な総合研究推進の組織化を進めている。

5 学部・研究科の運営組織の改革

学部、大学院研究科の教授会、大学院委員会の在り方を含め、学部長・研究科委員長のガバナビリティへの組織的対応が不可欠である。各教授会の運営体制を改善し、専任者の無用な負担の軽減と、専任者間の負担の公平さを確保することが、重要な課題となっている。

Ⅲ 教育研究の内容・方法と条件整備

Ⅲ－１ 教育・研究指導の内容等

【目標】

「福澤諭吉創業の精神に則り、独立自尊の人格を育成し、精新な学術の理論と応用とを研究教授して、広く社会の先導者を養成すると共に、文化の発展に貢献することを目的とする。」との慶應義塾建学の精神に則り、各学部・研究科・研究所等は、教育研究の内容・方法の充実とそれを実現するための条件整備に努めており、殊にかつて創業時の蘭学塾以来の教育形態である「半学半教」の姿勢は、現在の義塾において教職員、学生の垣根なく互いに教え学びあい、意見を交換するという真摯で自由な気風の中に脈々と生き続けている。

各学部・研究科の教育・研究理念にもとづく教育・研究の目標を要約すると以下のようになる。

学部教育にあつては、学校教育法第52条、大学設置基準第19条、大学院教育にあつては、学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、第4条第1項に指示されている大学学部ならびに大学院研究科の教育指針に沿った教育・研究の指導を目指している。

文学部・文学研究科

学部教育において、「公に対する私」、「集団に対する個人」、「プロフッショナルに対するアマチュア」という理念を達成することを目標とする。

豊かな教養を身につけるとともに、自らの関心にしたがって学問分野を探求できる体制の構築を目指している。幅広く深い教養および総合的判断力の育成と滋味ある人間性の涵養を目的とした教養的授業科目の編成と、専攻に係わる専門の学芸を教授する専門教育的科目との、整合的かつ体系的な指導を教育目標としている。

大学院研究科においては、学部理念に基づく教育をもとに、「気品の泉源知徳の模範」としての人文社会科学分野の研究教育を国際的視野にたつて先導する人材を育成する。学部を礎をおく大学院として、広い視野に立つ学部知識に基づく、各専攻分野における研究能力と高度な専門性を有する職業への人材の輩出を目指している。

経済学部・経済学研究科

学部教育においては、「世界経済をリードする指導的経済人の育成」、「新しい経済学の樹立」、「急速な変化を遂げる現代社会に対応する先駆的教育の実践」を理念とする。

論理的思考の養成のために基礎的数学知識の修得を前提に、幅広い教養と豊かな国際性を涵養するため、1・2年次に基礎的経済学を教授し、3・4年次には経済学の専門知識を習得させる。また研究会において、それらの基礎を集大成させるために卒業論文の指導に重点を置いている。

大学院では、学部教育の基礎の上に高度の専門的研究能力をもとに、国際的に通用する学識と地球規模で生じている課題に対して、痛みを共有し、世界のリーダーとなり得る人材の養成を目標としている。

学部を礎とする大学院として、学部教育との一貫性と大学院における修士・博士課程の教育の体系化を意識している。

法学部・法学研究科

法学部法律学科では、法律学の知識を基礎にして、自ら物事を判断できる平衡感覚や能力を有するリーガルマインドを持った人材の養成を目標とする。また、法学部政治学科では、政治に関するあらゆる現象の考察を対象として、その分析とプレゼンテーション能力を高めることにより、社会において総合的見地から知的価値の創造や提言を行い得るリーダーシップを持つ人材の養成を目標としている。両専攻とも、幅広い教養に根ざした、深い専門学芸を教授することを目的としている。

大学院は、学部との相互補完性を前提に、独創的、先駆的、かつ高度な法学・政治学の研究に取組み、自主独立の気力をもって社会を先導し、自由で公正な社会の形成に貢献できる独立自尊の人材の育成を目標としている。修士・博士課程の教育システムの一貫した体系化を試みている。

社会学研究科

人間科学分野の最新知識を追求しつつも、建学の精神である「独立自尊」の実現をめざすことに、社会学研究科設立の理念をおく。

社会学、心理学、教育学の各分野で、真に国際的、創造的な視野をもって社会に貢献できる第一級の研究者、専門家の育成を目標としている。学部に礎を持たない独立大学院であり、入学者は幅広くいろいろな素養を身につけている。その素養を生かした研究者・高度専門家の育成が目標となる。

商学部・商学研究科

「実学の精神」を商学の分野で実現すべく、多様に変動を重ねる現代社会に対応する批判と創造を培う研究と教育の場の構築をめざす。

学部では、深い教養の礎に基づいた、経営学、会計学、商業学、応用経済理論の体系的な修得を通じて、優れた問題解決能力を持つ個人を養成することを目標とする。

大学院では、学部教育理念を継承し、一貫した教育システムをもつ修士・博士課程において、商学分野の研究者の育成とともに、経済社会の運営に直接携わる高度管理専門職の訓育をめざす。

医学部・医学研究科

学部では、福澤・北里の建学の精神に則り、常に広い視野で将来を見つめ、時代に先駆けて事を行う姿勢をもち、独創性と人間性を重んじ、基礎医学と臨床医学の緊密な連携のもとに学問と実践を結びつけた医学教育にもとづく人材育成を目標とする。

この学部教育理念のもと、研究科修士課程では、国民の健康と福祉を担い、医学・医療の実践と研究・教育を行う人材の育成をめざす。

さらに博士課程では、独創的研究を行い、それを担う後進を育成できる医学研究者・教育者の育成を目標としている。

理工学部・理工学研究科

教育・研究の基本理念を「創発 (emerging)」におき、学生のフロンティア精神を育み、その創造的能力を引き出す教育・研究環境のもとで、時代の先端を切り開き社会を先導できる人材の育成を目標とする。

学問の有機的な関連性を明らかにし、科学技術の確かなデシプリンの教育を行うとともに、研究分野横断的なトランスデシプリナリな教育を進めて、学部・大学院を教育・研究の両面から総合化することにより、新しい教育の場の構築をめざす。

経営管理研究科

個としての自立心、他の尊厳を重んずる精神、明確な使命感、卓越した見識、果敢な実行力を併せ持つ、優れた革新的なビジネス・リーダーの育成を目標とする。学部には礎を持たない大学院研究科であり、多くの受入れ学生が実社会でのビジネス等での経験をすでにもつ層である。その経験を前提とした、実学教育の実現を目指している。

法務研究科

本塾建学の精神に則り、学理および応用を教授研究し、法律に関する高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培う。具体的には、21世紀の法化社会の必要とする法曹に求められる多様な幅広い人材の育成を行うべく、法曹資格取得の最低要件である（新）司法試験に合格する為の、実務をも視野に入れた基本的法学教育を実施すると共に、他部局ならびに卒業生等の協力を仰ぎつつ、国際性、学際性、先端性をキー・コンセプトとして、新たな法曹像を確立する為の高度な法学教育及び研究を実施する。

総合政策学部・環境情報学部

「創造性の重視」、「問題発見・解決」の基本理念に基づき、一つの専門領域の修得をめざした「基礎積み上げ」型の教育ではなく、[問題を発見する]ことから始めて、その解決に向けた研究を行うことによって、基礎的な必要な知識を獲得するという教育体系をめざしている。

政策・メディア研究科

脱工業化社会におけるメディアネットワークを駆使し、グローバル化世界における問題解決に向けた戦略を構想し、それを実践できる社会の先導者を輩出することを目標とする。

そのために、個性・独創性・自立性・国際性、問題発見・解決能力、問題解決のリテラ

シー、個別専門型から専門領域横断型の学問研究をめざし、既存の大学・研究科を超えた新しい大学環境を構築する。

看護医療学部

「躬行実践を以って全社会の先導者たらん」ことをめざし、保健・医療・福祉の3領域が一体化して機能する「新しいシステム」の開発と、それを実践できる人材の育成を行う。

「広く個々人の基本的権利である健康を護り育てる」という学部の社会的使命を果たすために、情報化社会の中で実践をもって社会を先導できる能力をもつ人材を育成することを目標とする。

以上の各学部・研究科の教育・研究目標をもとに、教育・研究の指導の内容等に関して、現状と将来展望を述べ、併せて自己評価を加える。

(1) 学部・研究科の教育課程の現状・展望・評価

学部・大学院研究科のカリキュラムを含む教育体系は、それぞれの「学部学則」「大学院学則」に基づき編成されている。学則ではすべての学部ないし研究科の、設置科目、履修・進級・卒業の要件、試験・成績評語など、教育課程の詳細を規定している（学部学則第10章、大学院学則第3節）。

これらは学部・研究科の意思決定に基づき、大学評議会（塾長・担当常任理事、学部・研究科・研究所等の合議による大学の最高意思決定機関）の承認を得て制定され、必要な場合には改定される。

【カリキュラム改革の現状と展望】

塾長は、2001年に就任後、「慶應義塾21世紀グランドデザイン」を発表し、教育・研究の充実・発展を目指して、諸改革の実施検討を進めてきた。教育・研究の質的向上による感動教育実践、国際化、社会に開かれた学術、知的価値創造、実業開拓による社会貢献を目指して種々の改革が行われた。

各学部・研究科で個別に進められている改革は、該当の報告書に委ねるが、ここでは全学的取組みの進捗状況について現状と課題を要約する。

大学教育委員会は、全学的な統一性を必要とする体系的な枠組みとしての「カリキュラム改革」、「自己点検・評価制度」、「e-Learning」（遠隔授業等）の推進を検討している。

また新大学院構想検討委員会は、大学院法務研究科（法科大学院）の開設を実現し、さらに新たな大学院設置を検討している。

カリキュラム改革は、大学教育委員会のもとに組織された「カリキュラム検討小委員会」で検討され、現在各学部・研究科・研究所等においてその実現について検討中である。 Semester制の全学的導入、GPAなど新しい成績評価制度の検討、シラバスの充実、国際化に向けての制度検討（外国語教育、海外大学とのダブルディグリー制度など）、学部横断的カリキュラムの設定（ダブル・メジャー制度、遠隔授業）が当面の課題となってい

る。

既にシラバスの充実は2004年4月新学期より実現され、今後毎年改訂されていくことになった。

遠隔授業については、大学教育委員会のもとに「e-Learning 等検討小委員会」が組織され、準備施策として2004年度より全キャンパスの授業時間帯の統一が実施された。2004年7月デジタルメディア・コンテンツ統合研究機構を全塾的にデジタル知財の創造・蓄積・流通とそのためのシステムおよびデジタル技術の開発を目的に構築した。e-Learning の開発は、今後この機構が中心となる。

【学部・研究科の科目配分について—その評価と展望—】

各学部・研究科とも、その設置科目は自らの責任において決定しており、いずれも長い年月を経て不断の改訂を重ねてきたものである。各学部ともほぼ専門6・教養3・外国語1の比率で科目配分を行っている。高大連携、学部横断的プログラムの提供、学部・大学院の連携、社会人教育の実施など、急速な社会ニーズの変化に対応する改革が必要となってきた。

必修・選択科目の配分は、それぞれ専門とする学問の性質（研究方法や育成すべき人材の専門能力など）により互いに異なり、また、必修・選択に単純に区分することができない場合もあり、各学部の報告書に見られる如くそれぞれ独自の構成となっている。授業科目の特徴・内容、履修形態、科目履修単位の算定の方法についても、各学部の判断に任せることになっているが、原則1週1回（90分）の通年コース（年30週）の講義科目を4単位とし、科目の内容、履修の形態によって、扱いを変える場合は、その学部の判断を大学評議会において了承する形をとっている。

専任教員が授業を担当する比率は、専門科目で、平均約80%となっており、教養科目で、平均約60%となっている。大学院研究科に関しては、ほとんどの研究科で、75%以上の専任者比率となっている。

一方、教員組織における人的体制の観点から兼任教員の状況をみると、専任者数1に対しての兼任教員比率は全学平均で、1.0となっている。学部では、文学部が2.9ともっとも高く、1を超える学部が他に、法学部（2.4）、商学部（1.1）、総合政策学部（1.9）、環境情報学部（1.2）、看護医療学部（1.1）となっている。大学院研究科は、全研究科平均で、0.3となっており、ほぼ専任者のウエイトは確保されている。

横断的カリキュラムは、2002年に教養研究センター、2003年には、外国語教育研究センターを発足させ、文系4学部について、日吉で制度的に整備されてきており、外国語については、外国語教育研究センター設置科目をはじめとして学部の枠を取り払った諸学部生混成クラスによる授業が実現している。また卒業単位として他学部設置科目を認める学部がほとんどである。今後は学部の枠にとらわれない主・副専攻制度の実現に向け、改革を進めたい。また遠隔地のキャンパスにある学部の授業を履修できるように、e-Learning の整備を並行して進める必要があり、全学的な検討をはじめている。

【国際化の進展に対応する外国語教育—その評価と展望—】

外国語は、医学部を除いて在学中の全期間（4年間）にわたり履修できる。

実用に耐える外国語能力を高めるため、幅広い選択コースを用意し、学生本人の習得レベルに応じた段階的なクラスや、討論、作文などに特化したクラスなど、多様な履修方法を可能としている。初習者も帰国生もレベルに応じたクラスに入り、無理なく実力を伸ばせるのである。

学部により異同はあるが、初歩から討論までのレベルがあり、上級レベル向きのインテンシヴ・コース（英語以外もあり）、高等学校の第2外国語既習者用クラス、外国語のみを使用する専門科目、第3外国語、古典外国語（ラテン語など）なども設置されている。

一方、国際化の進展は、外国人学生とのコミュニケーションの機会を増加させることにあると考えており、2006年度までに受入れ留学生、派遣留学生を年間1000名にまで拡大することを目標としている。特に派遣留学生数は現状年間160名程度に留まっており、拡大の方策が望まれる。大学間の交換協定による学生派遣の協定大学の拡大を進めている。また私費留学を推進するためには、海外留学中の授業料減免措置、海外大学での取得単位の認定措置など、制度的に拡充すべき点が多い。

【基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況】

文・経・法・商・医・理工の1、2年生（医・理工は1年生のみ）は日吉キャンパス在籍である。各学部教育での基礎・教養教育の位置付けならびに専門科目との関連性について教授会での議論にもとづき、その教育は日吉キャンパスで実施される。各学部では日吉の統括責任者として学部長を補佐する「日吉主任」の職をおき、そのもとで教育が実施される。日吉キャンパスには、全学的な横断組織として「教養研究センター」が設置されており、教養教育のあり方研究・FDのあり方研究など、教養教育の充実に向けての努力が重ねられている。（付属資料の「日吉キャンパスの教育体制」を参照）

またSFC（湘南藤沢キャンパス）に設置されている3学部については、「問題発見解決型」教育実現の目標に沿って、教養科目の学年配当を特に規定せず、全学年にわたり自由に配置しているのが特徴であり、学部教育全体の中で教養教育を位置付けている。その実施の責任体制は、教授会が直接担っている。

【大学院教育の現状・評価・展望】

学部に基礎を置く大学院は、学部教育の基本理念を継承する形で運営されており、各研究科と学部との連携を念頭においた教育体制を実現している。

文系4学部では、それに連携する大学院は、学術大学院と位置付けられており、近年の専門職教育の社会的要請に応える形になっていない。それを補うかたちで、専門職大学院設置の検討が重ねられており、会計大学院（仮称）、戦略構想大学院（仮称）、公共政策大学院（仮称）などの開設が検討されている。既設の法務研究科（法科大学院）と連携した専門職大学院の体系化の展開が今後の課題となろう。

一方、理工学部は大学院進学率が高く、学部と大学院の連携教育プログラムには、カリキュラム編成上、特段の工夫を凝らしており、1996年以来の改革の蓄積によって、理工学部独特の「学門」制度を敷き、柔軟なコース選択の機会を大学院進学者に提供している。

修士課程と博士課程のカリキュラムの連携も充実している。

大学院における新しい試みは、社会人対象の教育プログラムの拡充である。商学研究科では、専門的職業人のための学術教育プログラム（APPs: Academic Program for Professionals）を2000年より開始している。コースの新設としては、現職司書のための夜間修士課程「文学研究科図書館・情報学専攻情報資源管理分野」が2004年度より開講され、現職教諭のための修士課程「社会学研究科教育学専攻（現職教員枠）」、アート・マネジメント従事者のための修士課程が2005年度より開設される予定である。

国際化に向けての努力としては、すでに商学研究科は世界銀行と連携して、国際租税留学制度に10年の実績をもち、また理工学部では、留学生のために、英語による授業を行う、日本語を必要としない「先端科学技術国際コース」を設置している。

博士課程（後期）学生が学位を取得するためには、学位授与に関する規程・内規、各研究科の設ける学位授与に関する申合せによらなければならない。学生の学位取得を促進するために、指導教授による個別指導の他に、学会における発表奨励、レフェリー付学会誌への論文掲載の義務化、合同演習などを実施している研究科が多い。近年、課程博士数が増大傾向にある。また、各研究科でのCOEプログラムによるRA制度、ポスドク任用制度も着実に実績をあげており、国際的な若手研究者の養成に成果をあげている。

【特色ある教育プロジェクトの進捗状況】

倫理教育

社会的規範と倫理的指針が揺らぐなか、良識ある社会人の育成が重要な課題となっている。

人文・社会科学系の学問領域でも情報処理教育が不可欠となってきており、情報社会での倫理観養成のための「倫理学」、人権問題への認識を深めるための「人の尊厳」などのカリキュラムを設置している。

医学部教育においては、医療に携わる人間としての自覚を早い機会に持たせることとし、医療現場の早期体験、臨床における患者とのコミュニケーション能力の充実のために、SP（Simulated Patient）による医療面接実習の機会を導入している。また総合医科学研究センターでの起業経験の修得に際しての企業倫理教育、生命科学の分野での生命倫理に関する教育も行っている。

理工学部は、情報リテラシー、生命科学、その他の工学分野の基礎教育の中で、科学と倫理に関する知識を涵養することの重要性をカリキュラム上に実現している。

総合政策・環境情報・看護医療の各学部では、情報倫理教育、さらには起業のための企業倫理教育を実践している。

特色ある教育

文学部では、特定テーマでの学生の知識の専門性を掘り下げる努力をすると同時に、統合的な授業を展開して、学生の視野を広める努力をしている。「芸術と文明」、「比較精神史」、「情の技法」など専任教員以外の外部講師による授業を行っている。

理工学部では、技術者教育プログラムの外部評価機関の認定制度であるJABEE（Japan

Accreditation Board for Engineering Education) の審査を受け、2003 年度からその認証を受けている。

独立大学院としての経営管理研究科では、米国のビジネス・スクールのプログラムの国際認証機関 AACSB (The Association to Advance Collegiate of Schools of Business) の認証を 2000 年に日本で初めて獲得しており、ケース・メソッドによるビジネス教育を中心に実学教育の実績をあげている。長い教育実践の蓄積に裏付けされ、常に更新されていくケース教材の豊富さが特徴である。

2004 年度開設の法務研究科 (法科大学院) では、授業料システムとして初めて単位従量制を施行し、これは履修に関して学生の自主性を重んずるとともに、教員側の競争を高める要因ともなっている。研究者教員と実務家教員がともにクラスに参加する Workshop 形式の授業も新しい試みである。

「特色ある大学教育支援プログラム」(特色 GP) の採択状況

「特色ある大学教育支援プログラム」(特色 GP: Good Practice) は 3 件が採択されており (うち 1 件は共同プロジェクト)、2003 年度 SFC の 2 学部が「問題発見解決型教育システム」、また 2004 年度には理工学部が「自立と創発の未来先導理工学教育」のプロジェクトを立ち上げている。前者は、SFC キャンパス開設の 1990 年より続けてきた問題発見解決型の教育システムの実効性が認められたものであり、後者は学部・大学院の連携プログラムによる技術者専門家の養成を目指した 1996 年からの理工学部の改革の成果が認められたものである。

「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」(現代 GP) の採択状況

2004 年度より SFC キャンパスの研究科・学部による「コミュニティ型教育プログラムと地域活性化」プロジェクトが採択され、群馬県桐生市にて、地域コミュニティの活性化とコミュニティビジネスのインキュベーションをテーマに実践的取組を行っている。

慶應義塾大学「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」ホームページ

<http://gp.sfc.keio.ac.jp/>

「海外先進教育研究実践支援プログラム」採択状況

教職員を海外に派遣し、先進的な研究や優れた教育実践に参画させることなどにより、教育研究能力の向上を図る優れた取組として、2004 年度より開始され、同年度は 7 名が採択されている。この人数は私立大学のうちで最も多い。

文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」採択状況

高度専門職業人養成の推進を図り、以て国際競争力の強化・向上を目的とするため 2004 年度より開始され、同年度は大学院法務研究科の申請したプロジェクト 2 件 (うち 1 件は共同プロジェクト) が採択された。単独プロジェクトは教育メソッド開発を目的とした「ワークショップ・プログラムによる教育展開—国際性・学際性・先端性を備えた法曹養成のために—」であり、共同プロジェクトは 11 大学の法科大学院による「実務技能教

育教材共同開発共有プロジェクト」で、教育メソッドに使用する教材開発を目的としている。

「21世紀 COE プログラム」採択状況

「21世紀 COE プログラム」(Center of Excellence)は、義塾全体で12拠点(2002年度5拠点、2003年度7拠点)が採択されており、大学院のすべての研究科が、いずれかのプロジェクトに参加していることが義塾の特徴であり、5年後の国際研究拠点の形成を目指して着実に研究が進んでいる。

21世紀 COE プログラムが、研究の進化、博士課程学生の研究の活性化に結びついていることは評価できるが、他方研究者の研究時間のみならず、研究推進のための事務処理等の時間が急激に増大しており、一部の研究者には負担の過重が見られる。また全学的に研究拠点充実のための研究スペースが十分でないことも今後解決すべき重要な課題である。

慶應義塾大学 21世紀 COE プログラム・ホームページ <http://www.21coe.keio.ac.jp/>

(2) 高・大連携への取組み

入学広報を中心とした進学相談会、オープンキャンパス(三田、日吉、矢上、藤沢キャンパスで年1回開催)、模擬授業などは全学的な取組みとして行っている。

個別の高校・大学との連携プログラムは、現状では、一貫教育校(付属校)を対象としたものが中心となっている。経済学部、商学部、理工学部など学部ごとに独自に対応しているが、今後は全塾的かつ組織的な連携制度の形成が望まれる。高校時に取得した授業科目単位を大学入学後に大学の単位として認定するなどが、今後の検討課題である。医学部では、BLS(Basic Life Support)教育の一貫化を企画、一貫教育校の小中高生のために、大学病院救急部でBLS実技教育を開始している。理工学部では、慶應義塾高等学校3年理系クラスの生徒を、理工学部1年の線形代数、微積分学の授業に参加させ、単位を与える試みを開始、将来は遠隔授業等で他の高校にも拡大することを考えている。SFCでは、地域の高大連携プログラムの試行を進めている。2001年には神奈川県立湘南高校、同希望が丘高校との連携により、高校生の大学研究プロジェクトへの参加を可能とする試みを開始している。将来は教育共同体を構築する提案を、大学から地域にしている。今後、全学的・体系的な組織化が必要であり、今から十分な構想をもってさまざまな実験を試みる必要がある。

(3) 国家試験への対応

医学部では医師国家試験の対策授業、SFCでは公務員試験の出題問題の答案練習を行う「演習」科目があるが、その他の学部では国家試験のため特別にカリキュラムを組むことはしていない。医学部新卒者の医師国家試験合格率は過去5年間平均95%(2003～1999年)である。

しかし、正規科目としての学部の認定はないものの、各キャンパスにおいて受験対策の

ための講座が該当学部の附属機関として組織されており、三田では、法学部の司法研究室（司法官コース・国家公務員コース）および商学部の会計研究室があり、答案練習会を始め種々のクラスが用意されている。公認会計士第2次試験の在学学生・卒業生の全国大学別合格者数は30年間を通じ全国大学中第1位（2003年度228名、2004年度208名）、司法試験合格者は第3位（2003年度123名、2004年度170名）、国家公務員I種試験は第4位（2003年度82名、2004年度85名）であった。

SFCではシビル・サービス・オリエンテーション・プログラム委員会が、国家試験のガイダンスを行っている。

(4) 医学系・看護系のカリキュラムにおける臨床実習・臨地実習の位置付け・運営方法

医学部では、第5学年8月末から第6学年12月まで臨床実習を実施している。

従来は見学型が中心となっていたが、2004年度より診療参加型が導入された。医療チームの一員として患者に接する上で、必要な知識・態度・技能が充分身についているかを評価する。2002年度より臨床実習開始前に十分な診断学実習・系統講義を行い、また実習そのものもbasicとadvancedの2段階にするなど、改善に努めている。

看護医療学部でも、実学を重視した基礎理論を実習で応用し、理論知識と実践的知識の統合を図ることを考えている。実習授業の企画については、実習委員会が中心となり、ガイダンスによる学生指導の徹底に努めている。

(5) インターンシップ

まだ端緒についたばかりで、インターンシップ科目を設置する学部・研究科は、それほど多くない。きめ細かい指導（事前研修、フォローアップ）が必要であるため、急速な量的拡大は直ちには望めないが、各学部・研究科とも現在なんらかの計画を持ち、その実現に向け検討を行っている。

現在実施中のプログラムとして、商学部の例がある。商学部では、インターンシップ科目（1科目を教員6名できめ細かく指導）を学生の実学での問題意識を高める目的で実施している。これを2年生配当としているのは、就職時の企業の青田刈りを避けるねらいもある。また研修先には中小企業・NGOを含めており、応募者が多いため選抜を行っている。学生に制度を通じて実社会での問題意識を喚起するという目的は十分に達成されている。

文学部図書館・情報学専攻では、司書資格取得希望者に図書館・文献情報機関における現場実習を必修科目として課している。また理工学部でも各学科の専門科目として「学外実習」を設けている。SFCでは、「企業インターンシップ」「非営利組織インターンシップ」科目が提供されている。

大学院研究科レベルでは、理工学研究科修士課程での「学外学習」の制度を設けているが、修士段階での勉学との両立はかなり困難で、志望者は限られている。短期海外研修をインターンシップとする試みも始められ、2002年には6名の修士学生の実績がある。ま

た経営管理研究科では、実際に企業において提言を行うフィールド・スタディ科目を設けている。

(6) 国内外の他大学との単位互換の状況と今後の課題

国外に留学する学生のために単位認定制度があり、全学部・大学院に共通のルールとして、「留学先で取得した単位は、学部で30単位、大学院で10単位を超えない範囲で、卒業に必要な単位としてこれを認定できる。」(学部学則第11章153条、大学院学則第124条③) ことになっている。

しかし国内外の他大学との本格的な単位互換制度や授業相互乗入の協定締結は学部レベルでは未だ実現しておらず、今後の課題である。

例外としてSFCの総合政策学部・環境情報学部・看護医療学部が鶴岡タウンキャンパスのバイオキャンプ参加者に対し山形大学農学部と行っているものがある。大学院レベルでは、文学研究科が早稲田・上智・学習院大学と行っているもの、経営管理研究科が海外ビジネス・スクール(修士レベル)19校と交換留学生の単位相互認定の形をとって行っているものがある。医学部では、国外での病院実習に対する単位互換の導入が課題となっている。医学研究科博士課程では、国内外の研究機関や他大学大学院で研究に従事するため、最長1年間の留学が休学することなく可能である。

ダブルディグリー・プログラム(double degree program)は、海外の大学では既に広く行われている制度であり、今後のカリキュラム展開の重要な要素として鋭意検討する必要がある。2005年度より政策・メディア研究科と韓国の延世大学社会学研究科の間で、ダブル・ディグリープログラムの試行を始める予定である。

(7) 外国人留学生、帰国生、ニューヨーク学院からの進学者などに対するカリキュラム上あるいは教育指導上の配慮

各学部・研究科とも、学習・研究に必要な言語能力と基礎学力のケアを行っている。帰国生にはその外国語能力に合致した上級クラスを学ばせる、留学生・帰国生には日本語習得クラスを学ぶ機会を提供する、など履修上の細かい配慮がなされている。また経済学部のように9月入学生に対し「研修課程」と称する入学前準備級を開講し、数学、日本語、日本史をはじめとする知識レベル向上を施しているものもある。理工学部では、数学・物理・化学・生物学の補習授業を提供し、基礎学力の不足部分を補うよう工夫しており、併せて留学生・帰国生のために専用の学習指導体制を敷き、適応状況の把握に努めている。SFCでは外国語による専門科目授業がある。

大学院では、留学生に対し指導教授による懇切なケアが施されている。積極的な試みとして注目される例を以下にあげる。

法学研究科では、書類選考にて受入れ、英文の修士論文提出が可能であり、チューターがつく特別プログラムが用意されている。

経営管理研究科では、交換留学生のためのコースが生まれ、その授業はすべて英語で行われる。ケースなど教材は出来る限り英語のものを配布し、試験答案も英語使用を許可し

ている。これには日本人学生も参加でき、日本人学生にとっても国際コミュニケーションの訓練の場となっている。

商学研究科での国際租税留学プログラムでも英語で修士学位の取得が可能であり、日本人学生にもコースは開放されている。

各研究科による留学生の積極的な量的拡大の努力は、施設収容能力（宿泊を含む）の限界があるため、非常に制約されている。留学生の滞在をケアする機能の強化や専用宿泊施設の拡充・設置が今後の課題である。

(8) 外国人留学生の受入れ・国際プログラムの実施の状況

外国人留学生用の国際プログラムとして現在実施されているものは以下のとおりであるが、個々の充実度は高く、留学生を満足させるものと思われる。

理工学研究科

理工学研究科先端科学技術国際コース（授業・論文など全て英語を使用言語とする。日本政府国費留学生の受入れを主とする。）

商学研究科

世界銀行国際租税留学制度（国際租税官の育成コース）、海外3大学との交換留学制度

経営管理研究科
海外19経営大学院との交換留学制度（授業・教材は英語を使用する）

国際センター

国際研究講座・日本研究講座（短期交換留学生用）

国際センターでは英語による短期プログラムを新設別科として開設することを検討している。これは学部専任教員を中心とし、非常勤講師にも授業委嘱する総合的な国際教養課程（定員180名規模）であり、英語によるアカデミックな授業を展開するとともに、日本語授業を適切に組み合わせることにより、慶應義塾独自の短期留学生受入れ態勢を形成するもの。

このように、主に大学院において留学生受入れ態勢が整備されつつあり、この傾向はさらに進展する勢いである。今後は留学生用のカリキュラムの工夫、プログラムの新設もさることながら、更なる留学生の増大を得るためには日本での生活を確実にサポートする機能の充実が必要とされてくるだろう。

(9) 障害をもつ学生への教育上の配慮

障害学生が入学する都度、該当の学部・研究科は適宜必要な対応をとってきた。

入試の支援に始まり、入学後の施設バリアフリー化、構内移動の支援、履修上の支援（履修申告、受講、レポート・論文作成、試験など）、文献使用・ノート整理、授業におけるコミュニケーション支援、学内支援組織の確立など、必要とされる措置は多岐にわたるが、幾つかのケースの経験を通して支援ノウハウを蓄積してきており、今後は全学的なケア体

制の整備と標準化が課題である。

(対応例は、法学部、理工学部、経営管理研究科、法務研究科の各報告を参照されたい。)

(10) 社会人の再教育・生涯教育の実施状況、社会人学生に対するカリキュラム・研究指導上の配慮

社会人を主な対象としたコースは以下のとおりである。

通信教育

文学部・法学部・経済学部に通信用課程が置かれ、所定の課程を修了すれば学士号を取得できる。社会人、地方在住者にとって学部課程を修める良い機会を提供している。

(詳細は III—4「通信教育」を参照されたい。)

経営管理研究科

海外のビジネス・スクール（経営大学院）と同じく、企業勤務ないし経営経験のある既卒者、および企業より派遣されてくる者を対象としたカリキュラムを組んでいる。経営学修士号（MBA）を取得できる。またエクステンション・セミナーとして、2週間～3ヶ月程度の企業在籍者（役員、管理職など階層ごとに受講対象を限定し数種類を用意）向けの短期講習を実施しているが、これは学位を付与するものではない。

(詳細は、経営管理研究科報告を参照されたい。)

商学研究科

専門的職業人のための学術教育プログラム（APPs）を修士課程に置いている。（2002年度開設）

文学研究科図書館・情報学専攻情報資源管理分野

現職司書が修士号を取得してレベルアップをはかるためのコースで、平日夜間・土曜日の開講となっている。（2004年度新設）

(詳細は、文学研究科報告を参照されたい。)

社会学研究科教育学専攻

現職教員が修士号を取得してレベルアップし、教員専修免許を得るためのコースで、最初の1年間は学校教員に認められている研修休職で通学するというもの。（2005年度開設予定）

(教職課程センター、社会学研究科の各報告も参照されたい。)

文学研究科美学・美術史専攻アート・マネジメント分野

美術・演劇・舞踏・音楽など芸術諸分野の経営管理を専門とする人材を養成する。現職アート・マネジャーを主な対象とする予定。（2005年度開設予定）

(詳細は、アートセンター報告を参照されたい。)

社会人の大学に対するデマンドとしては、専門職としてのキャリア・アップが顕在化しているが、さらに教養のレベルアップ、特定主題の探求など、さまざまなニーズが潜在している。これらに有効な支援を提供して社会に貢献することは、社会の主要な教育機関としての慶應義塾に当然要求されるものであろう。

Ⅲ－２ 教育・研究指導方法とその改善

【目標】

大学ならびに大学院教育において、その質的向上をめざして、各種の改革の試みがなされている。

改革の教育効果測定に関しては、多少問題がある。すなわち測定単位の確定が、効果尺度のタイムスパンの長短によって異なりうるし、異なるタイムスパンを持つ測定単位の効果を比較することに意味があるかという点である。

大学院での専門分野の教育の場合は、学部教育の一般的評価に比べれば、研究の成果としての論文数や学会発表回数などによって評価できるかもしれない。その場合でも、真の意味での研究成果の歴史的価値を含む評価は困難である。

したがって、ここで展開できる教育効果の測定は、それぞれの教育・研究指導の目標をあらかじめ設定しておいて、その目標がどの程度、指導方法の改善によって達成されたかを評価することに限定した意味しかもたないことを予め認識しておきたい。

以下に現状、改善の工夫とその達成度、自己評価と将来の展望を要約する。

(学部・研究科での取組みの詳細は、各報告を参照されたい。)

(1) 教育効果をより適切に測定(評価)するための工夫改善への組織的取組み—現状と評価—

学部の教育効果

測定の試みが開始されたばかりであり、まだ十分な組織的取組みが行われていない。

学生による授業評価と、そのFD (Faculty Development) への反映について、文学部、経済学部、医学部、理工学部、総合政策学部、環境情報学部、看護医療学部等では取組みが開始されているが、組織的な取組みは、これからという段階である。

具体的な動きとしては、医学部が「医学教育統括センター」を設立し、授業評価の方法の一元化管理を目指している。SFC は既に2002年度から学生が行う授業評価をWebを使って常時定点観測できるシステムを開発し、授業内容や環境に関する意見を、教師間、教師・学生間、スタッフ間で情報交換できる体制となっている。評価の総括は公開とし、評価の詳細については、各担当者が公開・非公開を選択でき、授業の内容改善に役立っている。

大学院の教育効果測定

在学生・修了者によってなされた学術研究の質的評価により教育効果を測定する。しか

しその客観的基準は標準的な指標が示されているわけではない。

修了者に対しては、レフェリー付学術誌への掲載件数、そこにおける被引用率の高低、受賞歴、特許所持数などが評価基準となることが多い。

在学生に対しては、研究成果発表と論文により教育効果を測定するのであるが、ワーキング・ペーパー、論文の紀要掲載、諸プロジェクトの報告書、学位論文などの研究成果そのものが測定の対象となっている。常に十分なディスカッションを行い、多くの研究発表機会を豊富に提供し、学生にチャレンジするよう奨励することが、各研究科において行われている。博士学位の取得に関して、課程博士については、各研究科において、在学中のレフェリー付学術誌への論文掲載義務、成果報告会での報告義務などを厳格に課している。

法務研究科（法科大学院、2004年開設）では、授業料が単位従量制になっており、講義提供者の工夫が受講者数に影響するため、講義提供者間の競争を惹起する形となっている。

(2) 成績評価の厳格性・客観性を確保するための仕組み—現状と評価—

【履修上限の設定】

履修科目登録の上限設定が努力義務として大学設置基準に定められたことに伴い、本大学においても各学部で必要に応じて履修上限の設定・見直しが行われてきた。

文学部では、1学年のみ上限52単位と設定、2学年以上では、教員免許、学芸員資格取得をめざす学生も多く、履修の上限設定は行っていない。

経済学部では1999年より、学年44単位の履修上限を設定、従来の52単位を改めることにより、学期末試験の受験放棄者を少なくすることに効果があったと評価している。

法学部（法律学科48単位、政治学科52単位）、商学部（50単位）ではそれぞれ上限設定を行っている。

医学部、理工学部、看護医療学部では、教室配当など物理的な制約ある以外は、上限設定は行っていない。

SFC（湘南藤沢キャンパス）の2学部では、過度の履修による消化不良の弊害を無くするため、卒業単位に関して上限20単位、自由科目を含め30単位を上限と定めている。

こうした上限設定制度は、学生の履修放棄の抑制となるなど、メリットが認められる反面、必修科目以外の履修選択が制限されるという、デメリットがある。必修科目以外の他専攻分野に触れる機会を塞がないよう、教員免許など諸種資格取得のための科目受講を妨げないよう、慎重な調整が必要である。きめ細かい学習指導担当教員による履修指導の併用が重要と考えている。

【成績評価基準・評価方法・GPA導入】

グレーディング・システム

グレーディング・システムは、各学部・研究科がそれぞれ独自に定めている（詳細は各学部・研究科報告参照）。多人数が授業を分担する同一種類の科目においては、評価基準

の客観性を保つため、担当教員が予め標準的な評価基準を調整する、試験問題を同一にする、試験後に得点分布を分析する、などの努力をしている。

文系学部のグレーディング・システムが社会一般の感覚からみて低すぎる（最低合格点40点）という問題が挙げられている。また、未受験科目（履修放棄）の成績評語の扱いについても議論が分かれている。学問領域の特性や学部による教育方針による違いもあろうが、これらについては、今後の検討課題とされる。

GPA (Grade Point Average)

GPA (Grade Point Average) 制度の導入は、カリキュラム検討小委員会（大学教育委員会）の主要な検討課題のひとつである。国際標準に適合するよう、 Semester制導入と並行して実施する予定だが、学則改正手続が必要である。現在、各学部・研究科において検討中である。

義塾における GPA 実施の初例は、2004 年度開設の法務研究科（法科大学院）である。（「大学院法務研究科学則第 12 条」の規定による）

GPA 制度の導入については、授業評価が相対評価であるべきか、絶対評価であるべきかという議論が重ねられている。学問分野のそれぞれの達成目標をシラバス上で学生に徹底させること、ならびに評価方法をシラバスに公示し、それとの整合的実施が重要と考えられている。

GPA 成績を学生にフィードバックすることにより、その後の履修の指針を与えることが主目的であるため、半年を周期として迅速にフィードバックが行われる Semester 制の実施、ならびに、学生が同一科目を再履修することができるようなカリキュラム設定を整えることが重要な課題となっている。

【各学年・卒業（修了）時の学生の質の検証・確保を行うための方途】

成績の追跡調査を、どの学部でも行っている。これは、入試方法やカリキュラム改正が、学生の質に与える影響を評価するためである。

ことに入試形態別の入学者の成績の追跡調査は、カリキュラムの改善や入試形態の工夫に生かされている。

理工学部では、「教育計画委員会」が、在学生の成績推移の分析を行っている。その結果、入学形態による成績のバラつきが認識された。これを是正すべく、語学の習得度別クラスの設定を実施し、さらに基礎科目についても検討を行っている。

医学部では、臨床実習の効果を高め、診療に必要な実力を確認するため、「共用試験」（診療参加型臨床実習生に求められる知識・技能・態度を評価）、「医療面接実習」、「診断学実習」を実施している。卒業時には診療能力を検証する試みとして、advanced OSCE (Objective Structured Clinical Examination、客観的臨床能力試験) を導入することを検討中である。また各学年に進級条件を設け、卒業には全科目合格が必要である。

その他、各学部とも学習指導によるきめ細かい指導が進められている。

(3) 適切な履修指導または効果的な研究指導を行うための制度・工夫—現状と評価

【学習指導】

各学部・研究科において、学習指導担当およびその補佐の教員を複数おき、学生の履修指導・勉学上の助言を行っている。また、研究会（ゼミナール）ならびに大学院での指導教授がこの機能を果たしていることも多く、正規の学習指導等の機能を補完する役割を担っている。

学習指導担当教員は休学・留年、研究分野・指導教授の変更、悩み事などの相談や事務手続にも責任を負っており、学生・保証人と学部・研究科との接点として非常に重要な役割を果たしている。どの学部も、成績不良もしくは進級を危惧される学生は、これを網羅的にピックアップし、文書による通知、面接・指導（保証人を交えるケースも多い）を懇切に実施している。

日吉キャンパスにおいては、春の新学期授業開始後の数日間は、学習指導期間を設け、担当教員が常駐して相談に応じている。ことに成績不良者・出席常ならざる者・留年者・休学者・退学者など指導が必要な学生には、学習指導担当教員が本人や保証人との面談を行い、助言・指導を行っている。さらに日吉キャンパスの学生はクラス編成をとっており、クラス担任教員がアドバイザーとして日常的に学生の相談に応じている。

学部によっては、留年者・復学者向け履修ガイダンス、再履修クラス（語学科目）の設定や、半期制における復活制度（次の半期において落第科目の再履修が可能となる）などが設けられている。

オフィス・アワーは、SFCが1週間に90分以上を設定している他は、制度化されていないが、クラス・研究会・科目を担当する教員が適宜、自主的に設定し、学生の相談に応じ、またサブゼミ、研究合宿・旅行、親睦会などを催してコミュニケーションを密にし、研究指導の機会を豊富に提供している。

学習指導の体制としては、各学部・研究科の事情により対応には差異があるものの、ほぼ一定の実績をあげていると評価している。

【研究指導】

学部レベルでの研究会（ゼミナール）の指導教授は1名であり、複数指導制は採用されていない。研究会に所属しない学生には、演習など少人数授業の受講を推奨しているが、すべての学部にわたって普及しているわけではない。研究会への入会は、100%希望を満たしている状態ではないため、研究会に入会出来なかった学生のケアが課題となっている。

研究分野や指導教授の変更は例外的なもののみなされており、指導教授間で対処したり、学習指導担当教員が対応するなど、ケース・バイ・ケースである。

SFCにおいてはこの点が制度化されており、セメスターごとに研究プロジェクトの変更が可能であり、プログラムをまたがった変更もプログラム責任者の承認により可能となっている。

学生の研究活動への支援措置として、各学部・研究科は学会を組織し、定期的に研究会を催して研究発表の機会を与えている。発表成果は、学会によっては、ワーキング・ペーパーやオケージナル・ペーパーとして関係者に配布されることもある。さらに学会は学会誌を定期発行しており、学生の論文を募集・審査して掲載する。大学院レベルでの論文指導、博士学位取得の条件として、学会での報告やレフェリド・ジャーナルへの論文掲載を義務づけている研究科が多く、そのための訓練・支援が重視されている。

COE 研究、科研費、高度化研究資金、学事振興資金、公募研究など、学内外のさまざまな共同研究プロジェクトに、RA として大学院生が参加しているケースが多く、共同研究の場を通じた学生の実施指導が有効な訓練の役割を果たしている。

(4) 教育改善または教育研究指導方法の改善への組織的な取り組み

【シラバス】

学生が履修前に予め授業の概要について知り得る制度を提供されていることは、適切な履修計画を立てる上で重要不可欠であると認識している。

既にシラバスの充実に力を入れている学部もあり、その重要性は学内でつとに認識されていた。カリキュラム検討小委員会の計画のもと、2004 年度より各学部は一斉にシラバスを整備し、冊子体および Web にて学生に公開することを実施した。内容は授業計画から必読文献・参考文献、評価基準まで詳細に記述するのが標準とされている。

初年度は記述内容の精密さにバラつきが見られ、今後の標準化が望まれるところである。

授業は回を追うごとに学生・教員との相互啓発に導かれて当初の計画とは違う順序を踏んだり、予定にないテーマも取入れたりすることがあり、シラバスそのもののリアルタイムでの改訂が可能となるようなデバイスがぜひ必要となる。このため Web による学生・教員の共有シラバスへと進展していくと考えられる。

Web サイト機能の充実と共に、実際の授業がどのようなものかサイト上のムービーで瞥見できる工夫も実験が進んでいる。2004 年には、日吉での一部科目の授業実況をデジタル画像で発信し、好評を得ている。

【ファカルティ・ディベロップメント】

教員の教育技術スキルアップは、組織的な取り組みに関しては、今まで全く等閑視されてきた。

どのようなトレーニングが有効適切かは暗中模索の状況であり、教養研究センターの研究プロジェクトとして、大学における FD (Faculty Development) のあり方について研究会設置、議論を重ねているところである。

経営管理研究科では、ケース・メソッドを授業の手段としているため、その前身たる 1 年制ビジネス・スクール時代以来、教員に海外ビジネス・スクール (経営大学院) におけるケース・メソッド教育技術の習得を奨励してきた。ケース・メソッド教育技術の開発とその実施訓練に関して、2004 年度経済産業省の補助を得て、プロジェクトを発足させた

ばかりである。

今後、あらゆる分野で、FDの重要性が増してくると思われる。

【学生による授業評価】

学生による授業評価は、近年各学部・研究科（文学部・法学部・SFC・経営管理研究科など）でさまざまな形により実施されるようになってきた。殊にSFCのSFS（Site For Communication among Student, Faculty and Staff）は、全科目にわたって網羅的に調査を行っている。2002年度からは従来の紙媒体に代ってWebを使用し、きめこまかな授業調査が可能となった。同時に学生・教員・スタッフとの常設コミュニケーション・サイトとしても活用されている。

他学部でも、既に教員が個別に自主的な授業評価アンケートを実施している例が多く、その一部はWebによる公開も行われており、教育効果の測定には教員側から大きな関心が注がれている。

学生による評価の欠点である、厳しい授業に点がからくなり、安易な授業に人気が集まりやすいという傾向については、客観的な評価基準やレフェリーを介在させるなど、今後の工夫がぜひ必要である。

【卒業生・修了生ならびに外部教育研究機関・企業による評価】

制度的な仕組みはなく、教員が学会や研究室OB会、同窓会（三田会）などの活動を通じて情報収集する状態である。

文学部、理工学部では、カリキュラムや教育のあり方を評価する質問紙調査を、卒業生に対して行っている。（2004年実施、最近5年間の卒業生対象）

学外教育研究機関・企業等による評価は、全学的・制度的な仕組みがない。就職状況を見たり、先方の知己と情報交換をする過程で間接的に判断することは常時行われている。また学部・研究科で、外部評価委員を個々に依頼し、評価を行っている。

(5) 授業の適正人数規模—現状と評価・展望

大規模人数授業は、受講生とのコミュニケーションが取りにくく、質疑応答やディスカッションはおろか、授業内容をどの程度理解しているのかすら確認が難しい、という大きな欠点があるため、どの学部・研究科も極力これを減少させるべく努力している。

授業の適正人数規模を保つには、履修者の人数制限が有効であるが、単純な抽選ではなく、担当教員の決定により受講希望者の履修歴や専攻を考慮する方法をとることが多い。複数の同一科目授業を設けることも行われているが、教室数に制約があり、必要な教室が不足すれば実現できないというジレンマを抱えている。

一方、少人数授業は、受講生の学習意欲が旺盛で、コミュニケーションも緊密にとれるため、指導効果は高いとされている。医学部では、必修科目は1学年全員（100名）の講義形式で行うが、臨床実習は12名以内の小編成である。ただし数名の学生では、ディスカッションなどの協同作業を重視するメソッドを採用している科目では、授業それ自体が

成り立たないケースもある。(経営管理研究科のケース・メソッド授業は約 10 名からなるグループ数個から成る 50 名規模のディスカッション・クラスを編成して実施)

また授業数の増加による教室の逼迫、教員の負担増、非常勤講師の増加という問題も起きてくる。

今後、教育の質的向上をめざし、履修者が 500 人を超える大規模授業を可能な限り減少させ、討論・対話を重視した少人数授業を増加させたり、 Semester 制導入により週 2 回授業を導入したりする場合には、必要教室数の配当に困難を来すこととなろう。空き教室の多い第 1 時限（早朝）に授業を配当しても需要を満たすには限度があり、キャンパス内の校舎の建替えは財政に負担をもたらすことも考えられる。

既存の教室を運用することに拘泥せず、キャンパス隣接地区に大規模な教室棟を確保する、既存教室を少人数授業用に改装する、e-Learning を活用するなど、施設運用面における工夫の余地はまだあるが、新しい教育研究の将来シナリオに基づく、キャンパスの再設計が不可避となってきた。

(6) 情報機器を活用した教育の実施状況

ユビキタス環境

Web 環境は整備されており、すべての教室には情報コンセントが設けられている。近年は無線 LAN、ポータル機器の機能向上に伴い、構内の任意の場所で Web 参照、電子メールなどの作業が可能となりつつある。現在はユビキタス環境の実現に向け努力中である。

統合 ID

問題点として、義塾には各種サーバが並立しているので、1 人が複数のアカウントを持たなければならないケースがある。全学教職員、学生、卒業生に全塾統合 ID を配布するシステムを構築中であり、2005 年度には、ひとつの ID で総てのサービスを受けられるようになる。

情報リテラシー・情報倫理教育

情報機器操作からデータベース検索まで、利用方法の習得はカリキュラムに含まれている。十分な数の共用 PC ルームが各キャンパスに設けられ、ノート PC の安価な共同購入、貸出サービスも実施されている。

セキュリティ保全と利用者の情報倫理教育の徹底は大きな課題となっており、管理者においてはネットワークへの外部からの悪意ある侵入に対し厳重な防備態勢を敷くとともに、学生の情報倫理教育に力を注いでいる。

授業での PC 使用

各学部・研究科では、多くの教員が個人ベースで担当科目専用の Web サイトを運用し、教員・学生のコミュニケーションの場とし、データ解析ソフトや外国語学習ソフトを使用

しての授業、課題や練習問題の添削指導、参考資料リストの提供などを行っている。その規模・詳細は公式には把握されていない。

授業でPCが常用されているのはSFCである。PCがないと授業に参加できない科目もある。学生が個人でノートPCを所持し、シラバス、授業資料などはWebを参照し、レポートは電子メールあるいはWebにより提出できる。

マルチメディア機器（VCR、DVD、書画カメラなど）による音声・映像の提供は学生の理解度を高め有効である。各キャンパスとも大画面映写の可能な教室を備え、必要な機器の貸出を行っている。

理工学部の一部大教室ではPC画面のタッチ操作で、備附機器を操作できる。医学部では、PBLルームにおいてUpToDate（医学情報検索ソフト）の利用、e-school（英語による医学学習システム）を予定している。

(7) e-Learning、遠隔授業の実施状況と今後の取組み

矢上キャンパス（理工学部）・SFCの一部科目では既に遠隔授業を実施しており、三田キャンパス設置講座においては米国ならびにオーストラリアの大学との間で試みられた。

e-Learning検討小委員会（大学教育委員会）は具体的な可能性を探ってきており、コンテンツ開発、コンテンツ蓄積、発信、流通への枠組みづくりが進められてきた。

2004年7月、文部科学省科学調整費補助による「デジタルメディア・コンテンツ統合研究推進機構」が発足し、全塾的なデジタル知財の蓄積・発信の拠点を創ることとなった。e-Learningのコンテンツ開発・蓄積・発信は、今後、この機構が担うことになる。

e-Learningのスタイルはキャンパス間同時授業、通学生の予習・復習のツールとして利用するばかりではなく、地方在住・在宅の社会人学生に遠隔授業およびデータベースを提供し、教育の社会への開放に最適である。

医学部では、International Virtual Medical School (IVIMEDS) に常時接続して学生の利用に供する予定を立てている。経営管理研究科附属ビジネス・スクールの遠隔セミナーは社会人向けの有料エクステンション・セミナーとして運営されており、Web端末から参加者が会議用カメラを介してケース・メソッドによるディスカッションを行うというスタイルで実施している。

この実験からも分かるように既にe-Learningは実用の域に達しており、解決すべき問題は回線と拠点の整備など支援態勢の充実にある。

(8) セメスター制の導入状況あるいは導入計画

セメスター制を敷くと、授業の短期集中による教育効果の増大が大きなメリットとなる。またセメスター制は海外の大学では標準となっているため、海外との交流・留学・共同研究がより促進されるだろう。

SFC（看護医療学部を除く）ではセメスター制を実施している。法学部、理工学部3・4年、看護医療学部でも厳密にはセメスター制とはいえないが、それに近い半期制（4月

入学のみで9月入学がない)をとっている。

セメスター制に関する全学的な検討は、1995年から1年余にわたり大学教育委員会で
行われた。通年制を基本として全学的な体制が組まれている現状の中で、セメスター制の
早急な導入は学事運営にかなりの支障を来たことが予測され、当面は様子を見ることに
とどまってきた。その後、大学教育委員会の下に新たにカリキュラム検討小委員会が置か
れ(2002年11月)、セメスター制の導入が主要検討課題のひとつとされ、全学的に、通
年半期制の導入に向けて動き出した。

これに伴い各学部・研究科ともに実現を検討中である。経済学部と商学部は2005年度
実施を期して、セメスター制導入の前段階としての通年半期制に移行する。

Ⅲ-3 国内外における教育研究交流

(1) 国際交流推進に関する基本方針および国際交流の現状と課題

【目標と現状】

国際交流については、2002年7月26日付「塾内ニュース」に「総合改革プラン
2002—2006」を発表し、今後の国際交流強化を表明している。

- ① 学生国際交流プログラムの強化
- ② 国際大学拠点ネットワークの構築
- ③ 教職員国際交流の強化

また、国際交流担当常任理事は、義塾機関紙の一つである「OPEN」(2002年5月号)に、
学生交流の現状と課題について寄稿し、この中で2006年度末までに、受入れ留学生と塾
生の海外留学生をともに1,000名にまで拡充することを目標とすることを表明した。

しかし、その後、義塾における国際交流の現状は学生交流も教員・研究者交流も共に十
分活性化しているとは言い難い。とりわけ学生の留学に関しては、受入れ留学生が年間
700名規模にまで拡大しているのに対して、塾生の海外留学生数は、年間150名程度に留
まっており、目標達成には程遠い。

これは、ひとつには、教育・研究やそれにかかわる制度・システムなどが、グローバル
スタンダードの視点から見ると十分とは言えないことに原因がある。すなわち、セメスタ
ー制、単位互換システム、国際共通語である英語による授業、国際化に対応しうる全学的
組織体制の確立等々において、国際的通用性には適っていない。

目標達成に向けての今後の課題は、塾生が留学しやすい、あるいは留学を促すような制
度をどのように実施に移していくかということである。具体的には、次のことが考えられ
る。

- 1 留学を容易にするための制度としてのセメスターの拡大
- 2 海外の大学等との交換協定をさらに増やす、あるいは1機関あたりの交換学生数を

増やすことにより、塾生にとって最も恵まれた条件で留学が可能な派遣交換留学生枠を拡大すると共に、1学期単位の留学についても積極的に認める

- 3 私費による留学がしやすい環境を提供するために、留学期間中の義塾の授業料等を免除または減免する制度、または私費留学のための奨学金制度の設置
- 4 夏季、春季に実施している短期の在外研修プログラムの拡大、増設
- 5 留学についての情報提供機能の拡充

さらに、学部・研究科において実行を期待したいのは、留学に際して取得した履修単位認定についての事前審査、認定単位数の上限の引き上げ、カリキュラムの一部として海外留学を位置付ける、海外の協定大学との共同教育プログラムの設置、といった施策である。

次に、国際交流を進めていく上で財政的基盤は基本的、かつ重要なインフラの一つであろう。国際交流事業を積極的に展開していく場合には、多くの財政的負担を伴うものであり、クリアしなければならぬ大きな課題である。学生交換協定により受入れられる交換留学生に対する学費免除、滞在費の支給、宿舍費の一部負担、また逆に義塾から相手先の大学に派遣される交換留学生への渡航費補助等に充てられる予算は相当な額に達する。研究者の交換についても同じ類の経費負担が発生する。これらの経費をすべて経常費予算から支出することは困難であり、今後検討を要する課題の一つとして、相当の額の国際交流強化基金といったものを創設し、その基金運用の果実を上記経費に充てるなどの方策が必要であろう。

また、国際交流にあって財政的基盤の確立とともに重要なことは、ハード面のインフラとも言うべき宿舍の整備があげられる。2004年4月現在、外国人留学生および研究者のために、義塾が借りあげている民間宿舍は、合計約320室である。外国人留学生と研究者は、毎年延べ700名近くが常時在籍しているが、まだ宿舍不足の感は否めない。しかしながら、例えば50室程度の民間マンションを留学生宿舍として借りあげると、礼金・敷金をはじめ毎月の賃料等の経費総額はかなりの額に及ぶので、義塾にとって改善を要する課題である。また、利用者にとって物価高の日本における生活費の負担は大きいため、義塾は利用者の費用負担を少しでも軽減するために、一部経費負担を行っている。このような宿舍を取り巻く現状に鑑みると、今後の課題は義塾が自前の宿舍を所有し、利用者と義塾の双方にとって費用負担の少ない宿舍を確保することにある。

(2) 外国人教員の受入れ体制の整備状況

「塾外学者に対する職位規程」により訪問教授・訪問助教授・訪問講師・訪問研究員・准訪問研究員等の職位を付与される外国人教員は、毎年150名以上となっている。

外国人教員の受入れ体制にかかわる問題の一つに、生活面での重要なインフラである宿舍の確保がある。現在、義塾が外国人教員・研究者用に借り上げている民間の宿舍は5施設である。この5施設の室数合計は、単身者用17室、夫婦用19室、家族用6室である。明らかに絶対数が不足しており、利用者にとって満足できる状況にない。在籍外国人教員に対して、量的にはどの程度用意すべきか方針を確立することが大前提である。打ち立て

られた方針のもとに目標とする宿舍の確保を達成すべきである。この意味では、外国人教員の宿舍への対応は遅れているといわざるを得ない。宿舍に対する基本方針の明確化を初め、検討を要する課題はいろいろある。今後の宿舍に関する具体的課題は、数を増やすことと家族用宿舍の整備（需要に応じきれていない）のほか、かなり難しいことではあるが外国人教員に多くの経費負担のないように、義塾が自前の宿舍を所有し提供することであろう。

この他に課題としては、学内での研究室スペースが極めて限定的にしか提供できないこと、塾外学者についてのデータが学内関係部署で共有されるような仕組みが整っていないといった点が挙げられる。

Ⅲ－４ 通信教育

【概要】

慶應義塾大学は1947年、文学部・経済学部・法学部の3学部に通信用課程を併設した。なお、経済学部の課程には商学部関係の科目が含まれる。

通信教育課程を担当する教員は各学部および各研究機関から選任された専任教員と非常勤講師をもってこれにあてる。また、通信教育部の運営は学務委員会（文学部9名、経済学部6名、法学部9名、商学部3名）の審議に基づいて行われる。

学生数及び担当教員数の概要は次の通りである。

学生数（2003年度）				担当教員数（2003年度）	
学部	入学者	卒業生	在籍者	区分	人数
文学部	712	190	6,413	専任教員	465
経済学部	414	39	2,536	非常勤講師	225
法学部	455	88	3,227	名誉教授	17
合計	1,581	※ 317	12,176	合計	707

※卒業生数累計 11,594人（男：6,545人、女：5,049人）

【教育の方法および内容】

通信授業（テキスト）による教育

通信授業が学習の基本になる。学生は自らの学習計画によって学習を行う。通常は大学が予め定めた配本計画（総合教育18科目55単位、外国語（英・仏・独）3科目24単位、文学部専門教育68科目143単位、経済学部専門教育36科目86単位、法学部専門教育45科目126単位）に基づく配本教科書および副教材の内、履修計画による科目の学習を進め、各科目毎の課題に対しレポートを作成して担当教員の指導・評価（レポート添削）を受ける。また、当該科目は試験（科目試験）による評価を受ける。評価はA・B・C・Dの4段階であり、D評価のみ不合格となる。レポートおよび科目試験の両方とも合格することにより、当該科目の単位修得となる。

科目試験は毎回全国 19 都市において年 4 回（4 月、7 月、10 月、1 月）各回土・日曜日の 2 日間実施している。

開講科目（2003 年度）

学 部	開講科目数
文学部	110
経済学部	67
法学部	83
合計	260

教育内容別実績（2003 年度）

教育内容	件数	担当教員数
レポート課題出題	247	172
レポート添削	27, 173	263
科目試験出題	970	190
科目試験採点	28, 237	185

面接授業（スクーリング）による教育

面接授業（スクーリング）による学習は自宅学習とは異なり、一定期間三田・日吉キャンパスに通学して直接義塾大学教員や他の学生と接し、塾風を体験しながら学習する。

スクーリング受講者数・単位修得時間数（2003 年度）

	夏期講義	実験	体育実技	夜間講義
文学部	2, 394 人	141 人	135 人	933 人
経済学部	857	40	66	389
法学部	1, 108	69	61	460
合計	4, 359	250	262	1, 782
担当教員数	174 人	19 人	18 人	96 人
開講コマ数合計	2, 283 コマ	114 コマ	124 コマ	789 コマ
1 コマの時間	100 分	180 分	135 分	130 分
単位修得時間	1, 400 分	1, 260 分	945 分	1, 300 分

上の表に現れた面接授業の他に、毎年 2 月上旬に冬季体育実技スクーリング（スキー）を長野県で開講しており、2003 年度は 31 名の参加があった。

放送授業（ラジオ NIKKEI（旧ラジオたんぱ））による教育

放送授業はラジオ NIKKEI「慶應義塾の時間」で週 4 日（月曜日～木曜日）語学で実施している。学習は面接授業に近く、また、学習の評価方法は通信授業と同様である。

2003 年度の登録受講者数は 645 人、担当教員数は人、開講コマ数（1 コマ 30 分）は 168 コマである。

なお、金曜日は慶應義塾の時間「三色旗」の放送で、通信教育部での学習と塾生が日常接する問題とを橋渡しするテーマをとり上げ、教員やゲストがさまざまな話題を提供している。

卒業論文（必修）作成のための指導

所定の単位を修得し、研究テーマについて十分な準備をしている者に対し、論文作成上のアドバイスを与えることに主眼を置く。指導は段階を経て計画的に行われる。なお、卒業試験は論文審査および総合面接試問であり、主査、副査の2名によって行われる。

論文指導・論文審査（2003年度）

	論文指導	論文審査
	件数	学生数
文学部	1,163 件	200 人
経済学部	269 件	35 人
法学部	460 件	92 人
合計	1,892 件	327 人
担当教員数	278 人	203 人

【検討課題】

通信教育部は大学の教育方針に基づき、学則等に定められた教育活動を行い、これまでの歴史的経緯を含めて、一定の評価を得ているものと思われる。

しかし、通信教育制度の充実・発展が求められている現在、次のような課題について検討し、改善することが必要であると考えられる。

テキストの改訂促進

国際情勢や社会情勢の変化、法改正、時代の趨勢等に即応した質の高い教育の提供を目指して、引き続きテキストの内容を見直し、改訂・書換えを推進する。

カリキュラムの検討

学部通学課程教育との同一性の観点から、現在通学課程との乖離が大きくなってきた通信教育課程カリキュラムの改正について検討する。2003年に各学部を検討の依頼を行った。

例えば、経済学部における点検・評価の「通信教育の現状と問題および将来展望」では、『通信教育の今後の大きな課題は、授業形態としてITを利用したe-Learningをどのような形で通信教育に取り入れていくかである。e-Learningの導入は通信教育に大きな教育効果の改善をもたらす得る。（中略）今後は伝統的な方式の長所を生かす形で、いかにe-Learningのあり方を考えるかが課題である。』としている。

地方スクーリング開講の検討

地方在住学生の要望を踏まえ、また、他大学の状況等を勘案し、地方スクーリングの開講について検討する必要がある。2003年に各学部の実現の可能性を含めて検討依頼を行った。

学費改定の検討

1995年度に改定して以来据え置かれており、適切な改定時期と新学費を検討する必要がある。学費改定の検討にあたっては、教育環境のIT化など学生に還元される付加価値の検討もあわせて行う必要がある。ただし、これらの実現には、学籍・成績コンピュータシステムの更新が不可欠である。

成績・学籍コンピュータシステムの更新

現在のシステムは、2000年に大型汎用機の廃止に伴い、機能的に大型汎用機からの移行を第一目的としたものであり、拡張性などに問題がある。近い将来、教育環境のIT化にも対応できる次期システムの構築に向けて検討を開始する必要がある。

IT化の促進

教育環境のIT化は、他大学に比しても大きな遅れをとっているのが現状である。当面、ホームページのリニューアルで情報発信の充実などから着手する予定であるが、今後、成績・学籍コンピュータシステム更新の検討にあわせて、学生サービスのIT化を中心とした教育環境整備の検討が必要である。

「慶友会」の機能の充実

「慶友会」は通信教育の特殊性を考慮し、在学生が自主的に結成している団体で、全国約70団体が組織されているが、これらが十分機能し、学習の成果があがるようにこの充実を図る必要がある。

【将来展望】

通信教育課程が設置された当初と現在で大きく変わってきていることは、学士入学者の大幅な増加である。現在では、約3分の1の学生が学士として入学してきており、職業に密着した目的が明確な志望動機が多く見受けられるようになってきている。一方では、大学の卒業資格（学士）を得る目的の者や、高齢者で生涯教育を目的とした者が約半数となっている。

書類による入学選考によって合否が決定するが、比較的入学しやすいことから入学後学習の高難易度に直面し、途中で学業を断念し退学する者も非常に多い。また、様々な退学理由を含めて年間の退学者数は千数百人を数える。

通信教育課程の将来的な課題としては次のようなことが挙げられる。

- ① どのような学生を受け入れるか方向性を明確にするのかどうか
- ② 適正な学生数をどこに設定するか
- ③ ①、②によって入学選考の方式を変更するのかどうか
- ④ 教員の負担を義塾あるいは学部としてどのように位置づけるのか
- ⑤ 通信教育による大学院の設置を検討するのかどうか

Ⅲ－５ 専門職大学院のカリキュラム

【目標と現状・展望】

2004年4月に法務研究科（法科大学院）が開設された。まだ完成年度（2007年度）に達していないが、発足時の現状を簡単に述べたい。

法務研究科は、独立専門職大学院として、学年定員260名（うち法学既習者180名、法学未習者80名）、収容定員780名で展開した。司法制度の改革の一環として、司法試験の受験資格として法科大学院の卒業要件が課されることから、学術大学院としての法学研究科とは独立の専門職大学院として設置した。

企業法務、金融法務、渉外法務等を軸に、国際性豊かな法曹界の人材育成を目指している。授業料は、単位従量制を採用するなど、大学院として幾つかの新しい試みを行っている。

専門職大学院の設立は、今後重要な大学の課題になると考えている。当面、会計大学院（仮称）、戦略構想大学院（仮称）、公共政策大学院（仮称）の設立が検討されている。すでに稼働している経営管理研究科のエクステンション・プログラムとしてのビジネス・スクールを拡充する計画を含めて、これらの専門職大学院の大学での適切な位置付けが必要である。学部教育との連携、専門職大学院間の連携、専門職大学院と学術大学院の連携、など今後の重要な課題と考えている。

Ⅲ－６ 「連携大学院」の教育課程

該当事項なし。

Ⅲ－７ 学位授与・課程修了の認定

各大学院研究科において、博士学位の審査請求は研究科委員会に報告され、これの受理の可否は同委員会にて審議される。予備審査、本審査ともに論文指導教授以外に複数の審査員を加える。審査員の委嘱は指導教授の専決事項ではない。博士課程の副査のうち1人は学外に委嘱する研究科もある。

このように指導教授の恣意が働くのを予防する仕組みが各研究科ともに備わっており、各研究科の審査規程に詳細に明文化されている。

標準修業年限未満での修了とその適切性・妥当性に関しては、大学院学則で、優れた業績をあげた学生は、修士課程1年在籍、博士課程3年在籍にてそれぞれ学位を取得できると規定されており、(大学院学則第4節第109条)、政策・メディア研究科では修士号を1年で取得した者が3名ある。いずれも外部発表での評価が高かったり、表彰されたもので、優れた業績と認められている。しかし実際には修了年限未満での修了は、実施する研究科が少ないのが現状である。

課程博士授与の促進については、各研究科ともその必要性を意識し、学位請求論文執筆の進捗状況の確認をはじめ、さまざまな研究支援方策を工夫している。課程博士授与数は、全学的に見ても近年さほど伸びている状況になく、いっそうの促進が望まれる。

Ⅳ 研究活動と研究体制の整備

Ⅳ－１ 研究活動

【目標】

研究活動の活性化に向けて、次のような目標を定めて、体制を整えつつある。

- ① 潤沢な研究資金の導入
- ② 研究時間の確保と研究施設の整備
- ③ 研究発表・広報システムの整備
- ④ 研究成果の業績記録システムの構築
- ⑤ 競争的研究環境の創出

【現状・評価・展望】

研究費の総額は、2003年度138億円、2004年度149億円と拡大しており、研究活動の活発化が進んでいる。その中で、研究スペースの不足、研究支援体制の不備など、解決すべき多くの課題が残されている。

(1) 論文等研究成果の発表状況

慶應義塾では、慶應義塾研究者情報データベース（Keio Researchers Information System：以下 K-RIS）にて研究者のプロフィール、著書論文等の発表状況、社会活動状況などを Web 上で公開している。<http://www.k-ris.keio.ac.jp>

また医学部においては、1995年より2003年まで独自のデータベースにより業績を公開してきた。（2004年度より K-RIS に合併）

K-RIS によれば、1999年から2003年度末までの全塾における著書・論文・学会発表等の数は、1,156人（特別研究教員と医学部を除く）で、23,000件ほどである。また医学部は1,700人ほどで、年7,000件以上のデータを独自に蓄積してきた。

全体としては、かなり活発な研究成果の発表が行われているが、人文社会科学系についていえば全学部・研究科をあわせても13,000件程度であり、部門数から考えれば、必ずしも多いとはいえない。ただし、これらのデータベースでは、すべての成果が登録されているわけではなく、実態はもっと多いと思われる。また、日吉キャンパスにおける外国語担当教員や、かつての一般教養にあたる1・2年の学部教育が重要な責務となる研究者についても、平均的な業績発表数こそ少ないものの、日吉キャンパスの紀要をはじめとして

コンスタントに研究発表を行ってきていることは評価できる。

今後は、データの充実とともに、明確な分析手法を取入れ、研究成果発表に対するインセンティブを高めていく必要があるだろう。

(2) 特筆すべき研究活動状況

学会活動

K-RISによれば、2000年度以降、学会において何らかの役員（理事・会長・委員・編集委員等）として活動した研究者は424人である。

塾内助成では、小泉基金による「学会学術会議出張補助費」の実績を見てみると今年度（2004年度）累計79件あるが、このほか2003年度から従来「国外出張補助」を認めていなかった学事振興資金において、一部を除き全体の30%まで支出を認めたことにより、塾内助成を原資として学会等の参加を容易にさせるという研究環境整備を実現した。

研究助成を得て行われる研究プログラム

幅広く展開されているといえる。21世紀COEプログラムは12件の採択となった。また、文部科学省科学研究費補助金は例年500件前後（特別研究員除く）採択されており、さらに、学術フロンティアやハイテク・リサーチ・センターなどの文部科学省学術研究高度化推進経費でのプロジェクト、未来開拓学術研究費補助金、学術研究振興資金、厚生労働省科学研究費補助金、その他多くの省庁や民間財団等から人文社会科学系・医学系・理工系ともに助成を受け、研究が行われている。いずれにせよ、学際的な共同研究を推進する意識は、このような外部研究資金を得て研究科ごとに活性化しており、研究科ごとの交流が以前より密になってきている。

国際的な共同研究

個人レベルでは多数の共同研究が行われていると思われるものの、実態は把握しきれていない。ある程度大きな規模のものについては、理工学研究科だけでも10件程度のプロジェクトが進行しており、中国との3E研究員プロジェクト（2003年度終了）、W3C（World Wide Web Consortium）プロジェクトへの参画や、アジアe-Learningネットワーク・プロジェクトなど人文社会科学系でも積極的に行われている。

海外研究拠点

文学部・文学研究科では、専攻によってソルボンヌ大学（フランス）、セインズベリー日本芸術研究所（イギリス）、ボアジチ大学（トルコ）など多数の拠点をもち、総合政策学部、環境情報学部、政策・メディア研究科などでもアジア7カ国の研究パートナーをもつ。また、経済学研究科・商学研究科では院生レベルの教育連携や共同研究を20近い大学・研究機関で行う予定である。

全体としては、海外での研究拠点形成の展開はこれからであり、21世紀COEプログラムでは、積極的に海外研究拠点形成を推進している。一方、今年度文部科学省科学技術振

興調整費 戦略的研究拠点形成「デジタルメディア・コンテンツ統合研究機構」が採択され5年計40億の受託事業であるが、これによりワールドワイドな研究拠点の育成が本格化してきている。

(3) 附属研究所との関係・将来展望

経済学部・経済学研究科、商学部・商学研究科、社会学研究科、経営管理研究科では複数の学部専任教員及び研究科委員が、産業研究所、福澤研究センター、東アジア研究所、国際センター、地域研究センター、アートセンター、言語文化研究所、メディア・コミュニケーション研究所などの塾内各研究所の委員を兼務している。経済学研究科では国際センターと共同で科目を設置しており、グローバル・セキュリティ研究所とはカリキュラム上の連携も行っている。なお経営管理研究科では「慶應義塾大学ビジネス・スクール」を付設しており、今後は附属研究所を開設する方向で検討が進められている。

法学部・法学研究科では、法学部教員がメディア・コミュニケーション研究所のインターネットなどのメディアを対象にした研究プロジェクトに参画しており、アジア研究の領域で東アジア研究所の活動に貢献している。福澤研究センターにおいても近代日本の法・政治・社会に関する研究プロジェクトに参画し研究成果をあげている。

理工学研究科では、先端生命科学研究所と連携して21世紀COEプログラムを遂行している。

医学部・医学研究科では2004年度から開始される新研修医制度に伴い、学部卒業生は2年間の研修を慶應病院あるいは関連病院や施設で受ける。その後、医学研究科博士課程に進むものは総合医科学研究棟をはじめとする研究施設や先端医科学研究所などで研究を開始することとなる。

今後の展望としては、この動きが有機的に機能して、義塾の学際的な共同研究の流れが定着することが望まれる。

Ⅳ-2 研究体制の整備（経常的な研究条件の整備）

【現状と課題】

大学としての研究者支援は、2003年10月、「総合研究推進機構」を塾長の主導のもとに構築して、全学的な体制を整えた。

この機構では、創造的研究の活性化を目標として、研究推進センター（研究立上げ）、研究支援センター（研究推進）、インキュベーションセンター（研究の社会への発信）、知的資産センター（知財管理・運用）の各機能が互いに連携して、各キャンパスの研究者を総合的に支援する。

研究費の総額は、全学を合計して、2004年度は149億円を上回っているが、学問分野間の偏りが大きく、文系学部のように研究資金の導入が困難な場合も想定される。その場合には、塾内の研究費のサポートが重要となる。

また、理工学系、医学部系など、研究資金が十分であっても、研究室がなく、十分な研

究スペースが確保できないという問題が、都心集中型の大学には、最も重要な課題といえることができる。

(1) (個人・共同) 研究費・研究旅費の充実度・問題点

2003年度の研究資金総額169億円のうち、大学の自己資金は総額22億円程度であり、このうち、制度的な個人・共同研究費は総額9億円程度であるが、必ずしも十分とはいえない。

大学の自己資金による研究費は以下の幾つかのソースに分かれている。

- ① 特別個人研究費 (21万円) (医学部・理工学部を除く)
- ② 教授用品費 (約5万円) (医学部・理工学部を除く)
- ③ 共同研究費 (医学部・理工学部)
- ④ 学事振興資金、大型研究助成による経常費による研究助成
- ⑤ 小泉基金、福澤基金などの基金の果実を元にした研究補助 (資金運用の結果を反映するため年度毎に若干の変動はあるが安定した補助額を保たせている)
- ⑥ ナテグリニド研究資金等寄付金を原資として寄付者の意向を反映した研究助成
- ⑦ 研究旅費ならびにそれに伴う日当 (教授会の承認を条件に大学から支給)

各基金は特に一定の性格付けを施しており、他の塾内助成と同様総合的に幅広く研究活動を支援できるように工夫している。たとえば⑤の「福澤基金」では留学補助、学術出版補助、国外論文掲載補助等を行っており、「小泉基金」では外国人学者招聘、学会・学術会議出張補助等を行っている。この他にも「松永記念文化財研究基金」、「遠山記念音楽研究基金」等もありそれぞれ基金の趣旨に沿った研究支援を行っている。他の塾内助成としては④の「学事振興資金」では、「個人研究」(A30万円、B20万円、C10万円)の選考は各学部選考案を作成し、共同研究、特A(100万円)、特B(50万円)の選考とともに、全学的な選考委員会で採択を決めている。この資金は、少額ではあるが使い勝手が良く、人気がある。一方、大学としての戦略的な研究の推進をめざした、大型研究助成制度(年間総額1.3億円)があり、公募により募集、審査を経て毎年複数の研究プロジェクトに助成している。経常的な研究条件の整備という観点では、金額面において十分とはいえないものの、諸研究活動を包括的に支援する仕組みを整えていると考えている。

(2) 教員研究個室等の整備状況と将来計画

教員の研究活動に則した研究室の整備が重要である。

個人研究と共同研究では自ずと研究スペースの性格も異なる。個人研究をする教員は個室を志向するし、共同研究をする教員はそのためのスペースを要望する。しかし現実はその学部にあっても共同研究をしている教員でも個室を空け渡すことは無くそのまま使用するのが建前となっている。

慶應義塾大学の研究スペースに関する問題は、スペースが絶対的に不足している医学部の事例も実態としてあるが、このように、研究活動の変化に比し研究スペースが固定的な配分となっており、流動性が確保できていないことに起因するものである。

ちなみに、研究個室の整備状況は多くの学部で概ね個室が確保されているが、文学部では個室利用者は75%強にとどまり、残りは2人部屋の利用となっている。また医学部では原則教授職が個室、他は一部の助教授に対して2~3名の準個室が用意されている他は、5~6名の大部屋となっている。

ただし一方において研究個室以外の研究スペースの拡充は数年来の努力により、三田で「東館」「南館」、日吉で「来往舎」、矢上台で「創想館」、信濃町で「総合医科学研究棟」、湘南藤沢で「デルタ館」「ゼータ館」「ニュー棟」の各棟を建設し充実させてきている。この他にオフキャンパスの研究スペースとして川崎市に「Kスクエア」、山形県鶴岡市に「TTCK」(Tsuruoka Town Campus of Keio)と称する研究スペースを確保し運用している。

将来的な課題としては研究個室整備も重要な課題として認識するが、他方において個室の整備と並行して、研究の形態に則して、研究スペースをスムーズに再配分する仕組みの考案も重要な課題であると考えている。ただ、最近の理工系、情報系の大学院生の増加に伴う研究スペースの相対的狭隘化現象については、研究スペースの増強を別途考慮しなければならない重要な問題として認識している。

(3) 教員の研究時間を確保させるための方途

教員は総じて責任担当コマ数の負担が重いと考えている。(ただし一方においてほとんどの教員が、他大学の非常勤講師を務めている)

まとまった研究時間を確保できる制度である特別研究期間(サバティカル)、留学等も教員の員数に比し充当枠が小さく、それ故に研究時間を確保することが難しいと考えている。

文、経、法、商の4学部にあっては通信教育部への協力も負担が大きいと思っている。

理工学部にあっては専攻・専修制度(学科と直結の組織でなくなった)を導入したため大学運営の負担がさらに増加したと教員は考えている。

医学部にあっては、臨床系においては、研究時間確保は非常に厳しい環境にあるが、教員は教育者、医療担当者であると同時に科学者であるという理念に基づき、研究に対する強い基本姿勢を徹底させることで研究時間を確保すべく努力を行っている。

概して教員は研究時間確保が難しいという感覚を持っているが、実態としては責任担当コマ数等に於いては他大学と比した場合は特別加重な負担となっているわけではない。留学、サバティカル等については学部構成員の員数に対する配慮が、必ずしも十分になされたものとなっていない点は今後検討を加える余地がある。ただし、総じて慶應義塾大学における教員の研究時間が過度に不足した状態にあるとは考えていない。有期教員、年俸制の導入など、教員の雇用形態も多様になってきており、教員組織における人事制度の再構築を含め検討すべき大きな課題であると考えている。

(4) 特筆すべき競争的な研究環境の創出

人文社会科学系の教員にあっては科学研究費補助金を始めとして、競争的資金に対するアプライは国立大学に比して少ないと言わざるを得ない。理工系、医学系教員にあっては、研究費は外部から導入するという意識が徹底しているので文系に比し積極的にアプライしており、採択も多くの件数を得ている。

ただ残念なことではあるが、慶應と早稲田の採択件数を合計しても九州大学1校に及ばないという事実は認識している。その原因の多くは文系のアプライが少ないことと考えているが、そのトリガー的な要因の一つとしては学内の競争的研究資金の運用が比較的うまく機能し、一定の充足感を教員に与えていることも考えられる。学外の競争的資金に対して多数応募し多数の採択を得るといった課題に対しては、学外に応募無きものは学内応募にアプライできないと言ったような、学内デュアル・サポート・システムとの連動を検討する必要性もあると思うが、現実に学内のサポート・システムが一定以上の機能を発揮していることを考えると、性急な行動はとるべきでないと考えている。

流動的研究部門・流動的研究施設の設置等は、外部研究資金獲得の増加に伴い研究機構整備にも着手すると同時に、上記 IV-2-(2) でも述べたとおり、施設・スペース充実の着実な進展をみている。

21世紀 COE プログラムの応募・採択・研究実施の過程においては、学部・研究科の枠を超えた研究組織が多数形成されており、慶應義塾大学の研究組織は規模・弾力性ともに拡充を見ている。大きなプロジェクト研究の多くが研究途中の状態にあるので、点検・評価を確実な形で記述することは現時点ではできないが、研究組織の構築状況、研究成果の中間発表等を見る限り、一定の成果を出すものと確信している。

オーバーヘッド・システムが導入されており、全ての外部研究資金（指定寄付金を含む）に一律15%のオーバーヘッド率（規定のオーバーヘッド率が指定されている政府系補助金などを除く）が適用されている。オーバーヘッドとして徴収したものは、研究支援体制整備のために用い、外部資金会計のもとで管理する。

(5) 研究論文・研究成果の公表を支援するための措置や大学・研究機関間の研究成果を発信・受信するシステムの整備

各学部・研究科では、教員及び大学院生の研究成果発表の場として各学部・研究科に関連する学会による学術雑誌の刊行が行われている。学会とその刊行物についての詳細は、各学部・研究科の点検・評価報告を参照されたい。

大方の学部・研究科では、大学院生の投稿論文について専任教員などによる査読制度を設け、学術的水準を維持している。

社会学研究科においては、博士課程の大学院生に査読付き学術論文集への投稿を義務づけている。

医学部・医学研究科では、刊行する英文雑誌がPubMed文献検索システムに収録され、世界的な研究発表の場として確立しつつある。

一部の学部・研究科では塾内機関誌への投稿が減少傾向にあるため、この是正が課題となっている。

義塾では福澤基金により、これらの学術雑誌に論文を掲載する場合の助成制度も設置されている。医学部・医学研究科では慶應医学会による独自の投稿論文掲載料補助制度もある。なお特許出願に関しては知的資産センターによる全塾的支援が実施されている。

文学部・文学研究科や経営管理研究科では、各種研究発表会が企画され、研究成果発表の場として活用されている。理工学部・理工学研究科では、テクノモールの開催による企業向けの研究成果のアピールも行われている。医学部・医学研究科には慶應義塾医学振興基金の主催する「医学・生命国際シンポジウム」があり、医学国際交流の促進が図られている。SFC（総合政策学部、環境情報学部、政策・メディア研究科、SFC 研究所）では研究成果の社会還元を目的として毎年「Open Research Forum」が開催され、展示やデモンストレーション、シンポジウムなどが行われている。

国外の学会発表のための助成制度は、小泉基金により維持されている。

このように義塾では、各学部・研究科における学術雑誌の刊行を中心に各種研究発表会やシンポジウムの開催など、各学部・研究科の特色を踏まえた研究成果の公表の場が設けられており、研究発表のための助成制度や特許出願のための支援、全塾的な研究者データベースの整備など基盤体制も整備されている。

各学部・研究科とも概ねこれらのシステムが良好に機能している。

(6) 研究等における倫理性の確保

義塾の研究等における倫理性確保のための学内的規制システムや審議機関は各学部・研究科の研究内容に沿って以下のような取組みが行われている。併せて、全学的組織として総合研究推進機構のもとに「研究倫理委員会」を設け、研究倫理についての規程整備を進めている。

文学部・文学研究科においては心理学専攻の動物実験室の運用に関して、日本動物心理学会や日本心理学会など関連学会の倫理規定に準拠した運営が行われている。現在のところ学内的な審議機関は設置されていないが、今後の課題として「研究倫理委員会」の設置が検討されている。

経営管理研究科では、その研究が企業や各種団体に関連する内容が多く、研究の過程で知り得た知見に対する守秘義務が発生することもある。このような場合、情報提供者と協議し情報公開に関して必要な措置を行い、かつ情報の取扱方法について手続を明示するように努力している。

医学部・医学研究科においては、「倫理委員会内規」が1986年に制定され、2003年度には132件の審査申請があった。倫理委員会は学外委員を含む委員で構成されており、研究・医療計画が倫理的条件を満たしているかの議論・判定が行われている。

ES細胞の取扱いについては「ヒト胚性幹細胞に関する倫理専門委員会」があり、文部科学省に対し申請し、許可を得て実験を行っている。これらの委員会の内容については、

医学部ホームページにおいて公開されている。動物実験についても「医学部動物実験ガイドライン」に基づいて設置されている「動物実験委員会」が審査を行う。

理工学部・理工学研究科では、「理工学部生命倫理委員会」「組み換え DNA 実験安全委員会」によるガイドラインが作成されており、動物実験は届出制となっている。実験・研究における安全面でも「環境防災委員会」により学内スペースや設備の状況が監視され、薬品・廃液の取扱いが厳重に管理されている。

研究倫理ならびに研究の社会発信にともなう利益相反に関わる規程は、全学的なものを現在整備中である。

V 学生の受入れ

(1) 学生募集・入学者選抜方法の現状および将来展望

【学部入試】

18歳人口の減少や、その他の外部環境の変化により、大学学部受験者数の減少が注視されている。このような中で、単に受験者数を増加させることを目的とした入試制度の変更は行わず、学部の教育理念に基づく入学者選抜を目指した入試制度改革に取り組んでいる。その結果、2003年度は一般入学試験の受験者数が減少したが、2004年度は増加に転じた。

また、多様な学生募集を目的として、多種類の入学試験制度を他大学に先駆けて導入してきた。主にペーパー試験により受験生の学力を評価する一般入学試験に加え、指定校推薦、自主応募制推薦、帰国子女入学試験、外国人留学生入学試験、アドミッションズ・オフィスによる入学試験（AO入試）などの導入である。その目的は、受験生の学歴背景を尊重し、能力・適性等を多面的に評価することにある。このような多種・多様な入学試験制度により、国内は全国各地から、また海外からも、多様性のある優秀な入学者受入れを可能にしている。

一度導入した制度についても、経年により不備が認識されるところがあり、その改善のために制度改革を実施している。

このような多様な入学試験制度が機能するためには、第一に、大学と各学部の教育理念や教育内容が明確化され、それぞれの求める入学者像とそれを選抜する方法（いわゆるアドミッション・ポリシー）が重要である。

将来展望として、入学者と入学試験制度の検証を不断に行い、アドミッション・ポリシーの更なる確立が必要である。

なお、いずれの入学試験制度にあっても、公正性・公平性の確保を第一として実施している。

また、いずれの試験実施においても、身体に障害のあるものに対しては、健常受験者とのハンディキャップが生じないよう支援している。

学部入学試験は、各学部の教授会のもとに、専任教員からなる入試委員会をおき、各学部長がそれを統括して、実施している。入試委員会は、入試事務長、副事務長他、数名の学部専任教員からなるが、全学的な入試業務の処理機関として、常任理事の統括のもと、入試事務長会議をおき、学部間の連携を図っている。入試業務の事務体制は、全学的組織として、入学センターをおき、入試広報を含め、入試事務すべてを一貫して行う。

入学試験における選抜基準は、各学部教授会の専権事項であるが、選抜基準は、あらかじめ入試要項に公表しており、**透明性**が確保されている。また選抜の結果は、合格発表時に、科目別平均点等を受験生に公表している。受験生からの成績の問合せについても、個人情報保護を前提に、照会に応じている。

各年の入試問題の検証については、各学部の専権事項であり、各学部とも毎年の入試終了直後に次年度の入試担当者を決定し、過年度の入試問題の検証を含め、入試業務全体の反省・見直しに基づき、修正すべき点があれば、次年度以降の入試にそれを反映させることを行っている。したがって入試に取組む体制は、各学部とも、年間を通して不断に行うものとなっている。

【大学院入試】

研究科における学生募集・入学者選抜については、各研究科で鋭意検討し改善を重ねてきた。(大学院の入試実施そのものは筆記試験と面接を組合せたもので、多数の目を経て可否が決定される厳格かつ公正な選抜方法を採用している。)

入試時期、回数、提出書類、出願資格から試験科目、「飛び級制度」、「試験免除」を含めた選考方法まであらゆる角度から検討されてきた。その適切性についてのひとつの基準が定員の「充足率」と考えられるがその値は研究科や専攻によって様々である。

大学院の学生受入れの将来展望としては、多様化、国際化があげられよう。すでに各研究科においてそれに対応しているが、より一層の検討が求められる。

さらに各研究科の教員の研究領域やカリキュラムに合致する優秀な学生を獲得する方策を模索しなければならない。

Goal Oriented な募集・選抜方法を検討し実現するのが今後の課題である。

新たな取組みとして、次のとおり改善を実施しつつある。

- ① 優秀な学生をより多く確保するために、各研究科にて試験回数を年2回に増やす。
- ② 他分野からや社会人向けコースの受験生のために科目を整理して受験しやすくする。
- ③ 留学生のために英文入試をする。
- ④ 学部3年からの飛び級受験を認める。
- ⑤ 学内優秀者の推薦進学制度を整備する。

大学院入試の実施体制は、各大学院研究科の所管であり、学事センターの大学院担当が事務的補佐を行うことによって実施している。修士課程、博士課程それぞれについて、期日を別にして行っている。2004年からスタートした法務研究科(法科大学院)の入試は、受験者数が多いことから、学部入試に準ずる入試実施体制で行っている。

(2) 入学広報

【学部入試広報】

広報活動の目的は、大きく2点ある。まず入試や受験に関する正しい情報提供を行う「入試広報」、もうひとつは、大学で学ぶことにかかわる全般(大学・学部の教育目的や特徴、研究内容、カリキュラム、学習環境、学生生活等)の情報提供を適切に行う「入学広報」である。基本的な姿勢としては、受験生獲得を目的とした広報活動を行うのではなく、

入学広報を通じて受験生や高校生の学習意欲を高めることと、高校生の成長の促進を意図した進路学習の支援を目的としている。そのために、受験生や高校生だけでなく、高校教員や保護者も広報の対象者として、正しい情報提供を心がけている。

1999年4月に全学的に学生募集・入学者選抜を支援する「入学センター」を設置し、その後2001年8月に入学広報活動の3ヵ年計画（2002～04年）を策定し、その活動を行ってきた。3ヵ年計画の柱は次の3点である。

- ① 「高大連携」の実行
- ② 既存の広報活動の見直し
- ③ 新しい広報活動ツールとしてのインターネットの活用

既存の広報活動を見直し、また新たな展開を進めるために、2002～03年度ではテスト事業をいくつか行い、その結果を反映して、2004年度の計画を練り直した。

- ① 高大連携では、「高校2年生のための体験講座」と「教員の高校への派遣」を強化する
- ② イベント的な色彩が濃くなってきたオープンキャンパスと、業者企画による地方相談会を縮小し、大学説明会（独自開催）を拡大する
- ③ 「ガイドブック（大学の全体的な説明）」と「大学案内（受験生向け）」に加えて、「低学年向けのパンフレット」を強化する
- ④ 2003年8月に立ち上げたホームページ「入学センターサイト」を充実・強化する

広報活動は費用対効果が測りにくいところがあるが、常に意識してそれを追求し、かつテスト事業を活用しながら、より有効性、信頼性のたかい広報活動を目指している。

なお、このような入学広報活動には、学部（研究科）教員の協力が不可欠であるが、各学部も入学広報活動の必要性を理解し、協働体制が整いつつある。このことも、より積極的な入学広報活動を展開できるようになってきた大きな要因である。

【大学院入試広報】

全研究科の概要を紹介した「大学院案内」が、入学試験資料とともに出願者に無料で配布されてきた。出願者は研究内容についてより具体的な情報を事前に求めるようになってきたので、2005年度からは「大学院案内」を「大学院総合案内」に改め、さらに研究科毎に内容の異なる「大学院案内」（分冊）を製作して、研究科の概要、教員紹介とその研究内容、卒業生の進路などについて具体的に紹介することとした。

すでに理工学研究科、経営管理研究科では独自のハンドブックを作成し、またWebによる情報発信を行っているが、今後は各研究科においても、その内容のより具体的な紹介にWebサイトを充実し、積極的に活用すべきである。

(3) 学部・研究科等の理念・目的・教育目標と学生受入れ方針の関係

学生の受入れ方針は、大学、各学部・研究科の理念・目的・教育目標を基にして決定される。

【学部】

現在では、一般入試以外に、各学部の理念・目的・教育目標にしたがって推薦入試やAO（アドミッションズ・オフィス）入試などの特別選抜を導入してきている。したがって、特に推薦制度やAO入試では、学部の目的や教育目標と学生受入れ方針が密接に関連しているといえる。また、一般入試においても、試験教科・科目や試験方式（小論文や面接試験の実施）、出題範囲、試験時間などに、学生受入れ方針が反映されている。

一般入試も、AO入試など特別選抜も、各学部（研究科）の受入れ方針が反映されたものとなっているかを不断に検証することが必要であり、各学部とも入学後の学業成績などの追跡調査を試みており、その評価結果を入試方法の改善に結び付けている。現状では、入試の公正性は確実に担保されており、学部理念およびその実現目標に照らして、実施方法を含め妥当であると評価している。同時に、少子化の傾向が続く中、有意な人材の確保は、入試の最大の課題であり、今後の入学者選抜の多様化・複雑化・高度化などを考慮すると、学生の受入れ方針の明確化とともに、大学・学部の理念・目的・教育目標の再確認も行わなければならないと考えている。

【大学院】

2004年度開設の法務研究科を加えると10の研究科があり、その理念・目的・教育目標も多様であるが、あえて総括的に言えば大学院学則第1条の「本塾建学の精神に則り、学理及びその応用を教授研究し、学術の深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする」という学則の目的に合致する学生を受入れるということにつきる。

学部からの進学率は、1割に満たない研究科から7割を越すところまで多様である。

入試方法については、学生の受入れで記述したように様々な選抜方法を導入してきている。したがって、受入れ方針も多様化・複雑化・高度化する研究環境の変化に対応するべく不断の見直しを行っている。

(4) 塾内高校からの学部進学—現状と展望

塾内の5附属高等学校から各校生徒が学部に進学するには、所属の校長の推薦が必要である。進学を決定する筆記試験はない。これは高等学校（日吉）が旧制度の大学予科であった時代からの伝統を引継いでいると考えられる。毎年、高校ごとに校長と各学部長との協議により進学者数の枠が決定される。学部の選択は生徒の希望によるが、成績によっては第1志望の学部に入學できない生徒もある。

優秀な塾内進学者を多く学部に入受けることは、塾外高校からの入学者の質を向上させ

る一助となる。(入学者に占める塾内進学者数は2004年度にて22%)

「もともと良い素質を持っている塾内進学者を如何に優秀に育てるか」「塾内進学者の中の優秀者を如何に積極的に育てるか」を、変わり行く大学制度の中での的確に捉える努力がなされているかどうかは、いちど客観的に評価しなおさなければならない。

塾内進学者の長所とされる点は、受験勉強の弊害に蝕まれていない、人間性豊かな人物が多いことである。しかしながら内部進学者と外部から入学してくる者との間に基礎学力の一部に懸隔があることが認識されている。送出し側の高等学校の教育努力が望まれると同時に、受入れ側の学部において「塾内進学者の中の基礎学力不足者」に対する有効な補習の仕組設定を考え、一貫教育の長所を持った人材を最後まで十分に育てて世に送り出す工夫が今後の課題となる。

塾内進学者数 (2004年度)

		塾内進学者 の占める率	入学者 総数	塾内 進学者	高 校	志 木	女 子	SFC	NY
学 部	文学部	12%	805	94	28	15	34	8	9
	経済学部	35%	1,309	452	261	70	50	49	22
	法学部(法律)	31%	703	215	115	35	25	30	10
	法学部(政治)	33%	658	215	115	35	25	30	10
	商学部	13%	1,048	139	98	12	6	15	8
	医学部	38%	102	39	21	6	4	6	2
	理工学部	21%	1,058	220	110	38	19	46	7
	総合政策学部	8%	447	35	12	4	2	17	-
	環境情報学部	16%	444	70	31	6	8	25	-
	看護医療学部	16%	100	16	2	0	5	6	3
	計	22%	6,674	1,495	793	221	178	232	71

高校：高等学校、志木：志木高等学校、女子：女子高等学校、SFC：湘南藤沢高等部、NY：ニューヨーク学院（高等部）

(5) 特別学生受入れの状況

特別学生の受入れは、科目等履修生・特別聴講生（学部）、科目等履修生・研究生（大学院）の制度が全学的に用意されているが、学部に関しては、必ずしも確かな受入れ検定と受入れ後の学習指導が行われる形にはなっていない。また大学院の研究生は、博士課程入学希望者や博士学位取得を目的とした単位満了者などが多く、明確な目的をもっており、学部のゼミ担当者もしくは大学院の指導教授が、実質的な指導を行う形になっている。しかし、体系的な対応はこれからの課題である。

文科系の大学院では、院生数の1割を超える場合がある。科目等履修生は、国際センターの日本語別科に在籍しつつ修士課程への入学を志す留学生が多い。研究生には、博士課

程への入学希望者や博士課程修了者・国家試験受験準備中の者などが混在している。

今後は学費設定や諸サービス利用資格（図書館や PC 環境など）の調整と改善を進める必要がある。

来日外国人のビザ取得目的のためのみに特別学生制度を利用する例がみられる。これを防止するため審査制度を設ける必要がある。特別学生受入れには、教授会・研究科委員会の選考・承認を得ることとされているが、形式的な要件審査のみ行われ、学生として適格ではない者を受入れてしまう可能性がある。さらに特別学生に問題が生じた場合の指導方針や担当部署が明確ではない。

(6) 留学生入試・外国人学生受入れの状況

2006 年までに受入れ留学生、海外派遣留学生数とともに、1,000 名にするという目標を国際戦略の一環として立てている。しかしながら、留学生数の量的拡大を達成し得たとしても、解決すべき幾つかの課題が残っている。

- ①出身が特定地域（アジア）に偏る傾向
- ②能力の高い留学生を多く受入れる施策

など考えるべき点が多い。

広く世界から優秀な留学生を受入れるには、

- ①日本語学習課程の充実
- ②英語による授業を増やす
- ③生活の利便（宿泊施設など）を整える
- ④奨学金の充実
- ⑤入試制度の工夫

など、環境整備が必要である。

【学部留学生入試の現状と課題】

問題点：留学生数の減少と受入れ留学生数の全学生数に占める割合の低さ。

最近の改善：2003 年度に、日本国際教育協会「日本留学試験」が導入され 2003 年度の志願者数は前年度比 92 名の増加。（特に、法学部の場合は、「日本留学試験」だけで他に科目試験や面接が課されないことによるものか、志願者が前年度比で 40 名以上（+180%）増加）。2004 年度も、前年度比 54 名の増加をみた。

その原因は、日本留学生試験を導入して入試制度を大幅に改正したことにあると考えられる。従来に入試制度は、留学生にとっては複雑で負担もかなりあったものと思われる。

入試広報の拡充も重要である。従来は入試広報活動はあまり行われなかったが、2002 年度から、国内外の教育研究機関等に対し各種パンフレットやポスターの配布、日本語学

校等関係機関への訪問・PR、義塾 HP における入試広報の充実、留学生対象の進学説明会への積極的参加を実施している。

今後の課題：

- ① 留学生の増加に伴う学習指導・生活指導の体制強化（綿密なフォローアップ）
- ② 民間団体からの奨学金を比較的得にくい学部留学生のための授業料減免措置
- ③ 奨学金制度の拡充のための予算の確保
- ④ 留学生の所属学部により偏りがある。
- ⑤ 欧米諸国からの留学生も率先して入学を希望する学部にする必要がある

【大学院留学生入試】

問題点：志願者数・入学者数の伸び悩みがみられる。

2004年5月現在で278名（全大学院学生数の6.9%）。

対策：学部留学生入試と同様、各研究科全体にわたり入試制度改革や研究生制度についての改革が行われつつある。例えば、

- ① 渡日前入学システムの拡大（法学研究科）
- ② 英語試験に加えて日本語試験を課していたが、2004年度より日本語試験を廃止（医博）
- ③ 2004年度より自然科学の一般常識の筆記試験を廃止（医修）など。

(7) その他の特記事項

【社会人の受入れの現状と課題・展望】

社会人が自らの専門職業のスキルアップをはかり、学位と資格を取得するため、それを実現する機関としての大学に対する需要は高まりつつある。このニーズがどれだけの規模で社会に潜在しているかは、正確には計測しがたいが、すでに試みられている経営管理研究科の社会人学生の大規模な受入れ成功例（毎期、定員数を充足）を見れば、他の分野にも潜在する知的需要を発掘し得る可能性は大である。

2004年度より、専門職大学院の法務研究科が発足し、また既存の大学院や研究所においても次のような新しい試みが企画実施され、社会人受入れが活発化しつつある。また、通信教育課程の機会の拡充や e-Learning、遠隔授業の実施による「開かれた学塾」をめざすことも重要だと考えている。社会人受入れの現状を要約すると以下のようになる。

現職司書の夜間修士コース

文学研究科が図書館・情報学専攻に社会人用の課程（修士）「情報資源管理分野」を新設。週日夜間および土曜開講にて、主に現職司書を大学院で学ばせ、学位を与える。2004年度開講。

現職学校教員の上位資格取得コース

社会学研究科が教育学専攻に教員専修免許状取得のための現職教員用課程（修士）を新

設。修業年限のうち少なくとも1年間は休業して通学する。2005年度開講予定。

現職アート・マネジャーのための経営管理コース

文学研究科美学・美術史専攻がアート・マネジメント分野として、美術・演劇・舞踏・音楽など芸術諸分野の経営を専門とする人材を養成する。2005年度開講予定。

大学院の社会人受入れ枠

研究科専攻	2004年度	2003年度	2002年度	2001年度	受入枠	対象	実施年度
経営管理研究科	82	91	91	93	70	企業派遣者および私費入学者	1978-
商学研究科	7	6	10	-	30	調査研究従事者、公務員試験合格者、公認会計士など	2002-
文学研究科 図書館・情報学専攻	14	-	-	-	10	現職司書	2004-
社会学研究科 教育学専攻	-	-	-	-	若干名	現職教諭	2005-
計	103	97	101	93			

【学生定員の充足状況】

学生の収容定員に対する在籍者の占める率は、
2003年5月時点で、学部111%、修士課程103%、博士課程88%、
2004年5月時点で、学部112%、修士課程102%、博士課程94%、
専門職学位（2004年度新設）105%、
となっている。

学部学生数の確保は良好であると考えている。大学院に関しては、年度によって、若干の変動はあるものの、平均的には充足している。ただ、研究科別には、修士課程については、理工学研究科、経営管理研究科、政策・メディア研究科を除いては、2004年5月現在で、定員が満たされていない状態にある。また博士課程については、同じく、2004年5月で、経済学、法学、社会学、政策・メディア研究科以外では、定員を充足するに至っていない。今後専門職大学院の設立の構想とあわせて、学術大学院の定員の充足に関しては、教育・研究の質を高めるとともに、ひとつの課題であると考えている。

【学部成績優秀者に対する大学院の学内推薦制度】

現行制度では、経済学、法学、商学、理工学の各研究科が修士課程進学時に採用しており、学部の推薦を有する学部成績上位者は筆記試験免除となる。その場合、書類選考・面接など他の形態の審査は受けなければならない。成績上位の基準は、年度ごとに決定され学生に周知される。経済学研究科では細かい基準が学生に周知されている。法学研究科で

は、上位 1/6 以内の席次にあること、商学研究科では上位 1/5 以内、とされており、このように客観的な基準が示されるので選考側の恣意が入る余地はない。

【他大学からの受入れ状況】

全学を平均すると、学部生 10 人のうち約 8 人が学外出身者である。大学院においては、これが逆転し、院生 10 人のうち学外からの進学者は約 2 名と、少ない。

大学院入試の学外受験者に合格者が少ないのが主因であるが、入試が公正に行われている以上、学外受験者と学内進学者の学力に懸隔があるのは否めない。しかしながら大学院における学外からの優秀者を多数獲得することは研究教育レベルの向上に大きく寄与するので、大学院飛び級入学や修業年限の短縮、学費の軽減・免除等奨学制度の充実、生活費の援助など、優秀者に対する優遇措置を工夫することが今後必要であろう。

	塾内	塾外	計	塾外者の割合
博士課程	225	68	293	23%
修士課程	1,032	271	1,303	21%
専門職課程学位	146	128	274	47%
学部3学年編入	49	13	62	21%
学部2学年編入	86	33	119	28%
学部	1,514	5,206	6,720	77%
通信教育部	41	1,504	1,545	97%

* 2年・3年編入は、学士入学を含む

【学部4年未満からの大学院「飛び入学」制度】

学内の学部から大学院への「飛び入学」は、1991年より実施されている。学部課程の成績優秀者は第3学年修了をもって修士課程に進学でき、大学院修士課程の在籍期間は標準2年間のところを1年間で修了できる。(大学院学則第109条、第118条)

この制度の適用を受けた進学者は制度発足以来、毎年平均1名を数える程度であるが、受験者は4.2名となっており、厳しい選考を通過しなければならない。(1991-2003年度平均)

現行制度の欠点は、学部3年修了では学士号が授与されず、学部退学扱いとなる点で、この是正が望まれている。

その状況は下表のとおりである。

年度	法学研究科				商学研究科				医学研究科				理工学研究科				政策・メディア研究科				計			
	受験	*	入学	*	受験	*	入学	*	受験	*	入学	*	受験	*	入学	*	受験	*	入学	*	受験	*	入学	*
1991	10	7	2																	10	7	2	0	
1992	5	2	1		0		0		0		0									5	2	1	0	
1993	9	3	0		1	0	1	0	0		0									10	3	1	0	
1994	10	4	4	1	0	0	0	0	0		0									10	4	4	1	
1995	2	0	1	0	0	0	0	0	0		0									2	0	1	0	
1996	4	1	0	0	0	0	0	0	0		0									4	1	0	0	
1997	2	1	1	1	1	0	0	0	0		0					0		0		3	1	1	1	
1998	1	1	0	0	0	0	0	0	0		0					1	0	1	0	2	1	1	0	
1999	3	0	0	0	0	0	0	0	0		0					1	1	0	0	4	1	0	0	
2000	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0		0	1	1	0	0	1	1	0	0	
2001	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		1	0	1	0	1	1	1	1	2	1	2	1
2002	1	1	0	0	1	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	4	3	1	1
2003	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	
2004	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
total	47	20	9	2	5	0	1	0	1	1	1	1	1	0	1	0	5	4	2	1	59	25	14	4

表には含まれていないが、修士の他に専門職学位（法務研究科）においても、法学部第3学年修了時からの「飛び入学」を認めており、2004年度は5名の入学者があった。

(8) 退学者の状況

在学生数の1~2%程度が毎年退学する。最近の傾向としては、理工学部や医学部における、他大学への入学や、学部の変更などが挙げられている。せっかく入学しても目的が明確でないケースがあり、当該学部では入学時の志望動機の確認などに検討の余地があるとしている。

学部共通の退学理由としては、

- ・ 学則156条該当（同一学年に2年在学し、なお進級し得ない者ならびに同一学部に8年（医学部では12年）在学し卒業し得ない者）
- ・ 学則188条該当（懲戒）

がある。

大学院各研究科共通の退学理由としては、

- ・ 学則128条該当（最長在学期限は修士課程4年、後期博士課程6年、医学研究科博士課程8年）
- ・ 学則161条該当（懲戒）

がある。

連続して落第したり勉学意欲を失った場合であるが、このようなことになる前に該当学部・研究科の学習指導担当者や学事センターが当人および保証人と面接し、注意を喚起している。

ゆとり教育世代が入学してくるようになると、基礎学力が十分でないため、特に理科系学部において必修科目を連続して取得できない学生が増加するのではないかと懸念されて

いる。理工学部の報告にもある通り、大学院生によるチューターなど学習補助・指導制度の整備が必要となってくる可能性がある。大学院においては、単位取得退学が自主退学として統計に含まれており、あまり問題はない。

2003年度退学者数（学部）

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
自主退学	108	61	23	38	0	0	230
死亡退学	0	8	4	4	0	0	16
他学部2学年編入	85	6	1	0	0	0	92
条件付退学	1	2	0	2	0	0	5
処分退学(156条)	26	34	1	14	0	0	75
処分退学(188条)	1	1	1	2	0	0	5
計	221	112	30	60	0	0	423

※ 自主退学には、他学部・他大学への編入・再入学、就職、進路変更、病気などが含まれている。

2003年度退学者数（大学院）

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
自主退学	28	50	6	0			84
死亡退学	2	0	0	0			2
処分退学(128条)	0	1	1	0			2
処分退学(161条)	0	1	0	0			1
計	30	52	7	0			89

VI 教育研究のための人的体制

本章においては、これまで述べてきた教育研究の目標を達成するための人的な体制がどの程度整っているかを点検する。

【目標】

感動教育を実践し将来を担う人材を育み、人類がこれまでに蓄積してきた叡智を継承・発展させる知的な価値の創造を果たし、その成果をもって社会の福祉向上に貢献できる最高度の人材を広く集めること、そして、それらの人材を適材適所に配置しその能力を十分に発揮できるような環境を私学の有限な資源の中で最大限追求することを目標とする。

【現状・達成度】

本大学の長い歴史の中で、各学部・研究科はそれぞれのやり方で人的な体制の充実、公正な人事制度の確立に腐心してきた。それには比較的早い時期からの有期契約教員の活用も含まれる。また、大学評議会は、それぞれの学部の特性を前提とした上で人的な体制整備を全学的な学事の審議機関として見守ってきた。それらは相応の役割を果たし、時代の変化にもゆっくりとではあれ対応してきた。

しかし、教員一人当たり学生数や教員任用の範囲、教員の適材適所の配置などについては、目標から見て未だ改善の余地が大きい。総合的な研究支援の体制も緒についたところである。

【評価・展望】

現在の激しい環境変化の中で上述の目標を達成するには、これまでの基本的な制度的枠組みが果たしてきた役割を的確に評価しつつも、より迅速な意思決定や全学的な合意形成が行われる仕組みを形成する必要がある。とくに以下の点においては早急な改善を図る必要がある。

- ① 国際的な水準にある国内外の研究者任用の促進
- ② 全学的に、学部・研究科を問わず、既存分野以外の新分野の教員採用を促す仕組みの構築
- ③ 専任教員、有期契約教員、非常勤講師、それぞれの教育において果たすべき役割の明確化とこれに基づいた教員人事計画の各学部・研究科における策定
- ④ 教員の教育・研究・社会貢献の活動を適切に評価できる仕組みの確立
- ⑤ 目標達成を促進する人事処遇体系の構築
- ⑥ 新しい時代の教育方法に適合した教育支援要員の充実

(1) 教員組織

【教員と学生の比率】

専任教員1人あたりの学生数は、下掲の表の通りである。

	専任教員1人 あたり学生数	専任 教員数	非常勤 教員数	在籍 学生数
文学部	25	143	415	3,622
経済学部	35	150	133	5,316
法学部	49	108	296	5,281
商学部	39	114	120	4,399
医学部	1	509	154	592
理工学部	15	288	174	4,328
総合政策学部	36	57	108	2,038
環境情報学部	34	62	74	2,108
看護医療学部	9	49	51	428
学部平均	19	1,480	1,525	28,112

- 1 専任教員は教授・助教授・専任講師・特任教授・助手の合計
- 2 小数点以下切捨
- 3 2004年5月1日現在

それぞれ一定の基準を満たしているとはいえ、専任教員1人あたり学生数は、各学部とも少ないとは言えない。財政的な制約条件の中ではあっても、今後とも教員1人あたりの学生数の削減に努めることが、各学部・研究科の課題である。

【主要な授業科目への専任教員の配置状況】

どの学部・研究科においてもコアになる科目、たとえば日吉キャンパス設置の専門基礎の必修科目や三田キャンパスに設置の基本科目については、ごくわずかの例外を除いて専任教員のみで担当している。これは各学部・研究科の堅持する基本方針であり、この点ではほぼ満足できる状況にある。しかし、今後のカリキュラムの改定、新分野の開設等に、十分な専任教員の配置で対応できるか否かは予断を許さない。各学部・研究科とも合理的な専任教員配置を伴ったカリキュラムの工夫が求められている。

【専任教員・非常勤教員の割合】

2003年度の専任教員と非常勤教員の絶対数と非常勤教員の構成比、ならびに実務家教員、外国人教員、女性教員などの比率は下掲の表の通りである。

兼任教員の比率が文学部と法学部において高く表れているが、これは専門的な特殊テーマについてはその分野にもっとも精通した人が担当するという大学共通の姿勢が当該学部

の分野の特徴を反映して出た結果である。したがって、文学部の報告書にあるように、科目担当コマ数においては、語学を除き専任者による担当コマ数の割合が高い。この点で一概に非常勤講師数の多さを問題とするわけには行かない。しかし、このことが設置授業コマ数の増加を招き教室不足を深刻化させていることは否定できない。また、設置科目数の多さが、学生の履修上有効に機能しているかより綿密に検証してみる必要がある。専任、有期契約教員、非常勤講師それぞれが担うべき分野の明確化、大教室での講義形式授業と演習形式の少人数授業との有機的・機動的な配置、開講年次の工夫（隔年開講など）等を通じての有限な人的資源の有効活用を図るような工夫と努力を重ねることが各学部ともに喫緊の課題となっている。

外国語科目は少人数教育を前提としているので、数多くの非常勤講師に依存せざるを得ないという実情がある。これも外国語教育研究センターとの連携などを促進し、質の維持を図りながら、より効果的な人的配置を考える必要に迫られている。

【実務家教員、外国人教員、女性教員の受入れ】

比較的多くの外国人教員が採用されている。しかし、その多くが招聘等・有期契約により職位を付与して採用されていること、分野が語学関連科目に限られる傾向があることなどから、本大学が目標とする国際化の水準から見ればきわめて低いところにあると言わざるを得ない。専門的分野を担当する国際水準にある教員を国内外からいかにして採用するかが大きな課題である。

女性が専任教員に占める割合は、大学全体で14%に過ぎない。しかも学部間によってその差が大きい（たとえば、文学部13%、商学部22%のように三田文系学部の間でも差がある）。また、多くが語学関連科目に限られ専門分野の科目担当者においては少ない。大学院において女子学生の比率が大きくなっている今日、この教員の女性比率の小ささが過渡的なものか否かを含め原因の究明と是正策の策定が急がれる。

「実務家教員」の概念は、2004年度に発足した法務研究科を除き存在しないが、多くの学部・研究科において、実務経験を有する教員の採用が進んでいる。とくに、有期契約教員として本大学がこれまで備えて来なかった分野について採用される事例が多い。また、医学部、理工学部、SFCなどのように共同研究を推進するために有期契約で多数の実務家が教員として採用されている。実務家教員の採用・処遇の方針が各学部・研究科に任されているために、これらと大学としての統一的な処遇基準との整合性をいかにして図って行くかが課題である。

	専任	内訳				非常勤 合計	内訳				非常勤率 %
	合計	女性	%	外国人	%		女性	%	外国人	%	
文学部 文学研究科	145	19	13.1	7	4.8	415	148	35.7	48	11.6	74.1
経済学部 経済学研究科	150	28	18.7	8	5.3	133	54	40.6	23	17.3	47.0
法学部 法学研究科	108	21	19.4	11	10.2	296	87	29.4	33	11.1	73.3
商学部 商学研究科	117	26	22.2	7	6.0	120	40	33.3	22	18.3	50.6
医学部 医学研究科	509	54	10.6	2	0.4	154	35	22.7	3	1.9	23.2
理工学部 理工学研究科	321	24	7.5	8	2.5	174	51	29.3	7	4.0	35.2
総合政策学部 環境情報学部 政策メディア 研究科	183	26	14.2	16	8.7	195	42	21.5	25	12.8	51.6
看護医療学部	49	40	81.6	2	4.1	51	21	41.2	0	0	51.0
経営管理 研究科	26	0	0	0	0	2	0	0	0	0	7.1
社会学研究科	0	0	0	0	0	17	5	29.4	0	0	100
法務研究科	46	3	6.5	0	0	18	3	16.7	0	0	28.1
計	1,654	241	14.6	61	3.7	1,575	486	30.9	161	10.2	48.8

2004年5月1日現在

専任教員には、有期契約教員（準専任）を含む。

学部と研究科は兼務が多く、研究科の正確な把握が困難なため、独立研究科以外は学部と研究科を一緒に計上した。

社会学研究科の専任者は他学部・研究科に本務あるため、本務先に計上してある。

【教員組織の年齢構成】

各学部・研究科等の専任教員の年齢構成は、付録の統計「大学教員年齢構成表」の通り

である。

例外なき 65 歳定年を施行することにより、教員層の新陳代謝が図られている。各学部・研究科ともに近年は学界で確立した人材を採用する傾向が強くなっているため、30 代後半から 50 代半ばまでの年齢層が高原状態をなす分布を示している。現在は問題がないとしても、この年齢層がこのまま定年を迎える時期になった場合、どのようにして将来の教育需要に応じて行くのか、各学部・研究科において今から考えておく必要がある。

【教育課程編成のための教員間の連絡調整】

各学部・研究科において、教育委員会やカリキュラム委員会などで、毎年の科目編成の調整や、カリキュラム改革案作成が図られている。どの学部でも、多数の教員参加による議論なので、一部の分野の意見のみが強行されることはない。しかし同時に、緊急を要する改善事項についても、学部・研究科の総意形成に一定の時間がかかることは否定できない。

【任期制等教員の適切な流動性を促進するための措置】

比較的早い時期から任期制教員任用のための有期契約教員制度が採用されてきたが、2003 年度には有期契約教員の任用にあたっての全学的な内規が再編・周知され、これに基づく運用が始まった。現在、有期契約教員の多くは研究プロジェクト関係と法科大学院による採用が多いが、各学部、研究所でも一定割合での採用が増えている。

また、学部を超えた大学直属の任期制教員の任用も可能で、これには全学共通の「有期契約教員任用委員会」が審査に当たる。学部、研究科所属の場合は任期更新ごとに学部・研究科において厳密な契約延長審査を行い、「大学評議会」の審議を経て「常任理事会」において最終承認を行う。

教員の流動性促進の是非については、学部、研究科間で意見の分かれるところである。それらの見解の違いの多くは専門分野の特性に根ざしているものと考えられる。また、大学の使命から見て、流動化させることをすべて良しとするわけにも行かない。ただ、一層の有期契約教員の活用を視野に入れた場合、年金・退職金制度を含めた処遇体系の整備が不可欠である。この点については、一部について年次ごとの評価を伴う年俸制を採用した以外は未整備である。

本大学の教育研究水準を向上させるためには、有期契約教員と専任教員との有機的な組合せ・配置が不可欠である。有期教員の人数自体は増加を続けているが、有効な配置に向けては未だその方向の模索中であると評価できる。

【研究科各専攻における教員組織の充実度】

概ね充実しているとも言えるが、各学部、研究科の立てた目標から見て充実しているとは言いがたい分野も散見される。なぜ不足するに至ったのかの究明を行う必要がある。それぞれの事情については、各研究科報告に譲りたい。

【研究科各専攻における研究指導教員配置状況】

研究科における指導教員の配置は概ね適正に行われている。しかし、新しい学問分野、テーマが生まれてきたときへの対応が指導教員任せになっている傾向は否定できず、組織的に配置の改編に取り組む姿勢が乏しい。この中であって、理工学研究科のように、専修組織を長くとも5年ごとに見直し、改廃・再編などの実行を想定している例は注目できる。

詳細については各研究科報告を参照されたい。

【その他】

大学教員の「インブリーディング」の弊害はよく指摘される場所であるが、近年ではどの学部・研究科においても、本大学以外の出身教員の比重が増している。偏りはあるものの、全学平均では内部出身教員の割合は50%程度となっている。今後どこまでこの比率を変えて行くかは、機械的に数値目標を示すのではなく、「インブリーディング」問題の本質解明、その学部・研究科の目指す教育研究の方向などを総合的に勘案して決めて行く必要がある。また、従来の内部出身者が多かった時代に形成された慣行・制度などについて根本的に見直す必要があるが、この点についての検討は遅れている。

(2) 研究支援職員・組織の充実度

義塾全体としては、「研究支援センター」をはじめとして、経理部・管財部・人事部・国際センター・学事センターなどが研究費申請の補助、研究費管理、報告書のとりまとめ、人的雇用関係、委託契約などの支援に関わっている。このほか、経済学部では研究助手の任用や慶應義塾経済学会による支援、理工学部では技術嘱託職員や学生嘱託職員の採用などのサポート体制がとられている。また、2003年に慶應義塾総合研究推進機構を中核とした全学的な研究支援体制を発足させることで、積極的な研究推進の牽引体制の充実を図ってきている。

しかしながら、ほとんどの公的研究資金が機関管理に移行するなど、研究費の管理コストは近年増大の一途をたどっており、人員配置はけっして十分であるとは言い難い。また、研究活動の促進のために必要な人材も契約や知的財産に関わる法務担当、広報活動、リエゾン活動等、より専門性を有した職員が求められてきているので、職員の質の向上が急務である。

外部資金の間接経費などを活用しながら、この分野でのさらに効率的かつ適切な人員配置と人材育成、外部人材の登用などが求められている。2005年度からは、高度な専門性を有した職員を有期雇用する「専門員」制度が発足するのでその成果を注視したい。

(3) 実験・実習等を伴う教育実施上の人的補助体制の整備状況

学部、地区によって事情が異なるので、学部・地区に分けて記述したい。

【日吉地区】

文科系学部の学生も実験を含む授業を履修する。経験のない多人数の学生が短時間に効率よくかつ安全に実験するには、助手（嘱託：有期）ないし TA（Teaching Assistant）の充実が必要不可欠である。助手を廃止し、TA にシフトしていく傾向があるが、後者はパートタイムであるため適切な安全管理や実験指導を保証するためには量的充実をはかるとともに責任体制の明確化を図る必要がある。

【理工学部（矢上地区）】

1・2年生の実験科目は「基礎教室」が教員 144 名、TA 67 名、職員 6 名により実施されている。

3・4年生のそれは「実験教育支援センター」（技術職員からなる実験支援部署）職員 26 名が学部 11 学科の実験科目を支援している。学科教室に専属せず、全科目を担当するので効率がよく、機動性のある組織として成功している。

しかし技術職員のキャリア設計が明確になされておらず、また日進月歩の科学技術に追いつくための専門的な研修制度も確立されていない。この点の改善が課題である。

【医学部（信濃町地区）】

基礎医学系においては、教室（動物実験センターを含む）ごとに支援職員（2004 年 4 月 1 日現在、計 74 名）を置き、この他に臨床・基礎にかかわらず助手クラスが教育補助を行っている。

【看護医療学部（藤沢・信濃町地区）】

5～6名の学生グループに必ず指導者 1 名を付して、看護実習を実施している。

(4) TA 制度・SA 制度・RA 制度

SA(Student Assistant、学部生)、TA(Teaching Assistant、院生を採用)、RA(Research Assistant) は授業補助員として、また 21 世紀 COE をはじめとする諸研究プロジェクトの研究員として、各学部・研究科（医学部を除く）できわめて広く活用されている。質の高い SA、TA をいかにして確保するかが教育水準の維持向上のためには不可欠の課題となっている。また、e-Learning 等が活発になると、教員がコンテンツを作成する際に技術的な補助をする要員の必要性が増すと考えられる。この点については、上記 (2) の専門員制度の活用などを含めて早急に整備する必要がある。

（詳細は各学部・研究科報告を参照されたい。）

(5) 教員の募集・任免・昇任の現状と特記すべき課題

【募集・任免・昇格に関する基準・手続】

教員の募集・任免・昇任の実質的な決定は各学部、研究科に委ねられている。それぞれの人員計画のもとに規程に基づく採用が行われ、昇任もそれぞれが定める規程による方式

でなされている。その後、「大学評議会」と「常任理事会」の審議を経るので、全学にわたって人事の公正さは保たれている。

【選考・昇格基準および手続の明確化】

それぞれの学部・研究科は構成員に明示もしくは周知された選考・昇格基準をもち、それを厳格に運用している。人事手続についても例外なく明文化されている。

【公募制の導入状況】

教員募集では、すべての学部において公募を第一の原則としている。指名採用をする場合は、公募によりがたい事情が学部において認知された場合（公募によるも数年間適任者が見つからない場合や緊急に人員補充が必要な場合など）にのみ限られている。この場合でも、厳格な任用審査が行われるのは言うまでもない。

【教員採用計画の問題点】

人事手続、基準等についての透明性、公正さは高い水準で保たれているが、採用計画の策定の議論が学部・研究科内、あるいは当該分野内部に限られる場合、同じ分野での補充人事の色彩が強く出る傾向がある。全学的、あるいは学部・研究科全体から見て、必要な新分野や強化すべき分野の人事を長期的な展望のもとにいかにして推進するかは今後の大きな課題である。この点で、理工学部の、将来における柔軟な学科編成に備えて計画的に学科を超えた要員枠を確保して行く「共通枠人事制度」は注目できる。

(6) 任期制、有期契約教員等、教員の流動性を促進する制度および任用の状況

前述のように、整理された有期契約教員任用内規による運用が始まっている。一部実質的な年俸制の適用も行われているが、この本格的な確立のためには、今後さらに精緻な評価制度の確立が急がれる。この内規による任用は、研究プロジェクトや、法科大学院に限られる傾向があるが、学部においても専任教員定員枠の20%までは有期教員として運用できるようになっている。しかし、SFCを除き部分的な適用に留まっている。不安定雇用の弊害を避けながら、有為で必要な人材をいかにしてタイムリーに獲得するかが大きな課題となっている。

(7) 教員の教育・研究活動や研究活動の活性化合いについての評価方法

【教員の教育研究活動についての評価方法】

教員の研究活動は、逐次自身によって登録され、ウェブ上で公開される研究者データベースによって把握できる。教育研究活動の評価については、担当科目数・指導学生数・発表論文数といった明示的な尺度で評価することから一歩進んで、例えば受賞数や発表論文の被引用率による評価など、質的な尺度を増加させる必要がある。

また教員の研究業績及びそれを収録した媒体（論文、学会発表抄録、著書など）の書誌

データを網羅的に記録する機能の充実が望まれる。登録データベースは用意されているが、業績登録は自己申告制となっており、なんら強制力がないため遡及性・網羅性に欠けている。網羅性のある書誌データベースから必要なデータを定期的に採集することで業績データベースの骨格を形成する方法も今後の検討課題である。

商学部のように、各教員が1年間の教育などの目標と計画を立て年度末にそれに従って自己点検をする試みが学部によっては始まっている。しかし、総じて教育上の貢献を評価する方法の模索は始まったばかりである。

【教育研究能力・実績への配慮】

各学部・研究科は、それぞれ任用・昇格にあたって、教員の教育・研究活動についての能力と業績を専門分野内の議論に限らない眼でも総合的に評価することに心がけているので、公正な業績評価が担保されている。ただし、正確性を追求すればするほど、結局のところ研究業績のみの審査になってしまうことについて、早急な改善が要請される。

(8) 学内外の教育研究組織・機関との人的交流の状況

人的な交流は主に以下のような形で行われている。

- ① 内外の研究教育機関との交換協定に基づいた教員・研究者の交流
- ② 有期契約教員（国内外の大学、企業から任用）を通して外部機関と交流。
- ③ 他機関兼職や派遣による交流。（主に医学部）
- ④ 院生レベルの交換留学協定による海外機関との交流
- ⑤ 包括的提携協定による人的交流（経営管理研究科と米国ケロッグ校の例）

これらのうち、とりわけ義塾が意を用いているのは、②の有期契約教員制度を用いた人事交流である。国内外を問わず、学外の研究教育機関はもとより、企業・官公庁・独立自営業に至るまで、あらゆるところから優秀な人材を招聘し、教員・研究員のポストを提供して、研究教育に従事してもらっている。研究プロジェクトによる本大学専任教員とこれら有期契約教員との協働は、とくに医学部、理工学部、SFCの諸学部・研究科において際立っている。また付置研究所などにおいても他機関との人事交流が進んでいる。

兼職に関する規程は一般的な任免規程以外は各学部・研究科が制定するガイドラインに委ねられている。人的な交流の活発化を促進するために、利益相反規程の整備をはじめ兼職に関する最低限の要件を定めた全学的な規程の制定が必要かどうかを検討中である。このうち、全学的な産官学連携活動に関わる「利益相反マネジメントポリシー」と「利益相反マネジメント規程」は2005年4月より施行され運用されることになった。

兼職や派遣による人的交流の例として、以下に医学部の例を取り上げる。

【医学部の例】

長期・短期を含め多くの人材を外部組織・機関に派遣している。人材という資産を医学部内のみで活用するのではなく、外部組織・機関との交流を行うことで、教育研究組織である医学部の使命を果たしているといえる。2003年度の交流（外部機関への派遣）者数は583名に上る。

また、医学部および研究科の教員は、他大学や大学院の特別講師、客員教員、非常勤講師など、極めて多くの役職を兼任している。

Ⅶ 施設・設備等

Ⅶ-1 施設・設備等の整備

本節では、教育・研究の目標を達成するための基礎をなす施設・設備等の整備状況を点検・評価する。

【目標】

インフラ・ストラクチャの整備程度は大学の教育・研究の効率を左右する。目標とする国際水準の教育・研究を維持するためにも、諸事情の許す限り最大限度まで整備を行うことを目指す。またその運用は、実験事故防止などの安全管理および防災・防犯などの危機管理に直接影響するので、細心の注意をもってこれにあたることを目標とする。

とくに、学生の学習環境向上につながる施設の構築を目標とする。

【現状】

多くの建造物・施設が戦後復興の一画期となった創立100年（1958年）周辺に整備されているため、老朽化が目立つようになった。幸い大きな事故は起きず、また教室配当も機能しているが、全面的な更新が要請される段階に近づきつつある。

安全管理では、法令・条例を遵守するのみならず、更にこれに先行した形の独自の工夫を行うべく、各学部とも努力をしている。

防災管理では、大震災に備え、避難計画と資材備蓄を策定している。

【達成度】

大学院法務研究科開設（2004年4月）を一つの契機として三田地区全体の教育・研究環境改善のための新校舎「南館」が現在建設中である。来春の竣工時には狭隘化した研究室環境の充実などが促進される予定である。これに先立ち既に日吉キャンパスでは研究施設「来往舎」が完成し（2002年春）、日吉地区の研究環境が格段に向上した。しかし、その他の施設については、基本的には現状維持と手直しによる需要への対応に終わっている。この結果、学生が直接利用する施設に更新の遅れが目立っている。

情報インフラについては、キャンパス間の大容量回線が稼動しており、安定した保守が行われている。

【評価・課題】

一般的に手堅い管理が行われているが、時代の先行きを見据えて合理的な選択を行い、施設管理を先導する積極姿勢もまた必要である。

カリキュラム改革と施設老朽化が併進していくため、近い将来に抜本的な全塾キャンパスの再配置、ことに三田と日吉のキャンパス機能の見直しが必要である。また信濃町（医

学部)、矢上(理工学部)の建造物の多くも改築の必要がある。これらを考慮した全キャンパスにわたる施設の長期計画を作成し、これに基づいた短中期計画によって施設・設備の更新を行う必要がある。

情報インフラはユビキタス環境の実現、キャンパス間ないしキャンパス外からのアクセスが可能である時代に突入しているため、諸サービスの対応が望まれている。その基礎となる全塾統一IDの設定作業が進行中であるが、この完成を急ぐ必要がある。

(1) 教室等の量的・質的充実度、稼働状況および将来計画

【量的充実の状況】

- ① 三田キャンパスの文経法商の4学部は、学部毎に専用の教室棟、あるいは教室を持つことはなく、146教室を共同で使用しており、その稼働状況は各教室平均年間平日76%、土曜45%である。
- ② 日吉キャンパスの文経法商医理工の6学部は、学部毎に専用の教室棟、あるいは教室を持つことはなく、142教室を共同で使用しており、その稼働状況は各教室平均年間平日68%、土曜16%である。PC教室(100人収容)が2つしかないため、フル稼働しており、時間割の組立に余裕がない。
- ③ 矢上キャンパスにおける理工学部は、43教室を共同で使用しており、その稼働状況は各教室平均年間平日54%、土曜17%である。
- ④ 湘南藤沢キャンパスにおける総合政策・環境情報の2学部は、66教室を共同で使用しており、その稼働状況は各教室平均年間平日56%(土曜使用なし)である。

このように特に、三田、日吉キャンパス(大学院経営管理研究科を含む)の教室が不足気味の状況である。今後、さらに少人数科目が増加すると、教室配当には非常な無理が生じると予想される。ただし、カリキュラム改革が進展し、語学などでの学部を超えた共同科目が増加したため、教室配当には若干の余裕が生じてきているところもある。カリキュラム編成において、学部の枠を超えた今後のさらなる努力と工夫が期待される。

【質的充実の状況】

教室は空調が完備しており、照明・採光は十分で、時計・教室番号表示およびその他の標示は正確を保っている。清掃は毎日行っており、座席・什器は破損、汚損が生じ次第速やかに修繕を行う仕組みを整えている。受講生の数に対し席数は余裕をとっており、開講後に受講生数に増減ある時は、学事センターにおいて教室調整を行い、教室変更を実施している。

PCプロジェクター設置教室、PCおよび書画カメラ等の整備も進んでいる。これら機器の授業での活用も近年活発になり、整備の要求も高度化しており、これへの対応に迫られている。OHPなどのAV機器は、授業の要求に応じ学事センターの管轄のもとに提供されている。

なお、これの先進キャンパスとして湘南藤沢キャンパス(SFC)がある。ここでは、教

員が持参したノートパソコンの画面を学生に提示して授業を進めることが多いため、座席数 20 以上の教室では、コンピュータの画面をプロジェクターやプラズマディスプレイあるいは TV モニターに出力できるようにしている。座席数 50 以上の教室では、書画カメラ、VHS/DV デッキ、DVD プレーヤー等を設置し、さらにその一部の教室では教室備付の設備で授業の撮影を可能にしたり、遠隔授業に特に対応した音響・映像設備を備えたりしている。また、教室に機器を備え付けるほかに、プロジェクターや OHP、スライドプロジェクター、さらにはノートパソコン、DV カメラ等の貸出も行い、多様な授業方法に対応している。そのために、AV 機器・環境専門スタッフをメディアセンターのマルチメディアサービス担当に置き、教室 AV 環境の設計から授業当日のサポートまでをトータルでサービスしている。

教室使用は昼間・平日に偏り、早朝・土曜日に空室であることが多いが、これは時間割教室配当を組立てる際に、出講者の希望を考慮しているためである。できるだけ授業は早朝・夕方を避け、学生・教員ともに登校しやすい昼間に配当するようにしているが、教室数に限りがあるので、早朝・土曜日に使用する方向での合意形成と教員・学生の協力が望まれる。

【将来計画】

三田キャンパス、日吉キャンパスには、建築後 50 年近く経過した建物が複数あり、近い将来に老朽化した教室棟を廃止し、収容効率の良い建物を新築する必要がある。2008 年に迎える創立 150 周年記念事業を睨みながらもこれとは独立に更新計画を立案する必要がある。近い将来、具体的な対応策が決定される予定である。三田・日吉キャンパス全体の建築物の効率よい再配置も必要である。三田キャンパスは丘の上に位置し、近隣の住宅環境のため高層建築の実現には制約があるため、キャンパス近隣の街区中に大収容能力を有する校舎を取得する方法は有効であると考えられる。

また、授業使用機器が急速にマルチメディア化する状況に対応して、近い将来は各キャンパス全教室をユビキタス環境とする計画がある。

(2) 学生・教員に対する情報機器の利用環境・機器配備状況

各キャンパス間は 43Gbps、および 10Gbps の超高速回線（実験線）および 100 bps クラスの各種回線で結ばれており、ネットワークを通じて義塾で行われる教育・研究に対して十分な資源を提供している。義塾外のインターネットとの接続は湘南藤沢キャンパスから 10 Gps で行われている。

なお、教育・研究における情報基盤整備は、インフォメーション・テクノロジーセンター (ITC) が全塾的対応を行っている。

【教育用情報設備】

	三田	日吉	信濃町	矢上	湘南藤沢
PC/WS 室台数 ¹⁾	340 台(4)	465 台(7)	115 台(1)	363 台(5)	280 台(7)
常時開放機台数 ²⁾	114 台(3)	458 台(4)	60 台(3)	170 台(3)	130 台(1)
貸出用台数	90 台	90 台	140 台	80 台 ³⁾	70 台
無線 LAN 基地局	236 箇所	250 箇所	- ⁴⁾	205 箇所	165 箇所
情報コンセント	2,892	5,726	3,000 以上 ⁵⁾	4,600 以上 ⁵⁾	1,445
ホーム容量	130Mb	130Mb	500Mb	500Mb	1Gb

注)

- 1) PC/WS 室台数の () 内は教室数
- 2) 常時開放機台数の () 内は箇所
- 3) 実験室用で一般貸出ではない
- 4) 信濃町は病院施設があるため設置されていない
- 5) 信濃町、矢上の情報コンセント数は全体数

- ・ 各教室には授業用として少なくとも 1 つ以上の情報コンセントが用意されている。
- ・ 三田では 19 のマルチメディア教室にノート PC が設置されている。
- ・ 矢上には共用計算設備として 4 式のマルチプロセッサ構成のメモリ共有型計算機と 1 式のクラスタ構成の計算機を提供しており、多並列のプロセッサによる計算処理や、巨大なメモリ空間を使用した計算処理のような、大規模な計算処理に使用されている。
- ・ 印刷環境としては課金方式の (カラー・モノクロ) ネットワークプリンターシステムが採用されている。(湘南藤沢以外はオンデマンド出力方式)
- ・ 湘南藤沢の PC/WS 室は 24 時間利用が可能

【教員向け情報利用設備】

三田・日吉・湘南藤沢地区では研究個室向けに PC の貸与・配備を行っている。各キャンパスにおける状況は次のとおりである。

三田	日吉	湘南藤沢
430 台	280 台	236 台

【その他】

停電事故に備え、三田・日吉のサーバ室では 75kVa の無停電装置と自家発電装置 (日吉は予定) が設備されている。

【湘南藤沢キャンパスにおける情報機器等の充実状況】

湘南藤沢キャンパス (以下 SFC) は、デジタルキャンパスを標榜し、SFC-キャンパスネットワークシステム (以下、SFC-CNS) および SFC -進化型研究ネットワークシステム (以下 SFC-ERNS) の整備を行ってきた。

SFCにおいては、すべての教職員学生に UserID と同名の login 名が与えられ、1人あたり1ギガバイトの容量を交付している。キャンパス生活に必要不可欠となった電子メール・課題・研究成果・授業教材など個人ファイルの格納場所として活用されている。

コンピュータ実習用の7教室に280台のコンピュータ端末（クライアント）が配置されており、学生証やキャンパスカードで入室可能、24時間利用ができる。メディアセンター（図書館）にも130台のPCを設置し、開館時間中いつでも利用することができる。またノートPCを70台配備し、貸出サービスを行っている。

講義用教室66すべてに2個以上の情報コンセントを配し、そのうち14教室については座席数と同数の情報コンセントおよび電源コンセントを用意している。この情報コンセントは毎秒100メガビットでSFC - CNSに接続する。無線LAN基地局は、キャンパス内に165箇所あり、会議室を含めほぼキャンパス全域でSFC-CNSへの接続が可能となっている。

専任教員には文書作成、表計算、スライド作成、電子メール送受信、コンピュータウイルス対策の各機能を持つソフトウェアが搭載されたノートPCが貸与されている。整備はSFC-ITCが行い、授業教材作成ほか多様な目的に活用されている。

学生在籍者のノートPC所有率は約90%で、キャンパス内の施設で活用されている。「ラップトップ委員会」（キャンパス専門委員会）が、新入生を主対象として推奨機種選考や、利用講習会を実施している。生活協同組合を通じて大量に発注することで、市価よりも廉価に購入できる。

【将来計画】

慶應義塾遠隔教育（e-Learning）システムの構築をはかりキャンパスを超えた授業の共有化などをまず拡充したい。また、語力教育の充実にもこれら情報インフラの活用を推進する。そして名実ともに各キャンパスをユビキタス環境としたい。

(3) 施設・設備の社会への開放に対する配慮

施設貸出件数一覧（2003.04-2004.03）（信濃町を除く）

分類\月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
学会・シンポジウム	7	9	7	5	2	9	9	18	12	8	6	9	101
外部資格試験	7	5	16	8	3	6	12	17	6	4	1	2	87
各種研究会	13	18	18	25	10	16	19	18	17	10	10	8	182
OB・OG会	1	6	5	4	4	5	4	7	5	4	3	3	51
他大学入試	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
その他	1	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	1	6
合計	29	38	46	42	19	36	45	61	42	26	23	23	430

公開講座として、港区民大学、横浜市民講座（2004年から慶應義塾の独自プログラムへ）を開催し、各研究所等が主催する公開研究会、教育・研究・学芸に関する学会・講演会、そして官公庁等が開催する資格試験、採用試験など公益性のある団体の集いに大学施設を積極的に開放している。

また、地域との相互交流として、地域の商店街のお祭り等に施設の一部を提供し、またSFCでは地域住民を大学生に招待するなどしている。今後は、地域の住民との一体感がさらに強まるような施設の開放を検討すべきと思われる。

これ以外に学外拠点としての「丸の内シティキャンパス」「六本木アカデミーヒルズ」では定例講演会、セミナーを中心として活発な社会人参加企画が実行されている。

(4) 記念施設・保存建物の保存・活用の状況

2003年に創立145年を迎えた慶應義塾は、様々な年代に造られた施設をもつ。それらの文化的価値を十分に意識した上で保存・活用を図っている。特に三田キャンパスは国の重要文化財である演説館（明治8年竣工）と図書館（旧館）（明治45年竣工）を擁しており、保存を目的とした改修・整備を再三にわたって実施してきた。

演説館は、今でも当初の目的である演説会を行うことはもちろんのこと、学位授与式などの記念式典にも利用している。

図書館（旧館）も大会議室・記念室・福澤研究センター・斯道文庫・図書館書庫などとして常用しており、慶應義塾のシンボルとしてだけでなく、キャンパスに必要不可欠な現役の重要施設として位置づけられている。

そのほかにも竣工後50年を超えた建物が多くあるが、いずれも整備を行いながら研究教育の重要な施設として利用している。

(5) 大学院の専用とすべき施設・設備の整備状況と将来計画

義塾は本来「社中協力」（義塾の構成員は身分の上下関係を作らず、学問を究めるために、あい協力・努力する）「半学半教」（互いに教え教えられ、一人が教師と学生を兼ねる）の精神を旨としているので、学生の身分により学習・研究環境を差別化することは特殊の事情が無い限り行わない。従って大学院専用教室棟とされている教室にも学部在籍以下の塾生の混在使用を認めていることが多い。

将来は、教員・大学院生・学部生以下が一体となって研究・学習に精励する環境を用意する必要がある。これは湘南藤沢キャンパスにおいて実験されている。

現在まったく大学院生専用の校舎として運用されているものは、大学院経営管理研究科校舎だけである。また2004年開設の大学院法務研究科等が使用することになる校舎は、2005年度使用開始予定であるが、ここでも学生の身分による利用制限は最小限に留める予定である。

(6) 大学院学生用キャレル・実習室等の整備状況と将来計画

大学院生用キャレルは、博士課程においては一人に一台に近づけ、修士課程においては現状の普及率を増進させる必要がある。

また実習室は理工医系においては、所属教室の実験室・医局がその機能を代替している。専門職大学院では、ケース・スタディ授業の準備のために少人数グループにて予行デイベートを行う部屋が確保される必要がある。

文献資料を研究ツールとする文科系のそれは、常に手近に必要な文献があることが重要なので、むしろ共同研究室書庫、図書館の書庫や閲覧室環境の整備充実によるべきであろう。

このように専攻分野によって研究方法が異なるため、それに従って院生の学習環境もキメ細かく最適な学習研究方法が展開できるものをそれぞれの研究科に用意すべく、努力している。

キャレルのある科	キャレル数	用途	収容定員
医学研究科	42	修士課程専用	修士 40
理工学研究科	300		修士 1,200 博士 450
経営管理研究科	13	博士課程専用(注1)	博士 24
政策・メディア研究科	0	(注2)	修士 400 博士 90
法務研究科	140	2004年度設置	専門職学位 780 (入学定員 260)
文学、経済学、法学、社会学、商学各研究科	0	(注3)	

2004年度現在

(注1)

経営管理研究科博士課程学生は学位論文作成のため専用デスクを持つ。専用デスクは常在籍人数と一致している。修士課程学生はケース・スタディがカリキュラムの主体であるため、授業前の準備としてクラスのグループ討議が欠かせず、そのため10人単位のディスカッション・ルーム（黒板・LANコンセント付）を第1学年全員に担当している。第2学年はケース・スタディを修了し、ゼミナールに所属して修士論文作成に専念するため、図書館や自宅を使用するので、キャレルや専用ルームの格段の用意はない。

(注2)

湘南藤沢キャンパスではプロジェクト志向のため、専用キャレルを置かず、その代わりにユビキタス環境を保証している。大学院校舎もグループワーク対応のロフト形式となっており、無線LAN、電源コンセントを整備し、自分のノートパソコンを持ち込んで、どこでも研究や討論が可能となっている。

(注3)

他の研究科は専用キャレルを持たないが、司法研究室などに私用キャレルを置いている。

(7) 夜間の教育研究を円滑に行うための施設・設備・サービス提供に対する配慮と課題

将来、大学院の夜間開講が実施された場合、最終授業終了時刻は午後9時を過ぎる可能性が高い。その場合、図書館の開館、学事・学生関係の窓口業務、学内診療体制、学生食堂の営業時間等の対応が必要となる。また、研究室などの研究環境利用を拡大するための時間延長も必要とされ、昼間提供されるサービスを夜間も同様に行うことが求められる。今でも夜間遅くまで（例：三田研究室退室夜11時）最低限のサービスには対応しているが、今後どこまでのサービス拡充が可能であるかは十分な検討・調整が必要となる。

なお、矢上キャンパス（理工学部）・湘南藤沢キャンパス（総合政策・環境情報学部）では、既に夜間における研究教育活動を下記のとおり実施している。

① 矢上キャンパス

矢上キャンパスは、11学科の専門課程で、研究室に配属された学生が指導教員の下で夜間研究活動（平日22時から翌朝8時）のための施設開放を行っている。また、学生の安全管理を図るため夜間残留届を提出させることを徹底している。

② 湘南藤沢キャンパス

湘南藤沢キャンパスでは正課および大学・教員のプロジェクトに関する事由については夜間（午後11時以降翌朝まで）の残留を認めており、残留者の安全の確保ならびに事故時の緊急対応のために届出制をとっている。またキャンパス内で夜食をとれるように学生食堂を午後8時まで営業している。

(8) 本校以外にも拠点（サテライト等）をもつ大学院における教育研究指導環境の整備状況

慶應義塾は1996年にアークタワー（森ビル）内にサテライトキャンパス（「慶應義塾アカデミーヒルズ教室」）を開設し、大学院（とくに経営管理研究科）の社会人向け授業を開始した。その後、総合政策・環境情報学部の授業や各種学校の講座など活用を広げた。2003年度には六本木ヒルズのオープンに伴い、六本木ヒルズ森タワー内にも「慶應義塾アカデミーヒルズ教室」を設置し、産業界との連携拠点として、立地条件と環境特性を活かした教育研究事業の展開を行っている。

Ⅶ-2 キャンパス・アメニティ等

(1) 学生の福利厚生のための施設・設備の充実度と今後の課題

【基本的考え方と概要】

学生生活に関わる施設・設備は、学生が長時間にわたってキャンパス内に滞在したくな

るような快適な空間でありたい。学生同士あるいは教職員との交流を深め、またある時には一人で静かに思索し、ゆっくりとした時を送ることができるような環境を整えたいと考えている。

しかし、残念ながら現在の義塾の環境はこの理想とは程遠いものと言わざるを得ない。慶應義塾大学は、日本最大の戦災校であると言われていたが、第2次世界大戦で三田、日吉、信濃町の各キャンパスは空襲のためほとんど壊滅状態となり、現在校舎として使用されている建物は奇跡的に戦火を免れたものと戦後義塾創立100年（1958年）前後に建てられたものがほとんどで、今では老朽化が進み、各キャンパスとも一刻も早い新校舎や学生のための施設建設が望まれている。また、矢上（理工学部）キャンパスも1972年の開設以来、校舎の大部分は当時のままで、既に30年以上を経過し、一番新しい湘南藤沢キャンパスでも開設以来15年を迎えた。

ここ数年、各キャンパスでは、教員のための研究施設や研究個室を充実させる建物が建設されているが、一方で学生のための施設はなかなか改善されていない。学生のサークル加入率が約90%と活発な課外活動が行われ、約500の公認学生団体が存在するが、彼らの活動する練習場や集会室、部室、ラウンジなども、質量ともに不十分な状況である。また、最近の学生の動向を鑑みるに、学生団体だけではなく、個としての学生がひとりになってキャンパス内でゆっくりと時間を過ごすことのできるスペースの確保も緊急の課題である。

【学生利用施設の現状】

上記概要にも記述したが、現在、学生に対する福利・厚生施設の設備は残念ながら決して十分とは言えないが、できる限りの工夫と努力をして、学生の快適な居場所の確保に努めている。たとえば三田キャンパスの学生総合センターでは、事務室内のちょっとしたスペースにベンチやテーブルを置き、テレビモニターを設置して、学生がのんびりと一人で寛げ、あるいは数人でおしゃべりを楽しめる場を設けている。また、授業のない教室などは可能な限り学生団体が使用できるように配慮をし、課外活動への利用に供している。

学生会館、学生団体ルーム、音楽練習室、サークルラウンジ等

三田キャンパス

- ・ 学生団体ルーム（部室39、利用団体数66、楽器倉庫2） 音楽練習室 5
- ・ 談話室 2 学生ラウンジ 1（パソコン84台設置）

日吉キャンパス

- ・ 学生（塾生）会館（部室66、利用団体数140、音楽練習室6、合同練習室6、大ホール1、印刷室1）
- ・ 学生集会室 7 学生団体スペース 利用団体数71
- ・ 喫茶ラウンジ 1（軽食可）

矢上キャンパス

- ・ 学生団体ルーム（部室20、利用団体数24）
- ・ 学生ラウンジ 1 学生コミュニケーションルーム 1（軽食可）

- ・ 学生インフォメーションルーム 1
- ・ グラウンド 体育館 テニスコート
(授業期間中は研究室所属学生を中心に一般学生も使用可)
- ・ シャワールーム：学生団体ルーム棟内の専用
(シャワールームは、研究・実験（卒論・修論準備、学会発表準備）等で徹夜する一般学生も使用可)

湘南藤沢キャンパス

- ・ クラブハウス 2棟（部室 41、利用団体数 66、プロジェクトルーム 4、体育倉庫 1） 学生ラウンジ 1（軽食可）

信濃町キャンパス

- ・ 学生団体ルーム（部室 19、利用団体数 19）

学生食堂

三田キャンパス	食堂数 3	1,097 席（キャンパス在学生数 11,168 名）
日吉キャンパス	食堂数 4	1,240 席（キャンパス在学生数 10,626 名）
矢上キャンパス	食堂数 1	341 席（キャンパス在学生数 3,941 名）
湘南藤沢キャンパス	食堂数 1	645 席（キャンパス在学生数 4,957 名）
信濃町キャンパス	食堂数 1	240 席（教職員と共用）
		（キャンパス在学生数 770 名）

学生寮（日吉寄宿舍）

慶應義塾大学唯一の学生寮である「日吉寄宿舍」は、1937年の開設以来約70年の歳月を経て老朽化が著しい建物となっているが、創設者福澤諭吉以来の、義塾における若者全人的教育の理念を現す原点として、大変重要な位置を占めている。

日吉寄宿舍では、寮生達が完全な自治運営活動を行い、コミュニティ内での共同生活を通して、様々なことを学び実践している。すなわち、このような「日常生活」を送る中で、着実な人格形成が行われており、大きな教育効果が現れている。建物が老朽化した今、義塾教育の原点にふさわしい機能をもった寄宿舍の文化を残しつつ、新たな時代の展望のもとで、新寄宿舍建設を早急に行うべきであると考えます。

<概要>定員 男子のみ 60名 部屋数 20室（1室3人部屋）

1ヶ月に支払う金額（1日2食・光熱費など） 約 21,500円

校外施設

立科山荘（長野県北佐久郡）

36室、192名収容。授業・ゼミナールができる教室および体育館、テニスコート、グラウンドなどの運動施設を持つ。本館等老朽化した建物も多く、一貫教育校の利用状況や収容人員の増員も念頭に入れ検討委員会で改築案を策定中である。

赤倉山荘（新潟県中頸城郡）

9室、40名収容。各種合宿、研修会などに利用される。

学生健康保険互助組合（学生健保）関連

契約旅館等

学生の自治組織である学生健保では現在 11 の宿泊施設と契約し、また、夏には海の家、冬にはスキーハウスを開き、多くの一般学生が格安の料金で利用している。大学は学生健保と連携しながらその活動をサポートしている。

トレーニングルーム

日吉キャンパスに各種マシンやシャワー室を完備したトレーニングルームを持ち、専属のトレーナーが利用学生に対し機器使用のアドバイスやトレーニングプログラムの作成など多様なサポートを行っている。

(2) 大学周辺の「環境」への配慮

周辺環境への対応はキャンパスの立地条件により異なる。

「三田の山」と呼ばれるような小高い丘に立地する三田キャンパスは周辺は豊かな緑に囲まれ、演説館や図書館旧館などの歴史的な建造物とともに都心の貴重な空間を形成しているため、キャンパスには周辺の住民だけでなく、東京の歴史をたどる散策など多くの人が訪れている。郊外に立地する日吉、矢上、SFC キャンパスでは、周辺の自然と調和した建物と空間を有した環境を形成することにより地域との調和を図っている。SFC 看護医療学部校舎付近の森にはオオタカが棲息しており、環境保全に配慮している。

信濃町キャンパスの樹木は、東京都新宿区が「新宿区緑と花の条例」により、みどりの文化財に指定している。

Ⅶ-3 利用上の配慮、責任体制

【目標】

教職員・学生が危険を感じることなくキャンパス内の施設を利用して研究・教育に専念できる環境を整備するのは、大学の当然の責任である。

【現状・達成度】

障害者への配慮・24 時間キャンパス・防災計画・実験等の安全管理と、多岐にわたる管理業務が関連部門の密接な相互協力のもと適切に行われている。

【評価】

障害者をケアする統一組織がなく、今後の課題とされている。障害者が発生するたびに関連部門が協同してケアにあたるが、関係者の間では長期的な展望をもって整備に携わる常設管理委員会の設置が必要とされている。

(1) 障害をもつ学生・教職員への施設・設備面での配慮

慶應義塾ではハートビル法（高齢者、身体障害者などが円滑に利用できる特定建築物

の建築の促進に関する法律)で学校施設に身障者対応が義務付けられる以前から、自主的に障害をもつ学生・教職員への施設・設備を心がけてきた。その詳細は別表に示すが、単に車椅子利用者に留まらず、視覚障害者への対応も率先して行ってきた。また、ノーマライゼーションの考えに基づきバリアフリーの観点からユニバーサルデザインを主眼とした施設整備を進めつつある。

大学各地区バリアフリー施設設置状況

キャンパス名	身障者用洗面所	身障者対応エレベーター	スロープ	自動ドア	階段昇降機など	室名点字プレート	点字ブロック
三田	11	9	14	11	1	各校舎内	各校舎出入口
日吉	20	8	13	7	4	一部の校舎	一部の建物
矢上	13	10	8	17	1		一部の建物
藤沢	19	8	2	21	1	各建物	
藤沢(看護)	8	1	0	4	0		各施設等
信濃町	2	3	0	3	0		
合計	73	39	37	63	7		

(2) 各施設等の利用時間帯の配慮

キャンパスの24時間利用は授業形態と密接な関連があるため、キャンパスにより異なっている。徹夜の実験・集中的な共同作業が多い矢上(理工学部)・湘南藤沢(環境情報および総合政策学部)は残留届提出により24時間利用が可能である。

諸施設利用時間一覧

	三田	日吉	矢上	湘南藤沢
教室	09:00~20:00	08:00~21:00	09:00~20:00	24h
研究室	08:00~23:30	08:00~22:00	08:00~22:00	24h
事務室	08:00~21:00	08:00~20:00	08:00~22:00	07:30~21:00
会議室	08:30~20:00	09:00~20:00	09:00~20:00	09:00~21:00
図書館	08:45~22:00	08:40~21:00	08:45~21:00	09:15~23:00
自習室	08:45~21:00	08:00~19:30	08:45~23:00	09:15~23:00
体育館	—	06:45~21:30	09:00~20:30	08:00~21:00
学生団体室	08:30~20:00	08:30~21:00	08:00~20:30	08:00~23:00
講堂	—	06:45~21:00	—	09:25~21:10

(3) 大規模地震等の災害への危機管理対策

大きな災害が予測される時は休校措置をとる旨の申合せを設け、危機管理統括部署（総務部）を指定してある。防火管理者（各キャンパス事務長）が消防・防災計画をたて、教職員・学生・生徒参加の消防訓練を実施している。

備蓄資材は、非常食・飲料水・情報機器等を各キャンパスに保管してある。（保存期限切の非常食・飲料水は入替）

委託警備業者と連携し、防火・初期消火・避難誘導・防犯・構内交通統制など必要な予防措置をとっている。

学生に毎年春、パンフレット「防災マニュアル」を配布し、日頃からの心構えと防災知識の習得を促している。

防災関連用品備蓄一覧

品名／キャンパス名	三田	日吉	矢上	藤沢	合計
飲料水用ろ過装置	1	1	1	1	4
消火用ポンプ	2	2	2	1	7
発電機(100V)	1	1	1	1	4
発電機(200V)	1	1	1	1	4
携帯ラジオ	2	2	2	2	8
液晶テレビ	2	2	2	2	8
電池各種	100	100	100	100	400
固形燃料	50	50	50	50	200
ヘルメット	120	55	50	25	250
飲料水	15,696	15,192	4,392	5,040	40,320
非常食	15,696	15,192	4,392	5,040	40,320
トランシーバー	9	14	4	3	30
電源用ドラム	2	2	2	2	8
スズラン灯	3	3	3	3	12

(4) 実験等における危険防止のための安全管理・衛生管理・環境被害防止の徹底を図るための制度の確立状況

理工学部・医学部ではそれぞれ大規模な管理委員会を設け、内規を定め、各研究者に情報を周知し、実験についての審査・確認を行っている。その他の各研究室・教室においては独自に安全管理教育を実施している。

法令・条例に沿い薬品・機器・実験動物の管理を実施し、学生に対しては衛生・保護被

服・危険物取扱・防災に関する入念な管理指導を施している。特に廃液の回収・分析および防災訓練については、徹底した管理体制を敷くべく努力している。

遺伝子に関する実験については大学「組み替え DNA 安全委員会」を設け、実験責任者がこれに実験計画書を提出し許可を受ける制度となっている。

矢上キャンパスの問題点としては、排水設備に老朽化している部分があり、環境被害を未然に防ぐよう、早急に整備する必要がある。

消防局からの指摘により少量危険物貯蔵施設の改善・改修が進行中である。現行の「危機管理体制・安全教育プログラム」の見直しを進めており、危機管理本部、事故調査委員会（臨時招集）、環境保全センター、安全委員会を設置し、環境防災委員会を改組し、学生の質の変化や施設の老朽化等の問題へも対処しようとしている。

<実験を行っている教室および管理委員会>

三田キャンパス（心理学研究室）

日吉キャンパス（化学教室、生物学教室、心理学研究室）

矢上キャンパス（理工学部・理工学研究科）

「環境防災委員会」

夜間巡視による改善勧告、改善報告・安全教育報告提出の義務付け、高圧ガス保安講習会・高圧ボンベ取扱訓練、避難訓練、Safety Manual 配布

「薬品管理委員会」

薬品管理システム IASO R4（各研究室の薬品の在庫状況をネットワーク上で一元管理、消防法における危険物、毒物劇物取締法などの様々な法規制にもリアルタイムで対応）

信濃町キャンパス（医学部・医学研究科）

「バイオセーフティー委員会」

(5) 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

施設・設備の維持・管理業務のうち、清掃業務については、各地区事務室の用度管財担当部署が管轄し、清掃業務以外の施設・設備の保守管理、修繕等の業務については、各地区事務室の施設担当部署が管轄している。各地区事務室の用度管財施設担当部署は所属する各地区事務長の指揮系統下にあると同時に、全塾横断的に施設部門の統括を行う管財部との連携を取りながら業務を遂行している。なお、施設の維持管理に係る最終的な責任者は施設担当常任理事である。

また、清掃や設備運転監視・点検などの施設・設備の現場に直接関わる維持・管理業務については、従来専任職員が直接あるいは個々の業務委託先を監督する形で行ってきたが、これらの業務をプロパティマネジメントと位置づけ、外部企業に一括して委託し、内部の施設部門部署は、その一括委託先を監督する形でファシリティマネジメント、アセットマネジメントを行う、という方向で業務の見直しを進めているところである。

(6) 施設・設備等の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況

施設・設備等の衛生・安全を確保するためのシステムの現状は以下のとおりである。

【防災】

各キャンパス単位で防火管理者を置き（原則として三田地区は管財課長、各キャンパスは事務長が担当）、その下に火元責任者を適宜配置するなどの防火管理体制を組織している。また、定期的に防災訓練（消火・避難訓練）を実施したり、防災マニュアルを作成・配布するなど、学生、教職員の防災に対する意識の向上に努めている。自動火災防火設備、消火器を始めとする防火、消火関係の諸設備については、消防法の規定による定期点検を実施するなど、常時機能するよう管理を行っている。

【警備】

各キャンパスの用度管財担当部署の管轄の下、業務委託による警備会社が24時間体制で警備に当たっており、入構のチェック、構内の巡回、夜間の施錠管理等を実施している。また、防犯センサーや監視カメラ、カードキーによるセキュリティシステムの整備などを進め、機械的支援による警備体制の強化を図っている。

・設備の保守点検および運転監視

各設備については、施設担当部署の管理の下、機能、安全に支障を来さないよう定期点検を業務委託により実施している。日常的には、施設担当職員および業務委託による監視員が各設備の機能と安全が確保できるよう運転監視を行っている。また、中央監視装置を導入、監視対象を徐々に広げ、施設担当部署で一元的に監視できる体制を整えつつある。

【空気環境】

教室や事務室などの諸室について、文部科学省の定める学校環境衛生の基準、あるいは厚生労働省のビル衛生管理法に則り、室内空気の環境を定期的に測定している。教室関係は保健管理センター、その他については管財部門の所管となっている。また、近年注目されている室内空気化学物質濃度については、前記の定期的な測定の他に新築工事・改修工事あるいは備品等の大量入れ替えの際、測定を実施し、所定の基準を下回っていることを確認した後に、引き渡しを受けることとしている。

【衛生管理】

水道法、ビル衛生管理法等の法令に基づき、水質検査、レジオネラ属菌検査、受水槽・排水槽の清掃、害虫駆除・消毒などを実施している。その他、冷水器・給湯器の定期清掃、空調機のフィルター清掃などを自主的に実施している。また、学生食堂の厨房などについては、保健管理センターによる定期検査を実施し、衛生面の点検を行っている。

Ⅷ 図書館および図書等の資料、学術情報

(1) 図書館資料等の質および量（コレクション・マネジメント）

【蔵書量】

義塾創設以来、営々と蒐集を重ねてきた結果、その蔵書として全塾合計 390 余万冊の図書、5 万タイトルの雑誌を有し、研究教育に必要不可欠な知識の蓄積を提供している。さらに 16 億を超える豊富な図書予算をもって、毎年 8 万余冊の新規購入図書を加えている。

【蒐集の範囲と特徴】

義塾の図書館は、豊富な図書購入資金に基いた全国有数の蒐集能力を持っている。

その蒐集範囲は、義塾の学部・大学院・諸研究所において研究教育の対象となる主題（テーマ）の全てに亘っている。専ら学術図書に限定されているが、研究に必要な基本文献は洩れなく蔵書に加え、学生・教員ともに不自由を感じさせないことを目標としており、それは十分に達成されている。

学術雑誌は、各分野研究者にとって必要不可欠な主要雑誌（core journal）を提供し、そのバックナンバーも取揃えてある。一方、学内の全キャンパスに互り、重複タイトルの整理を行い、バックナンバーの保存を各館が分担する resource sharing を実行している。

特殊な蒐集としては、貴重な古書・個人蒐集になる由緒ある文庫、研究の一次資料となるコレクションがあり、おのおの斯界の研究進展に貢献している。

学生用コレクションの充実は、シラバスに掲載された必読・参考文献を迅速に蔵書に加え、また主要文献の網羅的な蒐集も行って、教育・学習に遺漏のないバックアップ体制をとっている。

学生より購入希望あった文献は、選書基準に適したものを迅速に受入れ、学生の知的要求を満たしている。

【課題】

選書の課題

図書予算の使用権が選書権を伴っており、キャンパスによっては学部・研究科・図書館がそれぞれ予算枠を持ち、独自の選書基準をもって選書を行っている。ことに図書館と学部の選書は互いに独立しており両者を調整する機能が弱いため、購入図書に重複が見られるなど、整合性を欠くところがある。

特殊コレクションの選定にあたっては、特に古書の鑑定能力を持つ複数の専門家を継続的に育成する努力がなされているとは言いがたく、将来において慶應義塾図書館は書誌学的な審査能力が不足するのではないかと懸念される。

電子媒体資料の課題

高額の電子媒体資料は慶應義塾大学の全図書館の審査と協議を経て、その導入・利用形態・主管館が決定され、経費分担案を作って各キャンパスでの予算執行の承認を得る、という運営がなされている。ことに電子ジャーナルの利用契約に関しては、版元・代理店による価格攻勢が続いており、図書館界の苦慮するところであって、対抗策として価格交渉を主な目的とする大学図書館コンソーシアムが成立しつつある。慶應義塾図書館もこれに幹事館として関わらざるを得ないが、本来の図書館コンソーシアムの機能を発揮するべく、交渉や契約事務の効率化、契約の標準化のみならず、一般的な図書館間相互協力活動の延長線上にこの動きを位置づけ、積極的に関与していくべきである。

蔵書管理の課題

蔵書保存の当面の目標は、資料の紙質劣化・散逸・紛失を防止するところにある。

貴重書は、製本の補綴や、1枚物の酸性紙挟み紙を中性紙に取替えるなどの努力をしているが、本格的な補修技術（和洋とも）を習得した専門家を欠いているため、必要が起った場合にどのように対処していくのか真剣に考慮しなければならない。

貴重書のデジタル化は、閲覧による劣化を防ぎ、公開性を高めるため、今後、積極的に進めていくべきだろう。既にマイクロフィルムによる実績があり、機能としてはそれを拡張したものであるが、デジタル技術の進歩によって格段に利便性が増している。

書架上の蔵書は、正しく請求記号順に排列され、書架上になくともその所在は常に把握されているべきであるが、この点は迅速・正確な書庫作業を行う貸出・返本スタッフ（circulation staff）により確保されており、書架整理（shelf reading）は日課に組込まれて毎日行われ、蔵書点検（inventory）も年1回実施され、行方不明本の発生防止に努めている。

(2) 図書館施設の規模・機器・備品の整備状況（ハードウェア）

【ネットワーク運用】

現況

慶應義塾図書館の電子媒体用サーバーと利用者用・業務用PCは、メディアセンター本部（慶應義塾大学の全図書館統括部署）の管理下に置かれており、専任SE（System Engineer）がITC（Information Technology Center）と協力してネットワーク運用に従事している。

今後の課題

- ① 各種サーバを最適な台数に一元化して運用・保守を簡素化する。
- ② 情報セキュリティ運用指針の策定と必要に応じた見直しを行う。

【閲覧環境】

収蔵能力の限界

蔵書の収容スペースは慢性的に不足しており、それは既に数十年来の大きな課題となっている。過去20年間の年間平均増加冊数は約10万6千冊であり、20年後の慶應義塾全図書館の蔵書は約200万冊増加し、現在の蔵書の1.5倍に達する見込みである。

書架から溢れる図書・雑誌バックナンバーを収容するため、キャンパス外に賃貸倉庫を借り（白楽サテライト・ライブラリー、収蔵能力29万2千冊）、また自ら保存書庫を建設して（山中資料センター、収蔵能力50万8千冊）、しのいできた。それでも昨今、書庫狭隘化は深刻度を増している。

館内の閲覧環境

① PC

蔵書のデジタル化の進展に伴い、各館とも十分な数のPCを備え、利用者はネットワークに接続して、電子ジャーナルをはじめとする各種データベースを参照することができる。課題はユーザーの違法行為（著作権違反、契約を超えた範囲の大量ダウンロードなど）の防止であるが、有効な解決策はまだ見出されていない。

② 障害者

キャンパスに障害者がいる場合は、例えば視覚障害者のためには、エレベーターに音声機能を付け点字表示を行う、段差のある書庫では出納サービスを行う、障害者専用PCや対面朗読のために専用室を設ける、など十分な対応を行っている。

③ 今後の課題：セキュリティ

今後の課題として、館内保安のため、入館者チェックを厳重にしたり、犯罪防止のため館内巡回を行うなど、セキュリティの強化が必要である。実際に手荷物等の置引などが発生しているが、夜間開館時間の延長に伴い更なる警戒態勢が望まれる。

(3) 図書館サービスの状況（ソフトウェア）

【広報活動・利用者の声のフィードバック】

館報・ホームページ

慶應義塾内の各図書館は、それぞれ昔から伝統的な館報を発行しており、現在でも継続されている。また図書館ホームページが整備され、これをプラットホームとして在宅のまま、豊富な情報にアクセスできる環境となってきた。

ホームページからは、所蔵目録・電子ジャーナルが利用でき、開館カレンダー、各種サービスの申込（文献の取寄せ・複写、文献に関する問合せ・相談、購入希望、投書など）、

図書館が関与している研究プロジェクトの成果、館報、特殊コレクション・慶應義塾・福澤諭吉リソースなど、多様な情報を得られる。英文版、携帯電話用のホームページも整備されつつある。リンク機能の整備を優先目的としてきたが、今後は利用者にとっての使い勝手を更に考慮し、サイト・デザインを改良していくことが課題となっている。

各館ホームページ

- (三田) <http://www.mita.lib.keio.ac.jp>
- (日吉) <http://www.hc.lib.keio.ac.jp>
- (信濃町) <http://www.med.lib.keio.ac.jp>
- (理工学) <http://www.st.lib.keio.ac.jp>
- (SFC) <http://www.sfc.keio.ac.jp/mchtml/>

プッシュ型情報発信

新しい試みとして、信濃町メディアセンター（北里記念医学図書館）では、電子メールを用いたニュース配信サービスを行っている。利用者が個別に必要とする情報を登録しておけば、図書館からタイムリーにメール配信がなされるものである。また他館でも同様なメール・マガジンの発行を企画している。

Q&A 窓口

利用者の要望を汲上げる仕組みとして、クイック・レファレンス（quick reference）における館員との直接対話や、ホームページ、メールでの質問・要望を受け、回答している。よくある質問は「Q&A」にまとめて公開している。リクエストに応じて学内研究会や大学院自治会との懇談をもち、要望の汲上げに努力している。

博物館機能

各館とも展示委員会を設け、由緒ある収蔵資料の展示を定期・不定期に行っている。

【国際対応】

英語対応

館内の案内・サイン、ホームページには、英文併記がほぼ行われており、英語対応が可能な館員も増えている。未整備部分が残っているので、これを補うのが課題である。

理工学部に英語授業と英文論文による学位取得が可能なコースが開設されたので、理工学メディアセンターでは英語によるオリエンテーション、データベース利用法などのレクチャを行っているが、今後このようなケースが増加すると見込まれる。

今後の課題

英語以外の言語については、館員が多様な外国語による書誌データを一通り読取れる程度の技能を身につけるよう、レベルアップすることが課題である。

【目録の集中処理】

コスト削減効果

従来より非常に人手がかかっていた各館の図書整理（分類付与、目録作成、装備）と雑誌受入（検収）は、1998年より大部分がメディアセンター本部において集中処理されるようになった。

派遣職員を導入して人件費の削減を図った結果、現在の目録作成単価は800円となり、集中処理開始以前の1,600円に比べ半減した。一日当たり平均360冊の整理がなされ、受入れより10日間を経るのみで各館の書架に並べることができる。これにより各館の整理部門は大幅に縮小され、間接経費の削減に大きく貢献した。

今後の課題

今後の課題としては、外部サービス・システムにWebを経由するものが増加してくることに対応するべく、目録作成・雑誌受入れシステムの更改があげられる。

また現行の蔵書検索システム（OPAC： Online Public Access Catalog）では、慶應義塾大学の全蔵書を網羅的に検索できないという問題がある。OPAC未収録の古い蔵書が存在し（全蔵書数の25%）、1961年受入れ以前の図書や東洋諸語・アラビア語図書が別目録となっており、これらのOPACへの遡及入力を進めている。

またOPAC既存の書誌データに発見される記述の不備の整備作業も鋭意進められている。

【Document Delivery System】

学内の各館から相互に文献を取寄せることができる制度が運営されている。保存書庫に移した資料に対してリクエストが多く、迅速な配送が実施されている。また図書のみならず、実費ベースによる資料の部分コピーの供給も行われている。

学外他館とも国の内外を問わず同様のサービスを行っているが、これは相手館の利用規則に従う相互貸借（Inter-Library Loans Services）制度のプロトコルに則らなければならないので、司書の仲介がぜひ必要となる。当方より申込むより相手側から申込まれる方が多いのは、慶應義塾図書館が豊富な蔵書を持つと共に迅速正確なサービスを提供しているからである。

学内外・国内外を問わず文献取寄せサービスは、いずれも2004年度よりWeb申込が可能となっている。

【Reference Services】

Webによる問合せ・相談も受付けている。

担当者には主題・語学・書誌の幅広い能力が要求されるが、幅広い主題知識の総てをカバーするだけの人材が十分に揃っていないことが問題点として指摘されている。

【利用者教育】

情報リテラシー

利用者教育として、古くから文献探索のノウハウを提供してきたが、「情報リテラシー教育」の一環として、各種データベースの利用方法をもカバーするようになった。学生のオリエンテーションとして、館内ツアー、レクチュア（授業の一環として組入れ館員が出講）、ホームページ上での利用ノウハウ提供など、利用者の文献探索能力の向上に務めている。しかし、その効果を測定する有効な手段が見つからないため、受講者がどこまで理解したかのフィードバックが得られない。この点の改善が課題である。

機器

PCの利用相談やトラブル対応には、必要に応じて専門ノウハウを持つアドバイザーが、館内パブリック・スペースにカウンターを持ち、常駐対応する態勢を用意している。

マルチメディア機器の利用についても、アドバイスが得られるよう配慮されており、ことにSFCでは機器・ソフト・アドバイザーともに充実している。

【図書館員の研修】

現況

館員教育は基本的に On-the-Job Training によっている。これは幹部館員のほとんどが図書館学を専攻した人材からなっているため、基礎教育が初任段階で既に完成しているためである。

全学的な研修委員会だけでなく、各館とも個別に研修のための委員会を持ち、定期的に研修会を実施している。館員の自主的な勉強会として、研究発表会や抄読会を持つところもある。

課題

語学能力（英語以外）と主題知識の向上が課題であるが、このために学部・諸研究所の研究プロジェクト（特殊コレクションの整理や、特定主題データベース作成など）に加わり、その書誌データ作成担当者として携わる機会を提供するなど、工夫をしている。

(4) 学外との相互協力、社会貢献（アウトリーチ）

【学外者の利用】

個人の情報要求への対応

所蔵はホームページより利用できる OPAC（オンライン目録）を公開しており、これに基づき学外研究者は来館して、自分の所属機関図書部門に所蔵しない資料を閲覧することができる。所属機関のない在野の研究者でも、最寄りの公共図書館の紹介状により閲覧が可能である。

その所属の学内外を問わず真摯に学術情報を探求する人から要請があれば、蔵書の利用サービスを提供するのは学術図書館の当然行うべき社会的義務であるから、義塾図書館は戦前より学外の在野研究者の利用を認めてきた実績を持つ。学術界とは別にキャンパス所在の地域社会へのサービス提供は、湘南藤沢メディアセンターが藤沢市図書館と相互協力協定を結び、市民・学生の図書相互貸出を行っている。

他機関からの情報要求への対応

三田、信濃町など古い歴史を持つ館では、貴重図書を多数所蔵するため、出版社・マスメディアからの蔵書撮影や博物館・文化団体からの展示会出品依頼が頻繁である。

【学外他図書館との連携】

個別の連携

個別の他大学との連携・交流としては、早稲田大学図書館（1986年より図書館相互利用協定を締結）、東北公益文科大学（鶴岡先端研究教育連携スクエア開設に伴う鶴岡市致道ライブラリー共同運営）、トロント大学図書館（相互研修協定による職員交換研修）がある。

最近の試みとして2002年より有力な国際総合コンソーシアム RLG（The Research Libraries Group）の正規メンバーとなり、世界的な書誌ユーティリティ、知財・文化財データベースの形成に協力している。

コンソーシアム

慶應義塾図書館は従来より、私立大学図書館協会、日本医学図書館協会、国公立大学図書館相互協力委員会の有力メンバーとしてその運営に尽力してきた。その果実として現在の日本の学術図書館間の整備された相互協力制度が得られている。

ことに信濃町メディアセンター（北里記念医学図書館）は日本医学図書館協会の創設を先導し、日本の医学図書館界の発展に貢献した。現在も蔵書の豊富さとサービス水準の高さゆえに年間180,465人の外来入館者と27,576件の相互貸借依頼を受付けており（2003年度）、医学図書館界にあって、その動向が注目されている。

このほか各キャンパスの特性に応じた学外提携がなされている。横浜市内大学図書館コンソーシアム（日吉）、神奈川県内大学図書館相互協力協議会（日吉、理工学、SFC）、藤沢市図書館との相互協力協定（SFC）、看護図書館協議会（看護医療学部）、科学技術振興機構（理工学）、神奈川県資料室研究会（理工学）などがあり、積極的に参加している。（カッコ内は慶應義塾の各図書館名）

課題：先導的役割

文献資料のデジタル化、マルチメディア化、大学教育そのものの制度的変化が早いテンポで進むなか、他大学と連携のありかたを探りつつ、慶應義塾大学メディアセンターが、どのように日本の学術図書館の中で先導的役割を果たして行けるかを模索することが、今後の大きな課題である。

Ⅷ 社会貢献

【目標】

大学は社会構成に必要不可欠な機関であり、相互に扶助し、あい携えて進むべきであるとの認識に立ち、義塾はあらゆる局面において社会に貢献する姿勢を明確に打出しつつある。

【現状】

各学部・研究科・研究所は、その研究教育活動の展開において、社会人教育・高度専門職のレベルアップ教育をはじめとして、積極的に社会の教育ニーズを引受ける姿勢を示しており、また研究プロジェクトにおいても、学外機関との積極的な共同研究教育活動を創出する方向に進んでいる。

【達成度】

共同研究プロジェクトを促進する容器として、先端科学技術研究センター、SFC研究所、総合医科学研究センターが設けられ、知的社会基盤、実業世界開拓を通じての社会への貢献を推進する態勢が整備された。

義塾に拠点を置く21世紀COEプログラムは12プロジェクト（2002年度5件、2004年度7件）を数え、そのうち6件が社会への貢献を直接にもたらす研究拠点を形成するものである。

これをバックアップするべく知的財産の管理体制、研究者の受入れ体制などが整備され、全塾的な努力が行われている。

慶應義塾大学21世紀COEプロジェクト・ホームページ <http://www.21coe.keio.ac.jp/>

【評価】

社会への貢献に対する明確な自覚を義塾は持ち、これの推進を果敢に実行しつつある。これを支えるためにさらに強力な資金の管理・募集機構の整備など基盤固めを進める必要がある。

(1) 社会人向け教育プログラム・公開講座の開設状況

各キャンパスにおいて次に掲げるような公開講座が催されている。深い教養をたしなむ人々の一助となるべく専門の研究者が共に論じ語り合う一夕を過ごすのは、文化が華と咲くのを支えるため義塾に課された重要な役割のひとつとして学内に認識されている。

さらに高度な職業上の知識と訓練を求める専門職に対して、必要な教育プログラムを提供するのは、やはり義塾の社会に対する大きな責任とみなされている。そのため大学院の各研究科では、新しい社会人向け課程を検討し、これを実現しようとする意欲的な動きが見られる。

【専門教育プログラム・公開講座の例】

文学研究科 修士課程 図書館・情報学専攻 情報資源管理分野 (2004～)	現職司書が修士号を取得するための夜間コース
社会学研究科 修士課程 教育学専攻 (2005 開講予定)	現職教諭が修士号を取得するためのコース
法学研究科 修士課程	訴訟補佐人研修のための税理士向け特設講座
商学研究科 修士課程 APPs (2002～)	専門的職業人のための学術教育プログラム。正規学生として社会人の受入れを積極的に行っている。
医学研究科	各種「公開シンポジウム」を活発に開催し、専門家の注目を集めている。 「市民公開講座」(毎年)は医道の高揚、医学医術の普及を促し、公衆衛生の向上をはかり、社会福祉に寄与している。
理工学部・理工学研究科	「理工学市民講座」(毎年) 「先端科学技術研究」(2002～) 弁理士の研修講座
経営管理研究科 修士課程	正規学生として社会人を積極的に受入れ。 入学者のほとんどが企業勤務経験のある社会人あるいは、企業派遣者。
SFC	「藤沢市民講座」(藤沢市業務委託、毎年)
メディア・コミュニケーション 研究所 (旧新聞研究所)	「特別公開講座」
斯道文庫	「斯道文庫講演会」(毎年) 社会人対象、書誌学普及
産業研究所	「産業関連セミナー」「SCT セミナー」
体育研究所	各種「公開講座」健康教育および地域社会との交流目的。「中高年のための水泳教室」など。 「KEIO Ball-Games Festa」(フットサルおよび近隣のプロサッカーチームの協力を得る) 一般参加型イベント。地域のスポーツ文化に貢献。
言語文化研究所	「公開講座」
知的資産センター	「公開講座」
GSeC: Global Security Center	「G-Sec 公開講座」
新川崎タウンキャンパス	「オープンセミナー」(毎年) 市民・企業人の科学技術を中心とした啓蒙活動。 「大学公開講座」(川崎市共催)

鶴岡タウンキャンパス および 先端生命科学研究所	「市民のための生命科学入門講座」(毎年、致道ライブラリー共催) 地域市民が対象
	「実験と文献でふれる先端生命科学セミナー」(毎年、致道ライブラリー共催) 鶴岡市内教育関係者が対象
	「サマー・バイオカレッジ」(毎年、致道ライブラリー・鶴岡市共催) 鶴岡市内の高校生と SFC 高校生対象
外国語教育研究センター	「外国語学校日吉別科」を社会人に開放
	「TOEIC-IP」(毎年) TOEIC 本試験への関心を高める
	「公開講演会」外国の言語と文化への理解を深める
教職課程センター	「サマーセミナー」(毎年、2003～) 現職教諭の研修
	「大学等公開講座」(東京都委託、2004～) 現職教諭の10年経験者研修
アート・センター	映画理論研究会・パフォーマンス・講演会など、市民公開
	「連続講座・アートをひらく」アートマネジメント専門職の修士課程レベルのワークショップ・セミナー
教養研究センター	「横浜市港北区民講座」(横浜市港北区委嘱、2002～) 区民公開の実践・体験型教養講座
	「極東証券寄付講座」(2000～) 市民公開の教養講座
	「日吉行事企画委員会企画行事」(毎年) 地域公開のキャンパス催事。コンサート、運動競技会、公演、上映会など
塾監局総務部広報担当	「港区民大学」(毎年、東京都港区共催)
日吉事務室運営サービス担当	「横浜市民大学講座」(横浜市委託、1980～) 地域の生涯教育機関として機能
慶應丸の内シティキャンパス	『夕学五十講』(関連団体の慶應学術事業会の運営) 企業人・社会人を対象にした有料教養講座

このほか、「小泉信三記念講座」(各キャンパス順次開催)、「三田演説会」、「ウェーランド経済書講述記念講演会」がある。

(詳細は各学部・研究科・研究所の報告を参照されたい。)

(2) 企業との連携としての寄付講座の開設状況

企業からの寄付講座は研究資金において大きな位置を占めるべきであり、おおいにその獲得を促進すべきであるが、現状はその存在意義は明確に認識されていない。この窓口となる教職員ですら、このような制度について詳細に知ることが少なく、日常的積極的な寄付募集活動は鈍い。今後は研究教育資金調達の常識として募集・受付の手順を整備し、企業に対する勧誘活動を強化する必要がある。寄付者側に対しても詳細な情報を周知する広報活動が不可欠となろう。

6,000万円以上の寄付を基金として運用しその果実をもって永続的に寄付者名冠称「チェアシップ」(任期制チェアシップ教授を置き、その人件費・研究費等必要な資金を供給する)を設けるものと、比較的小額の寄付を寄付者名冠称「寄付講座」経費として使用計画に従い使い切るものがある。チェアシップは基金の額が大きいため新規設立は即座に行われ難いが、寄付講座は金額の多寡にかかわらず簡単に設置できるため、今後の伸びが期待される。

寄付講座の件数

	99(H11)	00(H12)	01(H13)	02(H14)	03(H15)
文学部					1
経済学部		3	3	2	2
法学部 法学研究科	6	1			2
商学部	5	5	4	2	2
医学部 医学研究科	3	3	3	3	2
理工学部 理工学研究科	4	3	4	5	3
経営管理研究科	4	3	3	4	5
総合政策学部 環境情報学部 政策・メディア研究科	5	2	5	4	1
知的資産センター	1	1	1	1	
教養センター					1
計	28	21	23	22	18

チェアシップ 経営管理研究科 5件
 商学部・商学研究科 2件

以下に最近の主な例を掲げる。

文学部	久保田万太郎記念講座	
	遠山記念音楽学講座	
	松永記念文化財研究基金	
	極東証券寄付講座	「古文書の世界」、「翻訳の世界」等
	DNP 基金	「アート・マネジメント」「アート・プロデュース」
	JASRAC 寄付講座	「音楽と現代社会 I・II」
経済学部	野村アセット・マネジメント投信(株)寄付講座	「金融資産市場論」
	信金中央金庫寄付講座	「中小企業金融論」
	みずほ証券・新光証券寄付講座	「企業金融論」
法学部	マイクロソフト寄付講座	「NGO NPO」

商学部	フジタ・チェアシップ基金	「国際経済」「ジャパニーズ・エコノミー」
	大正製薬チェアシップ基金	「ビジネス・エコノミクス」「財政特論」「〔修士〕財政論演習」、 「〔博士〕財政論特殊演習」「税制・経済政策演習」
経営管理研究科	DKB 基金	
	伊勢丹基金	
	石井久基金	
	小竹林二基金	
医学部	ツムラ東洋医学寄付講座	
	ファイザー成長・発達寄付講座	
	サントリー心臓病先進治療学寄付講座	
理工学部	ITS(日本自動車研究所) 寄付講座	
	リアルタイム保全技術体系(三菱重工) 寄付講座	
	SoC 設計技術(ATARC) 寄付講座	
	住宅・生活基盤再生技術寄付講座	
	アントレプレナー育成(UFJ キャピタル) 寄付講座	
	大塚刷毛製造・サントリー・トヨタ自動車寄付講座	「スポーツビジネスⅡ」
	タクト・コンサルティング	「応用税務会計特論」
	レベルスリーコミュニケーションズ寄付講座	「インターネット・インフラストラクチャ・ビジネス」
	東京電力寄付講座	「エネルギーシステム論」
教養研究センター	極東証券寄付講座	

(3) 研究成果の社会への還元

慶應義塾においては、政府官公庁・地方自治体等の政策形成に寄与するため、多くの教員が各種の審議会・専門委員会などの委員として参画している。この形の社会貢献に参加するか否かは、基本的に教員個人の判断に任されている。1人が多数の委員を兼務する場

合は、教育と社会貢献のバランスにも一定の配慮をしなければならないだろう。多くの学部・研究科では教授会で承認を行うなど、学内チェックが慣例となっている。

地方自治体の政策形成への貢献も活発で、事例を以下に掲げる。

SFC

藤沢市にある湘南藤沢キャンパスは、このキャンパス自体の活動・発展が藤沢市の中心的政策目標となっており、また、藤沢市の政策策定・実施においても大学は強力な知的支援・活動支援等で連携を行なっている。

三田

全国的規模の地方分権プロジェクトが実施されており、各自治体の政策決定の中心となる人材養成を目的として自治体から研究員を受け入れ、問題発見・政策提言型のプロジェクト実施の中で、地方自治体・および国に対する政策提言をおこない、また政策の実現を図っている。

オフキャンパス研究拠点

地方自治体の政策決定への直接的提言等の活動はないが、キャンパスの設置自体が地方自治体のひとつの政策実現拠点となっていて、この関連分野に関してはキャンパスからの提言がなされている。

各拠点のホームページ

新川崎タウンキャンパス <http://www.k2.keio.ac.jp/>

鶴岡タウンキャンパス・オブ・ケイオウ <http://www.ttck.keio.ac.jp/>

先端生命科学研究所 <http://www.iab.keio.ac.jp/>

義塾の研究教育が国際的規模のものを扱うことが多いため、有力な国外大学・研究機関と多数連携しており、今後も協力関係を深め教育研究の高度化を推進していく方針である。

社会組織との連携においても官・公・民との連携はすでに数多く実施されている。特徴的なものを以下に掲げる。

医学研究科

北里研究所および実験動物中央研究所との連携（連携大学院構想の一環として、提携先の機関より客員教授を迎え、21世紀COEプログラム（2003年度～）「幹細胞医学と免疫学の基礎・臨床一体型拠点」「低侵襲・新治療開発による個別化癌医療確立」の拠点形成に、研究教育の両面から極めて円滑かつ有効な協力体制を構築することに役立っている。今後も他の施設と連携体制を築くべく協議を進めている。

SFC 研究所

外部研究機関を本務とする優秀な研究者を研究員として受入れ（総数約 300 名）

卓越した研究者を特別研究教員に任用（約 80 名）

現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代 GP）の採択プロジェクト「コミュニティ

型教育プログラムと地域活性化」において、群馬県桐生市など地域コミュニティと連携してのソーシャル・キャピタル形成調査、大学院におけるソーシャル・イノベーション科目群の設置など、ソーシャル・インキュベーションの実践的取組の積極的な主体となっている。

関連ホームページ <http://gp.sfc.keio.ac.jp/>

商学研究科

修士課程において1996年より世界銀行国際租税留学制度による留学生（途上国における税務行政3年以上の実務経験者）が国税庁の税務大学校で受けるインターンシップと連携関係を構築している。専門的職業人が学術教育を受ける場として継続運用されているが、更に2002年度よりAPPs（Academic Program for Professionals：専門的職業人のための学術教育プログラム）を創設し、専門的職業人（公認会計士、弁護士、シンクタンク研究員、行政などのプロフェッショナル）を対象に、時代をリードする理論的な思考能力向上を涵養している。21世紀における社会的使命を果たすべく、既存の修士課程設置科目に加えて、経済・経営・商業・会計の各研究分野の有機的連携によって講義する専門科目群を開設している。

APPs ホームページ <http://www.gakuji.keio.ac.jp/mita/shoken/apps.html>

企業との共同研究・受託研究は活発である。とりわけ理工学部・理工学研究科、医学部・医学研究科、およびSFC研究所においては全国的にみて上位クラスにあるといえる。義塾全体の内訳（政府機関・公益法人を除く）は、2003年度実績が570件（新規394件）あり、更に毎年増加の傾向にある。（2002年度新規367件、2001年度新規316件）

共同研究の例 <http://www.crp.keio.ac.jp/casestudy.html>

コンソーシアムはSFCにて制度化され、活発化している。複数の企業との共同研究体で、異業種の複数企業と大学で新ビジネスモデル・技術開発・その事業化を推進するものである。課題として、成果の帰属問題等、契約交渉の複雑化があげられている。

医学部においては、総合医科学研究センター内のリサーチパークが、企業との共同研究を行なう場を提供している。55のユニットがあり、企業と連携し3～5年の期間で、平均年間各2千万円程度の共同研究がすすめられている。研究成果をより早く社会に還元することを目的として設立されたため、臨床研究に直結させて成果の社会還元を促進している。

(4) 特許・技術移転その他知的資産

知的資産担当の「知的資産センター」（1998年設置）が、研究成果の特許保護・技術移転・企業支援を整えている。2003年以降、義塾内のTLO関連業務は、相談・手続を含め、全てこのセンターが統一的に取扱っている。

また技術移転に密接に関係する知的財産に関する教育・研究も行い、設置講座を1998年度より開設し学内外の啓蒙に努めている。

特許・工業所有権の出願状況（取得には時間がかかるため状況の説明としては出願数の

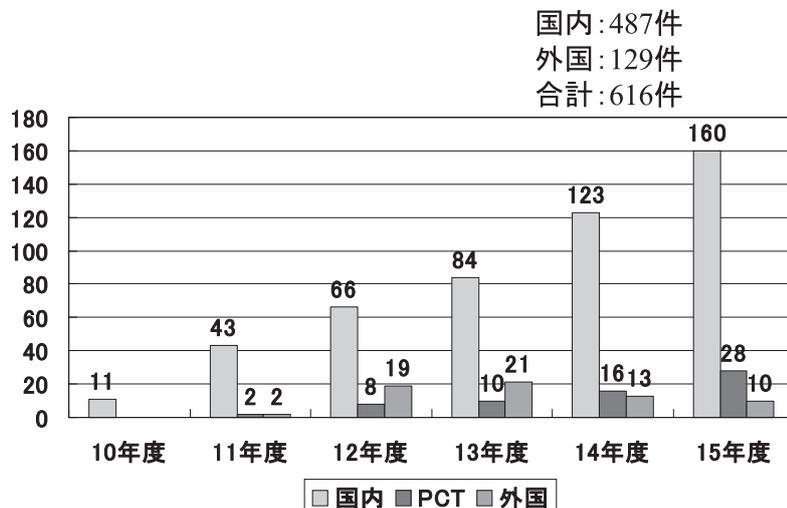
方が現実を投影する)は1998～2003年度で、国内487件、外国129件、合計616件を数えた。技術移転は1999～2003年度で104件あった。

収入は、その配分規定に基づき研究者に還元されている。

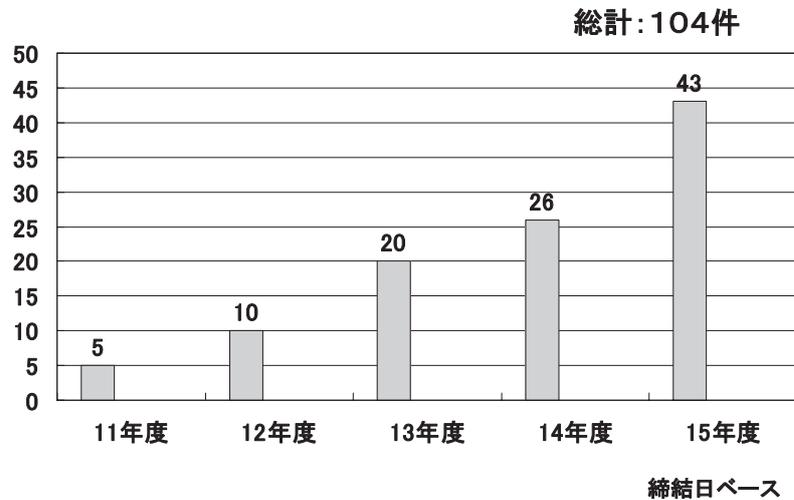
特許取得・技術移転活動強化のため次のようなプログラムを推進中である。

- ① ベンチャー創出支援プログラム (実践を通じてベンチャーの人材・環境をつくる)
大学の技術シーズに対して事業化のアドバイスを受けるベンチャーフォーラム、
大学発のベンチャー企業に大学が出資するアントレプレナー支援資金、ベンチャー企業に対する株式や新株予約権での取引
- ② 技術移転促進プログラム
大学の技術の移転先として、中小・中堅企業が重要であるとの経験から、技術説明会を開催し地方企業との連携を深めている。
- ③ 事業化推進プログラム
理論やコンセプトが主体である大学の特許技術をわかりやすく説明するソフトウェアの製作・試作品の作成を行っている。
- ④ 共同研究調整プログラム
財団・民間企業との共同研究を促進するため、資金獲得・契約支援を行っている。

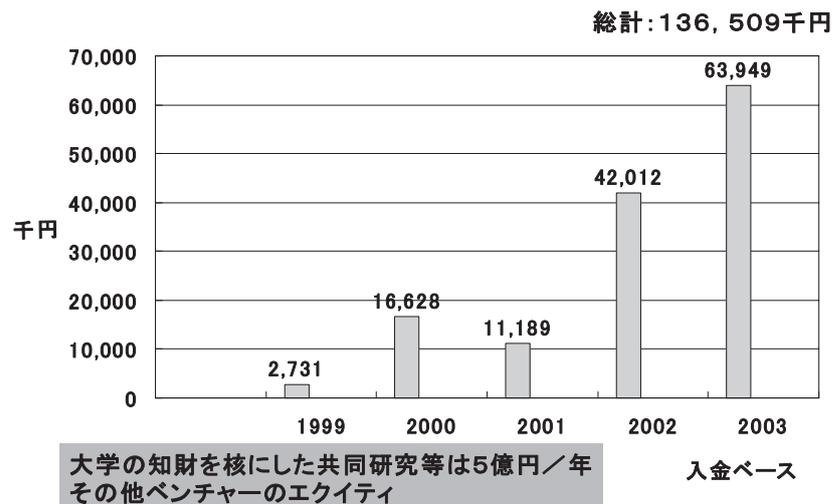
特許活動の状況



技術移転の状況



年度別ライセンス収入（単位：千円）



(5) 産学連携と倫理規定

全塾レベルでは、産学官連携を担当する「総合研究推進機構」（2003年創設）が、次の規定を整備中である。

①発明取扱規程、②著作権規程、③対価収入の配分規程、④共同研究・受託研究に関する契約雛型、⑤研究成果有体物取扱規程 ⑥知的財産権調停委員会規程、⑦倫理規定および利益相反規程

各学部・研究科・研究所では、教員の外部機関兼務、発明・著作権など知的資産に関わ

る事項は必要あるつど教授会・研究科委員会において報告・協議されるが、処理件数の多いキャンパスでは明文規定を設け公正な運用を実行している。

理工学部・理工学研究科

「慶應義塾先端科学技術研究センター（KLL）規程」（2000年制定）により「研究プロジェクト委員会」が研究プロジェクトの採択・継続にあたり、道義性、倫理性、安全性、対環境性などに問題がないか、審査している。

総合政策学部、環境情報学部、政策・メディア研究科

次の内規を設け、適正な運用を期している。

- ① SFCにおける外部資金に関するガイドライン
- ② 研究資金取り扱いおよび諸経費支いに関する内規
- ③ SFCにおける特別研究教員の任用等に関するガイドライン
- ④ SFC研究所の有するノウハウ使用許諾ガイドライン（研究活動の成果を活用して起業する場合の、手続きと審査基準）
- ⑤ SFC研究所における外部資金による臨時職員時間単価運用（高度な技術、知見等を有する者に支払う謝金の単価基準）
- ⑥ 検討中のもの（SFC発ベンチャーの認定制度、及びそれらの企業による湘南藤沢キャンパス（もしくは慶應）への株の寄付に関するガイドライン等
- ⑦ 研究倫理に関するガイドラインは総合研究推進機構の枠組で検討予定

X 学生生活への配慮

(1) 学生生活支援の基本的な考え方

学生の自主性を重んじ、集団として学生を見るのではなく、「個」としてとらえ、きめ細かな支援を提供している。

(2) 課外活動・課外教養の指導・支援

【課外活動】

現況

慶應義塾大学では、正課・課外それぞれの活動を「車の両輪」と捉えている。課外活動は活発で、大学公認の学生団体は500に及び、2004年度実施の学生生活実態調査によれば、未公認の団体を含め学生の90%近くが何らかの団体に所属して課外活動を行っている。

課題

学生団体へ所属していても人間関係を形成できない学生や、仲間とのコミュニケーションが円滑に行えない学生が増加してきている。これまでの学生団体を主な対象とした課外活動支援に加えて、今後は「個としての学生」に対して、より積極的な支援を行っていくことが必要であると考ええる。

【課外教養】

現況

学生と教職員が同じ土俵でものを考え、課外教養の多様な場と素材を提供する「大学生活懇談会」を設置し、講演会・見学会・キャンパスツアーなどを行っている。主要な活動例は次のとおり。

講演会：各界で活躍されている卒業生や様々な専門家を招く。

国外見学会：慶應義塾の創立者である福澤諭吉の足跡を訪ねる。

国内見学会：若き福澤に影響をもたらした大阪適塾・長崎などを訪れる。

課題

近年ゼミナールやサークルに所属せず、いわゆる「一人学生」として自らの殻に閉じこもる学生が多い。彼らも興味を持って参加できる企画を打ち立てる努力と工夫が必要であ

る。

【学生の表彰】

毎年、塾長名により学生を表彰して、課外活動を奨励している。その種別は次のとおり。

- ① 小泉体育賞：体育で優秀な成績をあげた個人・団体
- ② 慶應義塾長賞：学術・芸術・社会活動・文化活動などの各分野において学生の範となる活躍をした個人
- ③ 塾長奨励賞：②に準ずるもの

(3) 奨学制度

奨学金は次のとおり用意されている。

- ① 日本学生支援機構奨学金（貸費）
- ② 慶應義塾大学奨学金（給付奨学金）
- ③ 地方公共団体・民間の社団・財団法人からの各種奨学金（貸費・給費）
- ④ 三田会（同窓会）や個人からの指定寄付奨学金（給費）
- ⑤ 慶應義塾大学奨学融資制度（利子給付奨学金制度付き学費ローン）1997年度より

課題

奨学融資制度を含めて、貸費奨学金制度は、その時々を経済情勢によって、延滞や返済不能を引き起こす確率が高くなる。

これまでの成績基準を重視した大学奨学金に加えて、修学に際して経済的に困窮度の高い学生への給費奨学制度の設立が強く望まれる。

慶應義塾大学の奨学制度は日本の大学の中では比較的充実しているが、在学生数に対する給費奨学金の給付率は約3%にとどまっている。およそ50%近い学生が、何らかの形で奨学金を必要としている。一般に慶應義塾においては、在校生の家計支持者の平均年収は、他大学に比べて高いと言われているが、昨今の低迷する経済状況、雇用状況の悪化といった社会情勢下において、家計が急変し、経済的困窮度を深めるケースが目立っている。

大規模な基金を設置し、息の永い給費奨学金制度を確立することが望まれる。また慶應義塾「社中協力」の精神を生かした年度三田会や地域別三田会等からの指定寄付による奨学金制度の、さらなる拡充を目指したい。

2003 年度各奨学金の種別奨学生数・奨学金総額一覧

日本育英会

区分		給・貸	種類	奨学金額	期間	奨学生数	奨学金総額
学部	第一種	貸	1	(月)49,000～63,000	正規の最短修業年限	1,701	1,100,061,700
	第二種	貸	1	(月)47,000～60,000	正規の最短修業年限	32	23,824,000
	きぼう21プラン	貸	1	(月)30,000～100,000	正規の最短修業年限	1,796	1,360,796,000
大学院修士	第一種	貸	1	(月)85,000～87,000	正規の最短修業年限	515	529,269,000
	きぼう21プラン	貸	1	(月)50,000～130,000	正規の最短修業年限	88	93,356,000
大学院博士	第一種	貸	1	(月)117,000～121,000	正規の最短修業年限	324	458,948,000
	きぼう21プラン	貸	1	(月)50,000～130,000	正規の最短修業年限	19	25,828,000
計			7			4,475	3,592,082,700

慶應義塾

区分		給・貸	種類	奨学金額	期間	奨学生数	奨学金総額	
学部	新給費	給	1	200,000～800,000	1年間	770	174,750,000	
	私費外国人留学生	給	1	授業料20%相当額	1年間	48	7,278,000	
		給	1	授業料40%相当額	1年間	22	6,300,000	
		給	1	授業料70%相当額	1年間	-	-	
大学院	新制度	修士	給	1	400,000～600,000	1年間	83	39,800,000
		博士	給	1	400,000～600,000	1年間	58	27,000,000
	私費外国人留学生	修士	給	1	400,000～600,000	1年間	22	10,300,000
		博士	給	1	400,000～600,000	1年間	17	7,800,000
小泉信三記念	大学院	給	1	(月)30,000	1年間	41	14,760,000	
指定寄付	学部	給	14	48,000～1,000,000	1年間	71	19,473,000	
	大学院	給	11	48,000～300,000	1年間	5	500,000	
計			34			1,137	307,961,000	

社団法人・財団法人・地方自治体

区分		給・貸	種類	奨学金額	期間	奨学生数	奨学金総額
社・財団法人	学部	給	53	135,000～960,000	各種	222	86,100,000
		貸	20	180,000～756,000	各種	61	28,632,000
	大学院	給	22	240,000～1,020,000	各種	48	28,265,000
		貸	2	135,000～805,000	各種	2	940,000
地方自治体	学部	給	4	108,000～252,000	各種	4	616,000
		貸	16	240,000～984,000	各種	33	16,404,000
計			117			370	160,957,000

注)

- 2004年3月31日現在数。金額単位:円。
- 奨学金額は、特にことわりのない場合は年額を、(月)は月額をあらわす。
- 学部の日本育英会第一種・第二種の奨学金額は、入学年度及び自宅・自宅外によって異なる。
- 日本育英会第一種・第二種奨学金の場合、自宅外通学者には月額10,000円増額されている。
- 日本育英会第二種・きぼう21プラン奨学金は有利子である。

(4) 就職(進路)指導

【支援活動】

就職情報の提供

単なる求人情報、企業情報だけでなく、先輩の就職体験記録などを整備し、ガイダンス(キャンパスごとに約40～50回実施)や説明会などにも力を入れている。

内容は、業界別研究パネルディスカッション、企業セミナー・公務員業務説明会、各種講演会、懇談会、女子学生対象・留学生等対象ガイダンス、職務適性検査、就職試験実践対策講座などで幅広く提供している。(延べ参加学生数: 三田キャンパス約7,000名、矢上(理工学部)キャンパス約2,100名、湘南藤沢キャンパス約1,900名)

個別就職支援

就職活動中にさまざまな不安や悩み、迷いに陥る学生に対して、学生カウンセリングの立場から親身な個別相談を行っている。履歴書・エントリーシートのチェックや模擬面接も行う。近年利用者が非常に増えている。

学生個別面談数

	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度
三田	356	325	405	674
SFC	データなし	144	159	191
矢上	データなし	データなし	120	140
合計	356	469	684	1,005

【就職担当部署】

就職活動の学年が在籍する4キャンパスに就職担当者を置き対応しており、また就職部長以下全キャンパスから選出された教員11名、職員6名から成る就職・進路委員会を組織して、就職・進路に関連する事項につき、協議、懇談、意見交換、情報交換、ニューズレターの企画・編集などを行っている。

ガイドブック、データブックの作成

前年度の就職状況データを細かく集計した冊子を作成し、3年生（修士1年生）の夏前に配布している。また、就職活動を始めるに当たっての心構えやその方法、注意点などを細かくまとめた就職ガイドブックを企画・編集・発行し、3年生（修士1年生）の秋に対象学生全員に配布している（文系学部）。また、矢上（理工学部）キャンパスでは独自の就職ガイドブックや「求人ガイド」を作成している。

その他、各種統計資料作成やアンケート集計、進路・就職に関するホームページの作成、求人依頼、就職活動体験記の作成と閲覧供与、インターンシップの紹介等を行っている。また、就職事務内就職情報提供スペースとは別に、専用の就職資料室を設け（三田・矢上キャンパス）、各種資料の閲覧ほか、キャンパスによっては、常時担当者を配置して質問に対応する一方、ビデオ、パソコンなどを設置し、学生が落ち着いて利用できるような環境を提供したり開室時間を夜間にまで延ばしたりして、学生が利用しやすいよう配慮している。

資料室利用件数

	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度
三田(参考)	7,341	9,033	10,059	9,238

(5) 学生の心身の健康保持・増進への配慮

【学生相談室】

学生生活上の諸問題に関し、カウンセリング、助言、指導等を通して学生の健全な発達及び学生生活の向上を図ることを目的としている。

支援の特徴は、内容を特定しない、よろず相談であるということ、そしてその相談が自主来談という形で始まること、そして相談室で話された内容は特別な場合を除いては守秘義務によって守られるということにある。相談の中で、家族や他部署との連携の可能性が考えられる場合でも、本人の同意のないところで相談室が動くということはない。

問題を抱えている学生を支援する教職員・保護者のサポート、コンサルテーションも実施している。

【新しい問題としてのハラスメント】

学生がハラスメントについての相談で来る場合は、基本的には義塾全体の対策・相談組織である「ハラスメント防止委員会」と協働する。相談室は特にアカデミック・ハラスメントなどにおける学生の公式相談窓口として機能する。

【カウンセラー】

兼担カウンセラー 8名

心理学、教育学などの教員であるが、臨床心理学が専門ではないことが多い。学部・研究科、学生総合センターなどとのパイプ役としても機能する。

非常勤カウンセラー 8名

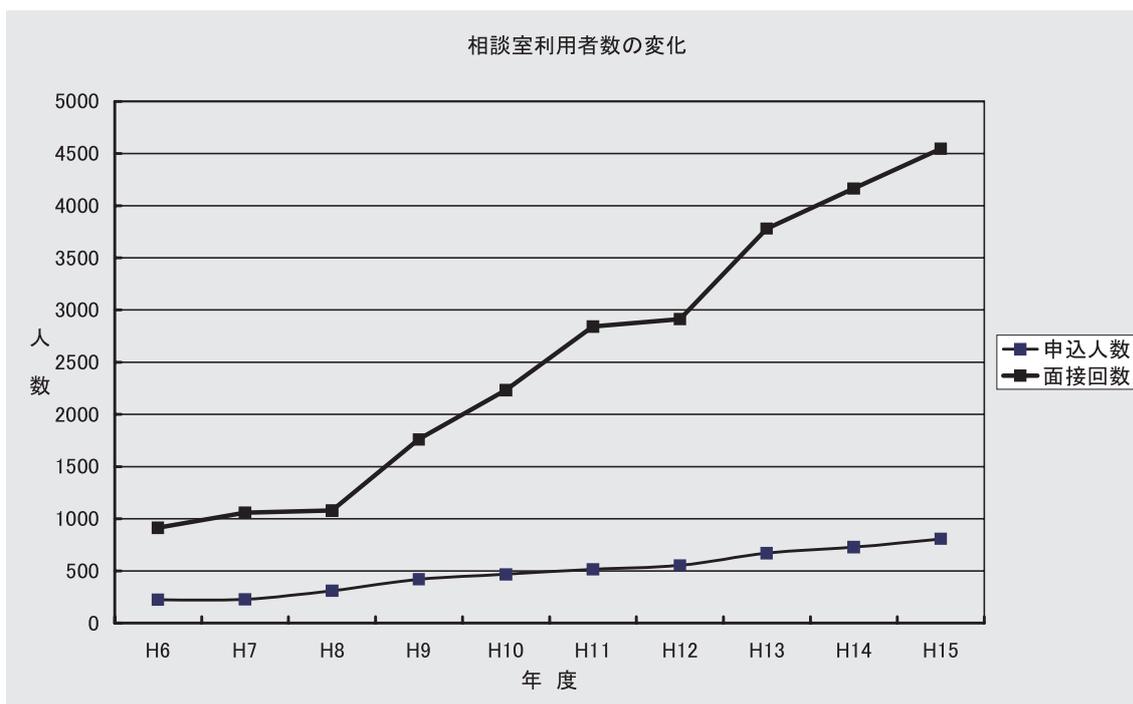
臨床心理士として各専門領域のカウンセリング、外部治療機関とのパイプ役を果たす。

アソシエイト・カウンセラー 常勤臨床心理士

来談学生の受付、インターク、カウンセリング、カウンセラーへの振り分け、他部署との連携などの相談業務のほかに、相談室の運営に関わる事務業務を行っている。

【来談者状況】

相談室の利用者は1996年以来、急激に増加している。これは1996年から日吉・三田とも、臨床心理士の資格をもつインターカーが勤務するようになったこと、文部省による学校カウンセラー制度の導入後、学生のカウンセリングに対する敷居が低くなり相談への抵抗が減じていること、来談学生の増加に伴い、カウンセラーの在室時間の増コマが認められ、相談室自体のキャパシティも以前に比べればかなり大きくなっている、などの結果であると考えられる。来談学生の相談状況は「学生相談室紀要」に前年度の来談者統計として掲載してある。



【グループ活動】

90年代までの相談室のグループ活動はサイコドラマ、エンカウンターグループであったが、2002年度より「カウンセラーからのメッセージ」と題して、日吉・三田キャンパスで年間10回ほどのグループを開催している。毎回の参加者は数名から十数名程度である。

【その他】

日吉キャンパスの2年生を対象としたキャリア発達支援検査を実施したり、相談室の指導の下、活動を続けている福利厚生学生団体スチューデント・カウンセラーズ（SC）に、オリエンテーション期間中の履修相談、サークル紹介、キャンパス・ツアーのガイド役などに当たってもらっている。

【課題】

カウンセリングそのものは有効に機能しているが、相談件数の量的増加にスタッフの量的体制が追いつかない状態となっている。

全キャンパス間の連携、とくにSFCウエルネスセンター、信濃町キャンパス、一貫教育校との連携を強化する必要がある。

また学生総合センター内に、医学部精神・神経科学教室からメディカル・アドバイザーとして3名の医師が派遣され、毎月2回、教職員や関係各部署のスタッフに対して、相談学生への接し方等について医学的な見地からコンサルテーションやアドバイスを行うなど、新しい試みを始めている。

(6) 学生生活支援を効果的に行うための組織体制

以上、学生生活支援上の大きな問題として、就職支援と学生相談室について紙面をさいてきたが、最後に支援を効果的に行うための組織体制等についてふれる。

事務組織

慶應義塾では、各キャンパスにそれぞれ学生生活支援専用の事務組織（専任・非専任職員 44 名）を置き、学生課（課外活動・課外教養）、厚生課（各種奨学金・学生健保）、就職課（就職・進路支援）を置いている。そして各学部から、教員（専任 77 名）が学生総合センターの副部長・委員として推薦され、課外活動委員会、奨学委員会、就職・進路委員会、学生生活実態調査委員会等の各委員会に所属して、教職員の連携のもとに学生支援にあたる体制をとっている。また学生相談室（非常勤カウンセラーを含む 16 名）を制度上学生総合センターの中に位置づけて、学生課と学生相談室の連携のもとに、学生が抱える多様な問題に対応できるようにしている。

なお、2004 年 7 月、塾生への支援をより効果的に実施すべく従来の学生総合センター事務組織の課制を廃し、「学生生活支援」と「就職・進路支援」の 2 つの業務単位に再編した。

学生総合センターは各キャンパスに支部を置き、日々の学生支援業務を行い、さらに各キャンパス固有の学生支援をも行っている。三田キャンパスには併せて本部機能を持たせ、各支部との連携を図り、業務の取り纏めを果たす役割を負っている。

会議・委員会

学生総合センター規程等に定める会議体・委員会以外にも、学生生活支援に関連する様々な委員会・会議（大学院奨学委員会・慶應義塾長賞選考委員会・小泉体育奨励賞選考委員会・学生健康保険互助組合理事会・大学案内編集委員会・塾生会館運営委員会）等には、事務局として、また構成員として学生総合センター所属の教職員が出席し、必要な対応を図っている。

法律相談、メディカル・アドバイザー

近年、慶應ならではの塾員弁護士による塾生への法律相談を開始し、2003 年からは、学生総合センター内に、医学部精神・神経科学教室からメディカル・アドバイザーとして 3 名の医師を派遣していただき、毎月 2 回、教職員や関係各部署のスタッフに対して、当該学生への接し方等について医学的な見地からコンサルテーションやアドバイスを受けるなどの、新しい試みも始めていることを付け加えておく。

XI 管理運営

本章では、大学の管理運営体制が、私立総合大学として適切に構築・運営されているかを点検する。

【目標】

総合大学を構成する各部門の自発的創意工夫をあくまでも基礎としながら、それらを大学全体の力に結びつけて行くような管理運営体制を作り上げる。

【現状】

教学組織、法人組織ともに、これまでの歴史において形成されてきた規程や慣行に従い執行部等の恣意的な判断を許さない、きわめて公明・正大な管理・運営を行っている。

【達成度】

各部門の自主性を促す仕組みや、運営の公正さを担保する仕組みの構築には、成功している。学事事項の審議機関としての大学評議会も各学部の意見調整機能を果している。

理事会レベルで、教学組織代表者と法人組織代表者とが意思疎通をはかる構造も、総合大学の運営において適切である。最高意思決定機関として、私立大学にあっては特異な構造を持つ「評議員会」は、卒業生を含めた社中によって構成される慶應義塾の独自の姿を体現したものとして評価できる。これが、大学と社会との接点として大きな役割を果たしてきた。

しかし、現在の激しい大学環境の変化の中にあって、大学として関わる社会からの要望がますます大きくなった場合とか、迅速な意思決定が求められている場合などに、このままの制度や枠組みで対応できるかは疑問が残る。

【課題】

学事組織にあっては、教授会などでの徹底討論を保証した上での、学部長等のより大きなリーダーシップ確立が求められている。

各学部・研究科での主体的な議論や、大学評議会での調整を基礎としながらも、塾長や法人組織が掲げる長期的、構造的な改革案の実現に向けて全学が動き出す、バランスのとれた仕組みの構築が必要である。

それには、評議員会、理事会、常任理事会からの、学内構成員への積極的な広報活動の展開などによる働きかけが今以上に要請されている。各部門の決定に直接関与するのは、その構成員なので、情報を共有化し、その意識を改革に向けて行くような努力が求められている。

(1) 評議員会、理事会等

【評議員会】

「評議員会」は、義塾の基本的な方針や施策を決定し、義塾の発展を支える最高議決機関である。「慶應義塾規約」（寄附行為）により年6回開催されている。

評議員会の議決を要する事項は、「規約」第20条第1項および「評議員会に提出すべき議案に関する細則」に規定されており、議事は記録され、塾長、議長の承認の上、永久保存される。

その出席率は平均68%であり（以下掲出の出席率は2003年度数値）、審議・意思決定機関としての機能を果たしている。

評議員の構成は、次のとおりである。卒業生、塾外有識者、現役教職員から選出されており、欠員補充は規約に則り迅速に行われる。

推薦評議員（25名）（卒業生評議員の選挙に先立ち、評議員会において選出）

卒業生評議員（30名）（4年に一度の選挙により塾員の投票によって選出）

塾員評議員（30名）（推薦評議員および卒業生評議員によって選出）

教職員評議員（10～15名）（2年に一度の選挙により教職員のうちから選出）

この評議員制度が設けられたのは1889（明治22）年と非常に古く、その約20年後の1907（明治40）年に理事制度が発足している。

最近改正の私立学校法では、原則として理事会を学校法人の最高議決機関とし、評議員会を諮問機関とするように規定されているが、寄附行為（規約のこと）に定めることにより評議員会で最終的な議決をすることもできる、としている。義塾では、既に明治の昔から寄附行為たる「規約」第20条第1項により評議員会が最終の議決をするよう定めており、その中には塾長の選任も含まれている。

今後、評議員会の運営等のあり方について、再検討を行う予定である。評議員会に設置された「評議員会のあり方等検討委員会」においては、「評議員会のあり方」「理事会のあり方」「塾長選出のあり方」が検討され、一部については規程等の改正が行われた。

【理事会】

「理事会」は、一切の塾務執行につき決定の権限を有する機関であり、「規約」に基づいて年11回開催されている。その構成は、塾長、常任理事、評議員（教職員評議員を除く）互選による者（7名以内）、大学学長（塾長兼務）および各学部長、大学以外の学校長互選による者（1名）、塾監局長（1名）である（学部増設等により学内理事の数が学外のものより多くなったため、2004年に規約改正が行われ、学内・学外の理事を同数と定められた）。

理事会での議決を要する事項は、「規約」および「理事会に提出すべき議案に関する細則」に規定されており、議事は記録され、塾長の承認の上永久保存される。

その出席率は平均 90%と高く、活発に意見交換が行われ、審議・意思決定機関としての機能を果たしている。特に各教学組織部門の代表者である学部長が理事として参加していることは、教学運営組織と法人運営組織の意思疎通に大いに貢献しており、機能していると言える。

【監事】

「監事」は、「規約」に基づいて義塾の財産状況および塾長・常任理事・理事会の塾務執行状況を監査しており、理事会及び評議員会に出席して適宜意見を述べる。監事の独立性、専門性を高める観点から、監事の選任要件における外部性の強化及び評議員との兼職の制限が「規約」に明記されている。

今後の課題としては、監事業務を支援するため、理事長等から監事に対し定期的に学校法人の運営状況に関する情報を提供するなど、より一層の体制整備が必要である。

【常任理事会】

「規約」に基づき、塾長は常任理事に塾務を分掌させており、各常任理事はその分掌する常務について慶應義塾を代表している。常任理事は学内の教職員から選任されることが多い。

常任理事会については「規約」では規定せず、「慶應義塾常任理事会内規」「同細則」によりその権限等を定めている。これに基づき、常任理事会では、塾長および常任理事が、「規約」に定める塾長の職務権限に基づく一切の塾務について審議し、且つ常務について議決している。毎週 1 回以上開催され、議事録は出席者の押印の上永久保存される。

また、常任理事会とは別に、「政策会議」（構成は常任理事会と同じ）が月 2 回以上開催され、義塾の基本的な方針や施策の議論に当てられている。

塾長とこれを補佐する常任理事との権限、役割の分担はこれまで十分良好に機能してきたと評価できる。

【稟議制度】

「慶應義塾稟議規程」により重要事項に関しては、文書（稟議書）をもって、塾長・常任理事・理事会・評議員会の決裁を得なければならない。

問題点は、年々件数が増加しているところで、年間数千件に及ぶ案件処理を合理的かつ迅速に行うため、「稟議制度検討委員会」（1997～2002 年）にて決裁基準・権限委譲等の見直しが行われた。この結果、人事稟議件数が約 2,000 件削減された。その他の物件費等に関する見直しについては、現在引続き検討中である。

(2) 塾長選出、評議員選出

【塾長選出】

「塾長」は、理事長と大学長を兼ねる職である。

その選出は、「塾長候補者銓衡委員会」が塾長候補者 1 名を選定し、「規約」第 8 条（塾

長の選任)」により評議員会がこれを承認する。

それに先立ち「塾長候補者推薦委員会規則（塾内申し合わせ）」に則って教職員による第1次塾長候補者（学内外を問わない）22名（延べ数）の選出が行われ、続いて第2次塾長候補者3名が学内者による塾長候補者推薦委員会によって選出され、「塾長候補者銓衡委員会」に推薦される。

評議員会におけるこの塾長選出の方法は、歴史と伝統により形成された仕組みである。評議員会の構成員、すなわち塾員の代表が塾長の選出に係わっていることから、すべての塾員が間接的にはあるが、塾長の選出に係わっていることになる。この仕組みは、「義塾社中の協力」を体現するものである。

今後の検討課題は、第2次塾長候補者の選出までの過程を規定する「塾長候補者推薦委員会規則（塾内申し合わせ）」が歴史的な経緯を経て形成されてきたため「塾内申し合わせ」に留まっている点の是非と、この段階において、選出に関わることのできる人間がすべて学内者（教職員）であることの是非である。学長と理事長を同時に兼ねる塾長の選挙としてこれまで定着してきた制度の利点と改善すべき点とを慎重に見極める必要がある。

【評議員選出】

評議員選出は、その任期に従って、4年ごと（評議員会の推薦による推薦評議員25名、塾員の直接選挙による卒業生評議員30名、これら二者の推薦による塾員評議員30名：任期4年）、2年ごと（教職員から選出される教職員評議員15名：任期2年）に選挙が行われる。

選挙については、「規約」および「評議員選挙規則」「評議員選挙管理委員会規則」に、時期、選出方法、選挙権（選出者）、被選挙権（被選出権）、補欠の補充方法等が定められており、それに基づいて行われている。

現在の制度は、歴史的な経緯を経て醸成されてきたものであるが故に選出方法が複雑で、また歴史的な慣例を集成した申し合わせに基づいて行われており、規程の整備が十分になされていないのが問題点である。

卒業生評議員選挙については、卒業生による直接選挙制度をとっており、投票用紙は、日本国内はもとより、留学生として卒業した塾員および海外在住の塾員に対しても送付されている。最近の有効投票率は約55%（2002年度、住所不明者等を除く約24万人）である。この制度維持に係るコストは人的・経済的に多大であるが、塾員の母校運営への参加を体現しており、義塾社中の協力という気風を醸成する制度として、有効に機能していると言える。

評議員数（95名以上100名以内）や、その構成については、検討の余地があろう。評議員会は28万余の塾員の代表であり、最高議決機関であるため、その更に有効なあり方を追求する必要がある。

(3) 教授会・研究科委員会等

教授会・研究科委員会は学部・研究科の運営に関する重要事項の合議決定機関であり、

それぞれ「運営規則」に基づいて定期的に（夏休みを除く毎月が原則）開催されている。教授会は学部の事情によって異なるが、学部専任教員全員によって構成される場合が多い。研究科委員会は、大学院担当の研究科委員によって構成される。

学部長・研究科委員長の重要な提案は、ここにおいて学部・研究科の構成員に周知・説明され、協議を経た後、承認を得られて初めて実施に移される。この点で、学部長・研究科委員長の権限は教授会・研究科委員会によって強く規定されている。人事についても、予算変更を伴う人員枠は学部と法人全体との協議により決められるが、選考は教授会が実質的な権限を有している。議事は記録され、構成員の閲覧に供され、その承認を経て、事務局担当部署において永久保存される。

その開催頻度、構成員の出席率、議事の詳細さ、決定事項の決のとり方は、十分に審議・意思決定会議体としての機能を果たしている。

(4) 研究科委員会と学部教授会との相互関係

独立大学院以外の研究科では、その構成員は学部教授とほぼ重複しており、学部と研究科の双方は実質的に同一体に近いので、相互の決定に齟齬が生ずることはほとんどない。これは利点でもあるが、他方で大学院を学部の付属物と見る傾向が生まれやすいのも事実である。とくに人事の決定において大学院独自の必要がどの程度反映されるか各研究科・学部で問題となっている。今後、大学院重視の方向が強まるが、これに十分に対応できるか否か大いに検討を要する課題である。

(5) 学部長の権限と学部・研究科等の意思決定プロセスの透明度

学部学則第16条、大学院学則第139条による教授会ないし研究科委員会の出席者は所属専任教員の大多数から成るのが通常であるから、構成員全員が重要決定事項の意思形成に参加できる。意思決定のルール（構成員、定足数、議決方法）を各学部が明文規程により定めており、決定事項は議事録に記録される。教授会・研究科委員会の議長を務める学部長・研究科委員長は、教授会・研究科委員会の構成員により互選され、その任期は通常2年間（重任を妨げない）である。

主要な重要事項については各学部長・研究科委員長のもとに専門委員会ないし下部会議体が組織されており、それらは学部長補佐事項・運営・教員人事・学習指導・カリキュラム編成・入試・広報・国際プログラム・改革検討・将来計画など各学部・研究科の時々が必要に応じ臨機にあるいは常設として編成される。そこでは細部の方針が検討され、その結果を教授会・研究科委員会に提案し、協議・承認を経て初めて実行に移される。それらのうち人事・入試・成績判定など重要事項については詳細な内規を定め、教授会・研究科委員会構成員に予め周知されている。また執行担当者はこれを遵守し前例を慎重に確認し個別の案件処理相互に不整合がないようにするので、合理的客観的かつ公正な結論が導き出され、恣意の入る余地はない。少なくとも各種委員会での協議、教授会での審議の2段階を経るので、学部執行部の独断専行ができない制度となっている。しかも教授会・研究

科委員会の議決による承認を得られなければ、案件は大学評議会・大学院委員会に上程することができず、大学評議会の承認を得られなければ案件処理実行のための稟議を起案提出できない。従って学事の進捗をはかるために、教授会・研究科委員会は、ほぼ毎月の開催頻度を維持し、必要ある都度、臨時開催を行う。また議題が十分な合意を得るまでは即座に承認されないことや承認されるが修正を加えられることもしばしばある。このようにして問題点は学部ないし研究科構成員の目前でよく洗い出され、十分な審議を経るため、透明度の高い意思決定過程が維持されている。

各学部・研究科は、学部長・研究会委員長を補佐する体制をそれぞれ独自の形で有しているが、それらの権限は概して提案と執行に限られており、決定権はあくまで教授会、研究科委員会にある。

この透明性の利点は、迅速な処理が求められている案件について意思決定の遅れをもたらす場合があることも含意している。大学を取巻く環境変化が著しい今日、全構成員による合意形成と迅速な意志決定とのあるべきバランスの追求がきわめて重要となってきた。また学部長等が教授会の意見調整役に終始し、教学部門の長としてのリーダーシップを十分に発揮できないこともある。各学部・研究科ともにこの問題をどのようにして克服するか模索中である。

(6) 大学評議会等全学的審議機関の権限の内容と運用

大学の審議機関は、学事の重要事項につき次に述べるように十分な審議と大学構成員の承認を得ることを常とし、それにより法人執行部の恣意や私事の混入を防止して、理事・各学部・研究科・主要施設相互の意思疎通をはかっている。

一方、ものごとの決定にさまざまな機関決定を経るため、合意形成・意思決定に時日を要し、結果として改革計画がなかなか進捗しないという欠点もある。大学を取巻く環境が急激に変化する中で、また大学間競争が激化する中で、意思決定を更に迅速にする必要がある。この点は工夫しなければならない。

【大学評議会】

学部学則第7章に基づく「大学評議会」は、大学全般の学事を審議し、案件を承認し、大学の意思を決定する会議体である。全学レベルの案件（学則改正、大学関係諸規程の設定・改廃、教員の任用・昇任・塾外学者に対する職位付与、名誉教授・名誉博士称号付与・学事日程など）は、この評議会の承認を得ずして実行されることはない。また全学レベルの情報伝達も報告の形をとってここでなされる。

構成員は、学長（塾長）、常任理事（学事担当常任理事を必ず含む）、すべての学部長・研究科委員長、その他に主要部門長・各学部教授代表2名宛をもって構成し、毎月開催されている。

担当事務部門より起案される稟議は、関係部門長および常任理事会構成員が承認することにより実効となるが、その前に大学評議会の承認を経なければ稟議書を大学執行部に対し起案できない。このように大学評議会は大学の意思決定の要となっている。

【大学院委員会】

大学院学則第 145 条に基づく「大学院委員会」は、大学院全般の学事を審議し、案件を承認し、大学院の意思を決定する会議体である。学長（塾長）、学事担当常任理事、すべての研究科委員長を必ず含み、毎月開催されている。

【大学教育委員会】

学部学則第 23 条に基づく「大学教育委員会」は、大学教育改善を協議し、各学部間の連絡調整をはかる会議体である。学長（塾長）、担当常任理事、すべての学部長・研究科委員長を必ず含む。必要に応じ小委員会を設け、自己点検・評価、カリキュラム、e-Learning 等の検討を行ってきた。それぞれの検討結果は、自己点検評価制度の確立と実施、全学的シラバスの整備、統合 ID システム開発などの具体的施策となって実現されようとしている。

(7) 教学組織と法人理事会との間の連携協力関係・機能分担・権限委譲

(5)(6)で述べたとおり、学事・学部の運営に関する事項の全ては、学部教授会・研究科委員会および大学評議会で審議・承認・意思決定されるが、ここで決定された事項も稟議として起案され、「規約」等に従って常任理事会等で決裁されなければ執行することができない。教学上の問題について、大学評議会、教授会の決定は最大限尊重されるが、学事事項であっても法人執行部の承認を必要とする制度となっており、教学と法人が乖離することを防止している。また、塾長が理事長と学長を兼ねた存在であることに象徴されるように、法人執行部の大半は学部教員出身であり教学と法人運営とは人格的にも乖離しないようになっている。

なお、意思決定に先立って、常に法人と教学の意見交換を行うことができるように、塾長・常任理事・学部長等からなる懇談会を毎月開催している。

理事は、評議員会に於て互選された者 11 名以内、そして学内からは塾長、常任理事に加えて、学部長、大学以外の学校長のうちから互選された者 1 名、および塾監局長により構成されている。

このような理事会という場で、教学組織と法人執行部との連携は制度的、人的に密接に行われているが、今後、学内理事は所属学部等の代表者であると同時に、法人運営の一員であるという点についての十分な認識の一致がますます必要となろう。

(8) 管理運営に関する学外有識者の関与の状況

評議員会における学外有識者は現在約 85%、理事会においては 25%である。このように多数の学外有識者が義塾の意思決定機関に参画しており、大学運営の公正さと効率性をチェックすると同時に、大学と社会との連携強化、特に経営面における戦略的な大学運営に大きく貢献している。

財務顧問（理事会の承認を得て塾長が委嘱）に学外有識者が就任し、財務に関する重要事項につき塾長の諮問に答えている。

各学部・研究科にあってもそれぞれ独自に外部評価委員などを委嘱し、学部の管理運営上の意見を求めている。

(9) 危機管理体制の整備状況

主管常任理事1名、共管常任理事1名が危機管理担当として任命されており、この下で全学的な危機管理体制が掌握されている。キャンパス・学部・分野等についてその例を一部挙げると以下の通りである。

【キャンパスの危機管理】

大学ではキャンパスごとに危機管理体制がとられており、災害などによる休校・避難措置は予めケースを想定して計画がたてられ教職員学生に周知されている。情報伝達体制は、職員の自宅にも及ぶ電話連絡網が整備されている。

危機管理情報の第1報は各キャンパス事務長に集約される。キャンパス事務長は、学部長や日吉主任（日吉キャンパスにおける各学部の代表）に報告するとともに、危機管理担当常任理事および塾監局長に報告し、その指示に従う（内容により、管財部・学事センター・学生総合センター・総務部総務担当・広報担当に連絡）。

大地震など大規模災害による交通・水道・電気等の途絶に備え、非常用糧食をはじめとした物資の備蓄を各キャンパス管財担当部署において行っている。

【一貫教育校の危機管理】

一貫教育校においても、規模は違うが、大学キャンパスと同じ体制がとられており、災害遭遇時には、校長は主事（教頭）・事務長以下教職員を指揮して児童生徒の安全を確保する態勢をとっている。また特に重要な点は、保護者に迅速適切な連絡を行い、安否情報を提供することである。

教職員を挙げて日常より施設・備品などの誤用による人身事故の予防、不審者の侵入などに対して、点検・警備の強化を行っている。

【マスクミ対応】

事故・事件発生後のマスクミ等への対応は、当該部署と総務部広報担当が協議の上、当該事項にもっとも適切な窓口が対応する方式をとっている。

【理工学部と医学部の危機管理】

矢上および信濃町キャンパスにおいては、その特殊性から危機管理マニュアル等を作成し、指針としている。

矢上キャンパス（理工学部）における危機管理対策は、教育・研究の場で化学や物理の実験等で危険な物質を取扱う機会が多いため、その取扱いに関する諸規程が定められてい

る。危機管理マニュアルとして「Safety Manual」が作成されている。

信濃町キャンパスでは、医学部・病院という医療を提供していくための安全管理対策として、「慶應義塾大学病院安全管理指針 院内安全対策委員会要綱・医療安全対策室内規」が定められており、その院内安全対策委員会要綱に基づき「院内安全対策マニュアル」が作成されている。また、東京都の地域防災計画に基づく災害時後方医療施設に指定されており、その対策要領として「緊急災害対策要領（休日・時間外用）」が作成されている。

【防災体制】

各地区キャンパスの防火管理者（キャンパス事務長）が「消防・防災計画」および「緊急電話連絡網」等必要なものを作成し、危機管理対策のマニュアルとして維持している。また、学生に対しては、大学入学式当日に「防災マニュアル」を配布し、日頃からの心構えと防災知識の向上を促している。入学試験のため校舎に集合した大勢の受験生の安全確保については、入学試験本部が各室の試験監督者に避難誘導経路・避難場所図を配布し確認させている。

【セクシュアル・ハラスメント】

「男女雇用機会均等法」の改正（1999年）により、事業主はこれに対する配慮が義務づけられたが、義塾はそれ以前の1998年より「ハラスメント防止委員会」を設け、全キャンパスに30名の委員を配置し、ハラスメント事故の相談・調査・調停にあたっている。発足当初よりの相談件数は280件をこえ、委員の守秘義務も徹底して守られ、各学部および学生総合センター学生相談室と連携した教職員、学生の相談窓口として有効に機能している。最近の新傾向として、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、サイバー・ハラスメント、モラル・ハラスメント、それらの複合事案などに対応すべく規程整備・関連部署との連携強化に努力している。1件あたりにかかる時間は相当なものがあり、相談員や委員会の負担は限界に近づいてきているので、より効果的にこれらの問題に対応できる仕組の構築を模索する必要がある。

【課題】

各キャンパスおよび一貫教育校とも必要な危機管理体制は整備されており、その運用も適切になされている。しかし、大学に対する社会の注目度が高くなっていること、説明責任が厳しく求められるようになってきていることなどから、危機管理対応には、より高度な専門的ノウハウが必要な時期に来ており、学外の危機管理専門家からのアドバイスが受けられるような体制の整備が急がれている。

XII 財政

【目標】

総合大学としての使命を果たすに十分な財政基盤を確立するとともに、その財政内容を可能な限り開示し、より透明性のある財政運営を目標とする。

【現状】

収入構造が固定的でかつ頭打ち傾向を示す中、大学の教育・研究活動の活発化にともない支出面で増加傾向は抑制し難い状況である。これは歴年の消費支出超過となって現れ、今後の大学の活動を制約する可能性が懸念される。こうした中、支出面の抜本的な見直しは当然のこととして、更なる収入源の多様化への努力に傾注しつつ既存取入の拡大策を慎重に進める必要がある。

【達成度】

総合改革プランに基づく財政・経営システム改革、人事・給与制度改革、病院経営改革をそれぞれの濃淡をもってはいるが着実に推進しており、成果が期待されるところまできた。

財政公開については一定の進捗が見られるが、充分とは言えず今後更なる工夫が必要である。

【課題】

大学としての使命を達成するための安定的な財政基盤を構築するため、引き続き改革への取組を推進する必要がある。

社会との交渉を深める意味からも、より積極的な財政状況の開示が求められる。

また、増大を続ける外部資金等を適正に管理する体制を早急に整備する必要がある。

XII-1 教育研究と財政

(1) 教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤の充実度

【財政基盤】

大学における「教育・研究活動の維持推進」と「教育・研究環境の整備充実」を図るためには財政基盤の整備・強化が重要なテーマである。しかしながら、大学財政基盤の根幹を成す、主要収入は、概ね学納金（手数料を含む）収入と補助金収入であって、この2つの収入に大きく依存しているのが実情である。ここで2003年度（消費収支）決算書から慶應義塾の財政状況を概観すると、法人全体における主要収入は学納金（手数料含む）・医療収入・補助金であり、帰属収入総合計の86%を占めている。その帰属収入に対する

構成割合は各々 39%、36%、11%である。大学部門における帰属収入は、上記の中から医療収入が除かれることとなり、前段で触れたとおり、主要収入は学納金（手数料含む）と補助金の2つが柱となって構成されており（このことは他の法人と概ね同様と思われる）、帰属収入計の80%（学納金（手数料含む）63%、補助金17%）にのぼっている。

他大学平均との比較において教育研究経費比率（43.5%、平均比+10.6%）が高いことが示すように、教育研究への支出を一定レベル確保している一方、教育研究目的を維持し、さらに質量ともに前進させるためには、自己資金構成比率（73.8%）、消費収支差額構成比率（-14.8%）等の水準自体の低さが示すように財政面で基盤の確立状況が磐石であるとは言い難い。

こうした中、長期にわたる社会・経済状況の低迷環境下での父母・保護者の学費負担能力限界と国家財政に影響されるところの補助金行政等の先行きを考慮すると、収支構造上、限られた収入の更なる効率的な配分・利用による努力はもちろんのこと、さらに収入構造の転換として学費依存および補助金依存からの脱却は、今後の財政基盤確立の上で、最重要課題となろう。

そこで義塾では、教育研究条件の充実に向けて、従来から「各種基金＝第3号基本金」の積極的な拡充を図ってきた。この各種基金の2003年度末総有高は、313億5千万円（前年度末に対する増加額は14億1千万円）に達しているが、この有高は、現状必ずしも潤沢とは言えず、さらなる継続努力により一層の拡充を図って行くことが重要である。この基金から得られる貴重な運用収入をもとに、各年における研究支援事業・奨学事業・講座運営事業・国際交流事業などが活発に展開されている。

なお、2003年度の、各種基金にもとづく事業費総額は12億3千万円に及んでいる。

【格付け取得】

2004年1月に、米国格付け会社「スタンダード&プアーズ」から長期発行体格付け「AA」/アウトルック「安定的」を取得。同時に「株式会社格付投資情報センター」(R&I)から長期優先債務格付け「AA+」も取得した。これらの格付けは、第一義的には債務の返済能力を示すものであるが、教育研究上の目的・目標を具体的に実現する上で、財政基盤を裏付ける参考指標でもある。従って、財政基盤の維持という観点からは高水準の格付けを将来にわたり維持または向上していくことを志向するものである。なお、2005年1月に両機関から前年同様の格付を取得している。

(2) 総合将来計画（もしくは中・長期の教育研究計画）に対する中・長期的な財政計画の策定状況および両者の関連性

【総合改革プラン】

2001年9月に発表された「慶應義塾21世紀グランドデザイン」の基本方針に示された義塾の教育・研究等に関する6つの先導について当面の実施にあたり「総合先導プラン」がまとめられ、これを経営の面から整合性をもって進めるため2002年7月「総合改革プラン2002～2006」が発表された。その中で示された、財政基盤充実のための経営改革プ

ラン「合理と独立の学校経営を目指す5ヶ年計画」における具体的実行目標は次の3つである。

- 1) 財政・経営システム改革
- 2) 人事・給与制度改革
- 3) 病院経営改革

この改革によって、財政状況の改善を図り経営の「独立」を目指すものである。総合改革プランの実施拠点として「経営改革プロジェクト室」が2002年9月に発足し、直ちに任務遂行に入った。上記のうち、

1) 財政・経営システム改革については、「自由裁量予算枠の導入」、「基金・外部資金導入の充実と全塾レベルでのオーバーヘッドシステム構築」、「全塾レベルでの予算管理・評価システムの構築」が示されており、「自由裁量予算枠の導入」については、2004年度予算から主に教育研究経費支出について試行が始まり、「オーバーヘッドシステムの導入」は2004年10月からスタートしている。「予算管理・評価システム構築」については現在検討中である。

2) 人事・給与制度改革では、「多様な教職員人事・給与制度の別途導入」、「諸手当の見直し」が示され、諸手当の見直しについてはすでに相当程度実施済みである。多様な人事・給与制度導入については、2004年度から貢献度に応じて配分する「部門配分人件費」を試行的に導入、また同年度にスタートした法務研究科の有期教員任用にあっては年俸制を導入した。

3) 病院経営改革については、2003年10月に「大学病院経営ボード」が発足し、新しい経営体制のもと改革が進行中である。

この改革プランとは別に、法人全体の財政基盤安定化に向けた施策として2003年9月末に長年の懸案であった伊勢慶應病院を廃止（閉院）した。廃止により単年度での財政負担は大きくなったものの、同病院は各年2～4億円程度の消費支出超過額となっていたものであり、将来に向けた財政負担の軽減効果が見込まれる。

(3) 教育・研究の十全な遂行と財源確保の両立を図るための制度・仕組みの整備状況

前述の総合改革プランの中で「財政・経営システム改革」の具体的プランとして基金・外部資金導入の充実を図るとともに、全塾のオーバーヘッドシステムを構築することを掲げているが、これは教育・研究の十全な遂行と財源確保の両立を図るための制度・仕組みを整備するものであり、外部資金等による教育・研究の財源確保を図り、同時に外部資金等の導入により生じる間接経費（管理経費）負担の増加との整合性を図ろうとするもので、「研究目的の外部資金」に対するオーバーヘッドシステムを2005年4月から試行し、同年10月より正式に導入した。

XII-2 外部資金等

(1) 文部科学省科研費、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費等）の受入れ状況

2002年度は537件22億円超、2003年度は442件21億円超の文部科学省科研費の採択があった。経常費を除く国庫補助金ともあわせると、56億円超の補助金を得ている。また、寄附金については33億超、受け入れた受託・共同研究費は61億超となっている。

日本の私立大学としては十分に多い金額であるが、国庫補助金収入や寄附金の増加が望めない状況になってきていることを考えれば、今後は「21世紀COEプログラム」のような競争的資金の獲得、受託研究などの受託事業収入の増加に力を注ぐ必要がある。すでに述べられているように慶應義塾総合研究推進機構などが中心となり、さらに総合的な受託研究・共同研究の受入れ体制を整えていきたい。

単位：千円

		1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度
科研費等	科研費(文科省)	1,130,900	1,372,709	1,697,970	2,222,543	2,169,531
	21 COE	—	—	—	931,000	1,743,000
	科研費 (厚生労働省)	(不明)	(不明)	(不明)	877,500	499,009
国庫補助金 収入		12,121,036	16,655,410	14,005,595	11,578,323	10,299,617
	経常費補助金	9,241,413	10,274,490	10,038,239	10,230,246	9,045,750
	(一般補助)	(7,145,834)	(7,545,113)	(7,338,660)	(7,152,384)	(6,413,854)
	(特別補助)	(2,095,579)	(2,729,377)	(2,699,579)	(3,077,862)	(2,631,896)
	その他の国庫 補助金	2,879,623	6,380,920	3,967,356	1,348,077	1,253,867
寄附金収入		5,201,471	4,267,523	4,386,977	3,007,660	3,376,729
	特別寄付	4,663,038	3,728,697	3,851,631	2,606,287	2,734,229
	一般寄付	538,433	538,825	535,345	401,372	642,500
受託事業 収入		5,081,771	4,734,576	5,873,002	5,498,270	6,149,627

XII-3 予算配分・予算執行のプロセスの透明性・適切性

(1) 予算配分と執行のプロセスの明確性、透明性、適切性

予算編成過程において資金配分に関する規程は存在しない。しかし、各事務組織等に対

する配分を固定化することは財政の硬直化を招き、配分については、柔軟な対応がとれるようにすべきである。義塾では、各事務組織から予算案が作成された段階で、財務関係担当者が各事務組織と打合わせの上、個々の案件ごとに予算案の調整を行っており、予算決定に至るまでの折衝過程は明白である。

また、各事務組織が予算執行する際は、自部門の予算残高等を見ながら執行する仕組みとなっており、部門内での透明性が確保されている。もし予算外の対応が必要になった場合には稟議書等による決済を条件としており、予算執行の適切性が保たれている。

(2) 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの導入状況

法人全体の決算分析、検証が行われるほかは、予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みは現状導入されていない。前述の「総合改革プラン 2002～2006」の中で「財政・経営システム改革」の具体的プランとして「全塾レベルでの予算管理・評価システムを構築する」ことが示されており、現在「新法人経営システム」プロジェクトで鋭意検討中である。

XII-4 財務監査

(1) 監査システム

慶應義塾の財務監査システムは、以下の通りである。

① 監事監査

慶應義塾規約第 17 条に定められている。〈現在〉監事は 2 名。

② 監査法人による監査

私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に定められている。

③ 業務監査室による監査

慶應義塾経理規程第 8 章「内部監査」の第 67 条で内部監査の目的が定められている。なお、内部監査は 2000 年 10 月に制定された業務監査室規程に基づき実施している。

〈現在〉室長以下室員 2 名

この運用について、監査法人監査は国の監査基準に準拠した監査手順により塾内各地区を定期的に巡回・実施し、年度毎に塾長宛意見書を上申している。

この意見書に基づき、年度末には監査法人から監事、および塾長ならびに財務担当常任理事、他関係者に対し監査結果の報告があり、改善策等について協議する場を設定している。

業務監査室による経理監査は、塾長・常任理事会の政策・方針に沿って財政支出の適正化、業務の効率化、および適切な会計処理手続きの検証を主眼として年度毎の監査計画を立案、各地区を原則として月 1 回（一貫教育校、月が瀬、川崎、鶴岡地区については年 1

～2回) 訪れ内部監査を実施している。

また監査終了後、その都度講評の場を設け改善施策等について現場担当者と意見交換をし、年度末には監査報告書にまとめ塾長に提出している。

(2) 現監査システムの点検評価

財務管理の状況について、監査法人からは前述のとおり監査結果に基づいて年度毎に意見書が上申されている。義塾としては指摘された問題点、改善策等について短期的に実行可能なものは極力実現に向けての施策が講じられている。ただし、中・長期の経営計画に関わる事項については、過年度からの指摘事項が継続課題となっているものもある。

殊に昨今、科学研究費や研究拠点形成費(COE)などを含めた外部研究資金の増大、指定寄付金の多様化等々、従来の取扱要領の範疇に収まらないものも生じておりこれらについて早急な整備が必要となっている。

また、内部の経理監査では、日常の経理処理手続きの点検・調査・効率化のチェックを通して不正行為の抑止力になっている上、各部門の業務執行に相応の成果が見られるものの、部門によっては経理監査を形式的な事柄と捉え改善に消極的なところも見受けられる。

これらの点検評価を踏まえて、今後の財務監査をより実効性あるものにして行くために以下の諸点を重点課題として取り組みたい。

- ① 監査業務ミッションの確認と業務監査室の組織・人材等中期ビジョンの策定。
- ② 監査法人監査と業務監査室監査の監査対象・目的の再確認
および監事を含めた三者の協力・連携による効率化に向けた検討。
- ③ 監査を通して事務の標準化(支出基準、処理方法、帳票等)の検討。
- ④ 監査を通して資源の効率的利用、経理の透明性の確保。

XII-5 財政公開

幅広く学内・外関係者等に財務情報を公開し、学校経営の財政面からの説明責任を果たすことを目的として、対象者別に現状以下の媒体により財務情報を開示している。

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ① 慶應義塾報、OPEN | ・・・教職員 |
| ② 塾 | ・・・主に学生・生徒、学生の父母・保護者 |
| ③ 三田評論 | ・・・主に卒業生等の義塾関係者 |
| ④ 総合案内(日本語・英語) | ・・・企業等外部訪問者、一般希望者等 |
| ⑤ 公式ホームページ(日本語・英語) | ・・・一般 |

慶應義塾報、OPEN、塾、三田評論では予・決算について消費収支計算書、資金収支計算書と貸借対照表を掲載し、概要説明をしている(但し、消費収支計算書、資金収支計算

書は従来から義塾が使用する支出科目に病院経費を独立表示したものである)。総合案内および公式ホームページ上でも日本語・英語版で他の媒体と同様に大科目レベルではあるが決算の財務諸表を掲載している。

今後は、2005年4月1日の私立学校法の改正にあわせ、義務付けられる書類を1つの冊子にまとめ、2005年6月1日より閲覧に供する予定である。具体的には事業報告書をベースにして付属資料として財産目録、貸借対象表、消費収支計算書、資金収支計算書、監事による監査報告書をつける形式をとる。事業報告書の主な内容は以下を予定している。「事業の概要」では総合将来計画である『慶應義塾 21世紀グランドデザイン』を中心に事業の概要、進捗状況や次年度計画を、「財務の概要」では予・決算数値を掲載し、説明を充実させるとともに、主要な項目については過去10年程度の経年比較グラフ等も付する予定である。「法人概要」では、設置する学校、学部別等の学生・生徒等の在籍者数、役職員の状況等を掲載する予定である。付属資料となる貸借対照表、消費収支計算書、資金収支計算書は省令基準と同じ内容を、財産目録については文部科学省通知の様式参考例にそった内容を予定している。公開対象を広く確保するため、公式ホームページでは同冊子と同様の内容を公開する予定である。現存の上記①～④の開示媒体についても、紙面の制約はあるものの現在の内容をさらに拡充することをめざしたい。

XII-6 私立大学財政の財務比率

(1) 消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率における各項目毎の比率の適切性

義塾の過去5年間の財務比率は次に掲げる「消費収支計算書比率一覧表」「貸借対照表関係比率一覧表」のとおりである。

—消費収支計算書比率一覧表—

—別紙 1—

		算式 (×100)	1999年度 (平成11年度)	2000年度 (平成12年度)	2001年度 (平成13年度)	2002年度 (平成14年度)	2003年度 (平成15年度)
1	人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{帰属収入}}$	56.5 (1.1)	51.4 (-3.3)	54.7 (0.1)	55.4 (0.4)	59.8 (3.9)
2	人件費依存率	$\frac{\text{人件費}}{\text{学生生徒等納付金}}$	102.2 (26.1)	97.7 (21.1)	101.8 (25.7)	96.7 (19.3)	103.8 (24.9)
3	教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{帰属収入}}$	36.5 (8.1)	35.8 (7.2)	42.4 (12.6)	41.3 (9.8)	43.5 (10.6)
4	管理経費比率	$\frac{\text{管理経費}}{\text{帰属収入}}$	1.1 (-2.8)	0.9 (-3.0)	1.1 (-2.8)	1.1 (-2.9)	1.2 (-3.1)
5	借入金等利率	$\frac{\text{借入金等利息}}{\text{帰属収入}}$	0.2 (-0.2)	0.2 (-0.1)	0.2 (-0.1)	0.2 (0.0)	0.2 (0.0)
6	消費支出比率	$\frac{\text{消費支出}}{\text{帰属収入}}$	94.5 (5.9)	88.6 (0.4)	99.2 (10.0)	98.4 (6.7)	105.5 (11.2)
7	消費収支比率	$\frac{\text{消費支出}}{\text{消費収入}}$	107.7 (7.8)	104.7 (6.8)	114.9 (14.8)	106.7 (6.4)	115.8 (10.0)
8	学生生徒等納付金比率	$\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{帰属収入}}$	55.2 (-17.5)	52.6 (-18.7)	53.7 (-18.0)	57.3 (-13.7)	57.6 (-13.3)
9	寄付金比率	$\frac{\text{寄付金}}{\text{帰属収入}}$	8.4 (4.6)	4.2 (0.9)	4.5 (0.8)	5.3 (1.4)	5.0 (1.4)
10	補助金比率	$\frac{\text{補助金}}{\text{帰属収入}}$	20.6 (6.7)	28.6 (13.5)	24.9 (10.5)	20.5 (4.9)	18.4 (2.8)
11	基本金組入率	$\frac{\text{基本金組入額}}{\text{帰属収入}}$	12.3 (1.0)	15.4 (5.4)	13.6 (2.8)	7.8 (-0.7)	8.9 (-2.0)
12	減価償却費比率	$\frac{\text{減価償却額}}{\text{消費支出}}$	9.7 (-0.3)	10.0 (-0.4)	11.6 (1.0)	11.8 (1.2)	11.1 (0.7)

大学部門のみ。法人部門、一貫教育校、病院は含まない。

() 内は、医・歯学部を含む学部を複数設置する大学法人の平均値 (※) と義塾計数の差額である。

() 内の値がプラスの場合には義塾の数値の方が大きく、マイナスの場合には義塾の数値の方が小さい。

※平均値は日本私立学校共済・振興事業団からの提供による。

－貸借対照表関係比率一覧表－

－別紙2－

		1999年度 (平成11年度)	2000年度 (平成12年度)	2001年度 (平成13年度)	2002年度 (平成14年度)	2003年度 (平成15年度)	
比 率	算 式 (×100)						
1	固 定 資 産 構 成 比 率	$\frac{\text{固 定 資 産}}{\text{総 資 産}}$	78.8 (-2.6)	78.4 (-2.7)	80.1 (-2.1)	80.4 (-1.6)	80.5 (-0.9)
2	流 動 資 産 構 成 比 率	$\frac{\text{流 動 資 産}}{\text{総 資 産}}$	21.2 (2.6)	21.6 (2.7)	19.9 (2.1)	19.6 (1.6)	19.5 (0.9)
3	固 定 負 債 構 成 比 率	$\frac{\text{固 定 負 債}}{\text{総 資 産}}$	17.1 (2.5)	16.6 (1.9)	17.6 (3.2)	17.4 (3.7)	17.3 (3.8)
4	流 動 負 債 構 成 比 率	$\frac{\text{流 動 負 債}}{\text{総 資 産}}$	9.4 (1.7)	10.9 (3.0)	10.6 (2.8)	9.1 (1.8)	8.9 (1.7)
5	自 己 資 金 構 成 比 率	$\frac{\text{自 己 資 金}}{\text{総 資 産}}$	73.5 (-4.2)	72.5 (-4.9)	71.8 (-5.9)	73.5 (-5.5)	73.8 (-5.5)
6	消 費 収 支 差 額 構 成 比 率	$\frac{\text{消 費 収 支 差 額}}{\text{総 資 産}}$	-7.9 (6.5)	-8.8 (6.3)	-12.0 (3.9)	-12.9 (4.2)	-14.8 (3.2)
7	固 定 比 率	$\frac{\text{固 定 資 産}}{\text{自 己 資 産}}$	107.2 (2.4)	108.1 (3.3)	111.5 (5.8)	109.4 (5.6)	109.1 (6.4)
8	固 定 長 期 適 合 率	$\frac{\text{固 定 資 産}}{\text{自 己 資 産} + \text{固 定 負 債}}$	87.0 (-1.2)	88.0 (-0.1)	89.6 (0.4)	88.4 (-0.1)	88.4 (0.6)
9	流 動 比 率	$\frac{\text{流 動 資 産}}{\text{流 動 負 債}}$	225.2 (-17.1)	198.8 (-40.6)	187.7 (-39.2)	216.0 (-30.7)	219.5 (-37.4)
10	総 負 債 比 率	$\frac{\text{総 負 債}}{\text{総 資 産}}$	26.5 (4.2)	27.5 (4.9)	28.2 (5.9)	26.5 (5.5)	26.2 (5.5)
11	負 債 比 率	$\frac{\text{総 負 債}}{\text{自 己 資 産}}$	36.1 (7.4)	37.9 (8.7)	39.2 (10.6)	36.0 (9.4)	35.5 (9.3)
12	前 受 金 保 有 率	$\frac{\text{現 金 預 金}}{\text{前 受 金}}$	126.7 (-220.7)	172.6 (-197.9)	175.8 (-181.2)	200.2 (-178.6)	226.8 (-200.7)
13	退 職 給 与 引 当 預 金 率	$\frac{\text{退 職 給 与 引 当 特 定 預 金 (資 産)}}{\text{退 職 給 与 引 当 金}}$	100.0 (47.2)	100.0 (48.6)	100.0 (44.3)	100.0 (45.9)	100.0 (46.5)
14	基 本 金 比 率	$\frac{\text{基 本 金}}{\text{基 本 金 要 組 入 額}}$	96.6 (1.9)	96.6 (1.8)	95.7 (0.5)	96.3 (0.4)	96.5 (0.6)
15	減 価 償 却 比 率	$\frac{\text{減 価 償 却 累 計 額}}{\text{減 価 償 却 資 産 取 得 価 額 (図 書 を 除 く)}}$	38.7 (-6.1)	37.3 (-8.4)	37.6 (-8.9)	40.3 (-7.6)	42.8 (-6.5)

法人全体。

総資金は負債＋基本金＋消費収支差額、自己資金は基本金＋消費収支差額。

()内は、医・歯学部を含む学部を複数設置する大学法人の平均値(※)と義塾計数の差額である。

()内の値がプラスの場合には義塾の数値の方が大きく、マイナスの場合には義塾の数値の方が小さい。

※平均値は日本私立学校共済・振興事業団からの提供による。

【消費収支計算書関係比率について】

他大学平均と比較すると、義塾の財政は相対的に収入に比べて支出がやや過大である（消費支出比率および消費収支比率が高い）。

支出面では教育研究経費が多いこと（教育研究経費比率が高い）が主たる要因であり、収入面では学生生徒等納付金収入が少ないこと（学生生徒等納付金比率が低い）が主な要因である。

ただし教育研究経費比率が高いことは教育研究への支出を一定レベル確保していることの証左であり、また学生生徒等納付金比率が低いことは低廉な学生生徒等納付金を維持する義塾の学費政策や学費以外の収入源確保の努力によるところもあり、これらの課題に対しては財政面からの点検に合わせて総合的な判断をして取組む必要がある。

【貸借対照表関係比率について】

前述のとおり義塾の消費支出比率および消費収支比率は高く、元々自己資金の蓄積が進み難い体質である。この結果、15年度では帰属収入に対し、翌年度繰越消費支出超過額の割合が43.9%になっている。また、2000年前後に施設設備関係の支出を積極的に行い、支出にあたっては一部借り入れを利用した。

これらの活動結果と自己資金が蓄積し難い消費収支の構造が、他大学平均比での負債比率や固定比率や総負債比率の高止まり、自己資金構成比率、消費収支差額構成比率や流動比率の低水準に表れている。これらの指標の改善についても単に財政面からの点検に留まらず、全学的な施設設備支出計画との整合性を確認しつつ適正な支出金額を決める必要がある。

なお、退職給与引当預金率に顕著に表れているように引当金の計上基準が大学により異なるため他大学との比較よりも義塾の計数の経年変化に注目すべきである。

XIII 事務組織

本章では、事務組織全般の大学業務において果たしている役割とその問題点について述べる。目標や課題は、それぞれの小項目すべてに共通するものを本章の冒頭に掲げる。

【目標】

教職協働を推進し、教員、職員それぞれが主体的に参画する組織を作る。

【現状と達成度】

事務組織の効率化、業務体制の見直しがかなり進み、日常業務への支援体制はそれなりに充実してきた。日常の学事、研究支援、入試、日常の国際交流などでは教職協働が成果を挙げてきた。しかし、大学の行う業務量の増大に伴い、従来の慣行を踏襲しているだけでは対応できない問題も山積している。業務繁多な部門と、必ずしもそうでない部門との差が拡大していることは、組織改変の必要性を示すものである。

三田、日吉のキャンパスにおけるような学部共通の学事事務組織の存在はかなり有効に働いている。しかし、その限界も認識する必要がある。例えば学部や研究科の国際交流を含めた戦略的意思決定に関わる支援スタッフの不足がそれである。国際センターの改組も含めた、大きな国際交流戦略に基づく組織の改変に迫られている。

業務の見直しによる効率化が進んだ反面、担当業務の矮小化、孤立化の傾向が出ていることも否定できない。広い業務管理スパンをもった事務体制の必要性が増している。

【課題】

引続き組織の合理的・機能的な再編を進めるとともに、新規職員の採用、現職員の研修を目的別に強化し、戦略的に必要な部門への配置を促進する必要がある。

XIII-1 事務組織と教学組織との関係

(1) 事務組織と教学組織との連携協力関係の確立状況

【教学組織】

各学部長・大学院各研究科委員長のもとに、学部・研究科運営に必要な機構が組織されており、所属教員はそれらの委員に任命される。学部長補佐・学習指導委員・人事委員・入試事務長・図書委員など、その役職は多岐にわたり、また学部・研究科の特性により互いに異なるところがある。

【事務組織】

① 教学を直接に補佐する事務組織

これら学部・研究科の運営組織を補佐するのが塾監局の学事関連部門である。学事・入学・国際などの各組織は、教学組織が日常活動をするに必要な支援を提供し、さらに学則改正、大学間協定などの企画・調査・実施において学部・研究科に対し有効な補佐を行う。

② 法人業務を担当する事務組織

塾監局には、この他に総務・秘書・人事・経理・管財・企画など法人業務を行う部門がある。

③ 教学と法人の融合

慶應義塾は塾長が法人の理事長であると共に、教学の長たる学長も兼ねるため、補佐機関たる事務組織もその教学と法人の区分無く、臨機応変に機能している。事務組織の長たる塾監局長は塾長、常任理事と共に常務会のメンバーとなっており、法人と教学の双方について同時に意思決定を行う場に参画し、これが事務部門の迅速な行動を可能としている。

このような素早い意思伝達により、慶應義塾の事務組織は大きな効率をあげている。

④ 教学と事務の関係

事務組織は教学組織の良き補佐役であるが、どちらが欠けても経営体としての大学は機能を失ってしまう。慶應義塾はその運営体制において独自の気風と構造を持っているため、事務のあり方については、他の大学の行動様式とかなり相違する点がある。

⑤ 課題と展望

事務組織は肥大化すると、とかく官僚主義に陥りやすく、その結果として業務の囲い込みや矮小化が生じ、これらは教育界にとって激動の時代に突入した現在においては大学の死活問題となる。事務組織においては、古い組織を改廃し、広い管理スパンを持ったフレキシブルな組織に変えていく不断的努力が必要である。これが視野の拡大と迅速な行動力を保証し、これから予想される大学間の厳しい競争に挑戦する余力を蓄積すると考えられる。教学と法人が同一であるという、せっかくの利点を最大限に生かすにはどのようにすればよいかを常に考えるのが大きな課題である。

【連携協力関係の実際】

教学部門の代表的な主要部門である「学事センター」を例にあげ、その組織と機能をみてみよう。

各キャンパスに学事担当課長があり、所在の各学部係を統括する。課長は各学部・研究科共通事項にかかわる対応が即座に行える態勢をとっている。

全学5キャンパス9学部10研究科（2004年度現在）の学事担当部門の事務統括は、三田キャンパス所在の学事センター部長が兼ねており、学事担当常任理事（義塾教学を代表する）と密接な連携協力関係を保ち、問題解決・新制度の展開など大学教育の運営に必要な事項の案件処理（実施の裏付調査・解決策提案・交渉）・助言など補佐を行い、さらに大学の打出す政策を具体的な動きにするべく、監督官庁との渉外窓口の役割を果たしている。

組織の組立ては、次のとおり。（付属資料の「学事組織図」を参照）

- ① 1学部につき1事務室を設けず、キャンパス単位で各学部係を統括する組織を設ける。

例えば：

三田キャンパス（文系専門課程）は「学事センター」に、文学部係・経済学部係・法学係・商学部係を置き、これを学務担当課長が統括する。

日吉キャンパス（旧教養課程）は「日吉学事センター」に、文学部係・経済学部係・法学部係・医学部係・理工学部係・商学部係を置き、これを学務担当課長が統括する。

- ② 1学部を1係が担当する。（ひとつの係は主任を含め3名程度を配置）
③ 研究科は該当の学部係が兼務する。（例：経済学部係は経済学部に加え経済学研究科も担当）
④ 1キャンパス1学部のところは、学事課を置く。

例えば：

矢上キャンパス理工学部は、理工学部事務室に庶務課・用度課と並んで「学事課」を置く。

- ⑤ 独立大学院および専門職大学院は、立地や附属事業の繁忙度により、例外的に専用の事務室を置くことがある。

例えば：

経営管理研究科（日吉所在）は、独立校舎に専用の事務室を置き、庶務・図書・システム部門と並んで、学事担当（教務係3名・教材係2名・附属事業セミナー係2名）を置き、これを研究科事務長が直轄する。

法務研究科（三田所在）は、学事センターに、研究科専務の専門職大学院担当（課）を置く。

学部係主任は学部長・研究科委員長以下、学部・研究科の役職にある教員と協働して、学生の成績原簿調製管理、定期試験・編入試験・大学院入試の実施、学生の履修管理・進級判定調査、教授会および各種運営委員の事務局、学則改正の手続など、学部運営のあらゆる局面で生ずる事務を処理する。

この他に、各キャンパス学事部門には必要に応じ、調査、学部以外の会議体運営、学事システム管理、各学部長秘書、予算管理・教室配当・教材管理などの係が付属している。

このように非常にコンパクトな組織であるが、その事務処理効率は高く、学部長・研究科委員長・学事担当理事との信頼関係を密にして、学部・研究科運営、学生サービスの向上に努め、また教学制度の改正などの企画においても関連法制および学内の学則との整合性を調査し、主務官庁との折衝、履修システムの変更など、万事遺漏の無いよう整備する機能を果たしている。

問題点としては、教学の直接補佐にあたる優秀な人材を育て、重点箇所にも戦略的に投入する必要が痛感されていることである。適切な人員配置・教育計画の実施が望まれる。

また学籍・成績情報を処理するシステムは、学則改正をはじめとする教学環境の変化と

共に細かな改変の頻度が徐々に上昇してきている。既存データの整備を行い、現今のネットワークおよびハードウェア技術環境の進展を観察しながら、システム再構築の構想に着手する時期にきている。

実施に際して慎重を期する大きな課題が揃っているため、相当の準備期間を要するが、このような課題は近い将来に必ず全力で取組まなければならないものと認識されている。

XIII-2 事務組織の役割

(1) 学部・大学院の教学に関わる事務組織体制と企画・立案・補佐機能

以下に代表的な事務部門を例にあげ、その機能を解説する。どの部門も細分化された組織形態の統合と広い管理スパンの創出による企画力・補佐能力・事業力の強化が、課題としてあげられる。

学事

三田学事センター部長（事務の長）が、全学的視点に立ち、学務担当常任理事を補佐し、その諮問に応え、必要な助言提案を行い、学事業務を調整し、各部局の意見提案を徴し、事務の斉一進歩を図る。

スタッフ部門として学事情報担当（課）が置かれており、調査・企画立案・部局間連絡・対外折衝・そのほか他部局が担当しない教学補佐事務を扱っている。

各キャンパス学事部局の提案を奨励しつつ、反対意見をも聴取・尊重し、緊密な情報交換と意見調整による合意の形成のうえで施策の実施に踏み出すことを前提とした運用が行われ、しかもそれは迅速になされている。上意下達を強行する形が行われなくてもかかわらず、塾長・担当常任理事の意思が十分に全学において組織的に実行されるのは、事務部門の補佐が教学によく生かされていることの裏づけにほかならない。

今後は、国際水準を更に意識し、国内外の他大学の動向や現状分析、将来のあり方等の企画・立案を進めるとともに、組織改廃を含めた事務体制の強化が必要である。

入試

「入学センター」は入試の実施と入学広報を担当する部署として1999年に発足した。他の事務部門の協力をあおぎ、入試日程の調整、試験問題の保管・運輸、入試監督の動員編成、試験会場の設営・警備・運用、通信システムの設定などを短期間で遺漏なく処理する。入試業務は長年の経験と精密な企画力、高い管理能力が必要とされている。

入学広報業務では、「大学案内」編集や入学説明、ホームページ運用などの通常広報の他に、高等学校教育課程やセンター入試システムの変更といった入試に必要な情報を収集し、各学部を提供する。

入試・入学広報いずれにしても、各学部との協力・協働が重要であり、学事担当理事・各学部長・入試事務長・大学案内編集委員・関連他事務部門（学事センター・国際センターなど）と入学センターが適宜連絡をとりあう体制となっている。

なお大学院入試、編入試験、特別学生選考は小規模かつ頻回にあるため、学事センターの担当係が主管している。独立研究科、専門職大学院には専属の事務組織が設けられており、入試事務をそれぞれの事務組織が主管している。

国際交流

「国際センター」は留学生・外国人研究者の受入れ、学生の海外留学、義塾教員の海外派遣の他、日本研究講座・国際研究講座の運営（両講座合わせて約40科目を設置。すべて英語授業）や在外研修プログラム運営（学部教員によるプログラム参加学生の引率・単位認定）を行っている。

これらのプログラムに学部・研究科が多く関わっている。また、国際センター運営委員会（各学部・研究科等からの委員により構成）、海外学術交流委員会（各学部から委員を選出）等の会議体に学部教員の参加・協力を得ているほか、センター所長・副所長・学習指導主任が各学部から選出され、それぞれの役割を果たしている。

各学部・研究科との連携協力関係は円滑に動いているが、今後さらに前述の各会議体の機能を強化し、義塾の国際交流活動の活性化のために十分その役割を果たして行くべきであろう。

外国の学制や留学事情に関する情報収集能力の強化が望まれている。

学生生活支援

「学生総合センター」が、学生生活の支援を行っている。総勢約70余名の教員が各学部から選出され、センター長（学生部長）、副センター長（就職部長）、副部長、委員、学生相談室長、寄宿舎舎監等として業務に当たっている。この他に現在、医学部精神・神経科学教室からメディカル・アドバイザーとして医師3名の派遣を受けている。

課外活動、奨学、就職・進路の主要委員会が業務運営に携わる。

三田キャンパスに本部事務組織を置き、各キャンパスに支部を持つ。旧制の学生部、就職部、学生相談室など関連部署を統合した組織である。

最近では、奨学金支給の充実を実施し、今後の経済情勢の変化に伴ってフレキシブルな対応をとるべく、制度整備を行っている。地方出身学生の住宅事情や、学生生活の適応に困難を感じる学生のカウンセリング、ハラスメント相談窓口の充実など、多岐に亘る課題を持ち、その解決を目指している。

研究支援

従来、研究支援の事務組織は研究費に関わる金銭管理、研究室の施設管理が主体であり、研究活動に直接関わりがなかったが、2003年に開設された「総合研究推進機構」は、関連事務組織を傘下に入れて広い管理スパンを持ち、研究への直接支援の展開を始めた。

研究費の管理、研究成果の社会還元、知的財産権、産学連携、など社会の動きに対応した新しい局面を次々と処理していく迅速な動きが必要とされている。研究プロジェクトのマネジメント、シンポジウムのセッティング、知的財産権管理・技術移転などに着手して成果を挙げているが、今後の課題は、外部研究資金導入、産学連携、技術移転など社会

との接点となる窓口を拡大し、研究資金の有効活用計画、研究振興に対する強力な支援体制を展開していくことにある。

(2) 予算編成過程における事務組織の役割

義塾では、財務担当理事の財務方針の下に、各事務組織がその業務を遂行するにあたり必要な収支予算案を編成する。また、塾全体の施設設備に関する年次計画を勘案し施設設備担当理事の指示の下に、塾監局管財部にて工事計画等が決定される。これらの予算案を塾監局経理部において集計、収支等を勘案の上、財務担当理事、経理部及び管財部が各事務組織等と折衝の上、個々の案件ごとに予算案の調整を行い、常務理事会の承認をもって最終案が作成され、理事会・評議員会に諮り最終決定される。この編成過程については支障なく機能している。

このような流れの中では、とかく前例主義に陥りがちである。これに関連して、「総合改革プラン 2002～2006」のもと、各組織の自発的・持続的な努力を評価・支援することを前提とした諸施策実現のため、2004年度予算から主として教育研究経費支出に充当する予算として「予算管理部門内調整費」の試行を開始し、人件費については貢献度に応じて配分する「部門配分人件費」を導入した。また、新規事業については、立案にのみ邁進し、スクラップ・アンド・ビルドによる再構築がなされにくく、そのような傾向を打破するために、新たな管理体系の再構築が検討されている。

(3) 学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動

学内意思決定・伝達システムにかかわる事務組織の役割は、意思決定を適正かつ迅速に行えるよう、資料等による必要な情報の提供、企画案の作成、会議の運営業務などを行い側面から支援することである。また、決定事項は、組織の長、職員の会議体（部長会議、課長会議等）、学内広報誌、ネットワーク等を通じてタイムリーに伝達され、周知徹底が図られている。

重要な全学的意思決定機関として常任理事会、理事会、評議員会があるが、事務組織はその円滑な運営を上述の活動を通じて支援している。教学の全学的協議機関である大学評議会の決定事項も常任理事会の議に付され、法人としての最終的な意思決定が行われている。

大学運営を経営面から支えるための事務組織として、塾長室、法人業務に当たる総務部、人事部、経理部、管財部等が塾監局に置かれ、当該業務の企画・立案・調整業務の支援を行っている。これらの組織は、それぞれの分野の側面から、常任理事と絶えず意思疎通を図り、必要に応じて塾長、関係常任理事、塾監局長を加えた役員打ち合わせを行うことにより、緊密な連携を保っている。この点で事務組織と意思決定機関との役割分担は十分に機能している。

教学組織では、大学評議会において各学部教授会・各研究科委員会および常任理事会の意思が全学の承認を得て決定され、その詳細は各教授会・研究科委員会に報告される。学

事センター等の事務組織が学部、研究科、研究所など教学組織の意思決定に必要な情報を収集整理し、企画案を作成して、これを議題として教授会・研究科委員会あるいは大学評議会に提案できるように整える。大学評議会で承認された事案については、必要に応じ稟議書の形にして担当常任理事をはじめ、関連事務部署に詳細を説明・周知し、かつ合意を得て、上位会議体での決裁に移している。この一連の意思決定・情報伝達のシステムを厳密に管理しているのが事務組織であり、諸事案の執行が恣意的に行われることを予防する点において良好に機能している。

しかし、急速に変化する高等教育に対する社会的要請に対応するため、意思決定機能の更なる迅速化および事務執行の即応化、教学組織と事務組織との意思疎通の確保による意識の共有と相互連携の強化が重要な課題となっている。とくに、既存の事務組織において日常的な業務の効率化が進めば進むほど、それぞれの部門の業務領域が固定化し、横断的な作業を必要とする新しい業務に適応しにくい構造を生みがちである。この点を視野に入れた組織と業務の一層の改革が求められている。

(4) 国際交流・入試・就職・研究支援等の専門業務への事務組織の関与の状況

国際交流

国際交流業務への全学的な事務組織の関与は十分ではない。

従来、義塾における国際交流の事務組織の対応は、国際センター事務室への一極集中により行われ、他の事務部門が多く関与することはなかった。この方式にもメリットはあったが、結果的に国際センター以外の事務部門における国際交流への関心は拡がらず、同時に国際センターでの対応能力によって義塾の国際交流の範囲が制約を受けるというデメリットもあった。

社会のグローバル化のスピードはめまぐるしく、国際センターだけが国際交流に対応するという旧来の方式は最早限界にきているといえよう。今後、義塾の国際交流を飛躍的に拡充するためには、全学的な事務部門での多様な国際交流への対応が求められており、そのための事務組織の整備、職員の意識改革、能力開発が急務となっている。これをうけて2005年1月より「大学国際連携推進機構」が発足し、国際連携に関わる全学的な事務組織の整備が開始された。

入試

入試業務に関しては、当該学部の専管事項であり、教員の構成する各学部・研究科ごとの入試本部が実務を執り行い、事務組織はそのサポートとして協力体制を固めている。入学試験実施は、正確性と高い業務遂行能力が要求される。

入学広報に関しては、事務組織が中心となって実施、運営している。入学広報担当者の専門性の構築と、担当者の育成が課題となっている。

就職

義塾の基本的な就職支援のスタンスは、小手先の就職技術を教えるのではなく、正課・

課外を含めた本来の学業・学生生活の中で身につけた能力を前提に、学生が自ら自主的に就職活動を行えるような環境整備を行うことにある。就職情報の入手、就職活動に関わる各種ガイダンス、個別相談を行っている。

研究支援

研究支援事務組織は、研究費の案内・獲得活動・申請支援、研究遂行支援、研究結果活動支援等、研究過程に深く関わっている。ただし、この支援状況は、キャンパスで濃淡があり、また支援業務を行なう職員の専門能力養成も重要課題となっている。

最近の動向としては、COE (center of excellence)・GP (Good Practice 特色ある大学教育支援プログラム) 等の申請業務、科研費会計管理の厳密化に伴う諸制約の周知・説明などがあげられる。

学事に関する事務は「生きて」おり、日本および世界の教育研究環境に沿って日々変化躍動するため、組織・分掌の頻繁な改編は避けがたく、もと学事センターの管轄であった事柄が独立した事務機関に移管され、またその逆もあることは通常の現象である。例えば、学部第1学年入試事務は入学センターの管掌となり、卒業生対象業務は塾員センターに移管された。附属諸学校統括事務は一貫教育センターのそれに今ではなっている。その他、学事部門と他部局の機能の各一部をもって、総合研究推進機構が組織され、研究資金管理・産学協同・知的資産管理など新たな局面に対応している。

慶應義塾の総合研究・産官学連携・ホームページ <http://www.crp.keio.ac.jp/research.html>

総合研究推進機構 <http://www.crp.keio.ac.jp/taisei.html>

研究推進センター <http://www.crp.keio.ac.jp/center.html>

(5) 大学運営を経営面から支えるような事務局機能の確立状況

私立学校は、経営を担う法人組織と大学等の運営を担う教学組織の2つで構成されている。この二極構造は、私立学校法に基づく学校の設置条件として必然的に生まれたものであるが、こうした中であって、事務組織が果たさなければならない役割は、法人部門にあっては、大学運営の健全化と経営の安定化にかかわる企画・立案を行う一方、常任理事会等の決定に基づく業務執行に当たることである。学事部門の事務組織にあっては、学部運営等にかかわる企画・立案を行い、教授会等の決定に基づく業務執行に当たるとともに、教育研究活動の支援と教育研究環境の整備・充実を図ることである。

大学運営を経営面から支えるための事務局機能については、塾長・常任理事と直結する塾長室、学校経営業務に当たる総務部、人事部、経理部、管財部等が法人部門の事務組織として置かれ、当該業務の企画・立案・調整支援を行っている。教学にかかわる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制については、学事センターのスタッフが、企画・立案に関する業務をはじめ、学部等の認可申請、教学諸規程の制定・改廃等、教学の事務を行っている。

大学を取り巻く環境の変化に加え大学の政策に基づく学部・大学院の改革・充実などにより、義塾内外からのニーズに応じて事務組織が果たさなければならない役割・機能は、一段と複雑・多様化し、高度化している。業務執行について、事務組織がより責任をもって遂行していけるようにするためには、職員のマネジメント能力の強化、政策の企画・立案などの専門的能力の向上が必須である。

これまで事務組織は、確立した組織と人員をもって大学運営を経営面からしっかりと支えてきた。とくに4年に一回の選挙により塾長が選出され役員である常任理事が入れ替わる中で、義塾の安定した経営を支えてきた事務組織の功績には大きなものがある。しかし、環境の変化や大学・大学院の改革・拡充等に対応するには、さらなる事務組織の改編・整備とともに意識の高い専門性をもったアドミニストレーターを精力的に養成する必要がある。

現在、事務組織の改編に向けて塾監局長のもとでプロジェクトが組織されている。この成果がしだいに現れてくることを期待している。また、これまで専門性が形成されて来なかった、あるいは不足する新しい分野には専門能力をもった人材を経験者採用などによって意識的に補充し、後進の育成にあたらせている。この効果は未だ顕現しておらず、ときには摩擦もあるが、職員層の意識には着実に変化が起きつつある。今後を注視したい。

Ⅷ-3 事務組織の機能強化のための取組み

人事部では、組織を構成する職員個人について、採用・配置・研修・評価によって、質的・量的充実、人材育成を図るよう鋭意努力している。採用・配置・研修・評価については、いずれの政策も義塾の現状、将来展望を考慮しつつ、工夫改善を重ね続けている。

例えば、

① 採用

経験者採用・通年採用・Webによる募集など。

② 配置

担当制の導入・公募制による人事異動・チャレンジシートによる個人個人の適性や希望の把握活用など。

③ 評価

大学としては他に先駆けて導入した業績評価制度の見直しのなか、執務評価項目の公開を行うなど、組織の活性化をめざして、改善を行っている。

④ 研修

OJT (On-the-Job Training)、Off-JT (Off-the-Job Training) の両面で職員研修制度を作り上げている (付属資料「慶應義塾職員研修体系概念図」参照)。「研修運営委員会」をサポート機関として、研修体系を基盤に毎年、人事部で研修計画を構築、運営にあたっている。

今後はさらに事務職員の専門性の強化、業務遂行能力の高質化を目標に教員と協働し、学生サービスの向上はもとより、政策上も期待される事務組織の確立を目指す必要がある。

⑤ 専門員制度

今までは事務職員はゼネラリストとして育成されてきたが、2005年度より事務職員の一職種として「専門員」を創設し、IT、語学など高度な専門技能に特化した人材配置と処遇を行うべく準備中である。

XIV 自己点検・評価

【目標】

「全社会の先導者」となるためには自らの活動を社会に対して積極的に開示するとともに、不断の点検・評価から課題を抽出しそれを組織・活動の改善に結びつける主体的努力が必要である。それを内発的に行い得るような組織の確立を目標とする。

【現状・達成度】

いくつかの先行的な部門での取組みなどでは日本の最先端を行く大きな成果を挙げてきたが、大学全体としての本格的な自己点検・評価活動は始まったばかりである。これを反映して部門間での自己点検・評価に対する姿勢や実施方法にも極端な違いがある。本報告書もこれを率直に表している。しかし、大学全体についての点検・評価活動に参画しようとの機運は急速に盛りあがってきており、すでに外部評価委員による評価を受ける段階にまで至っている。

【課題】

本点検・評価活動を契機として盛りあがってきた機運をいかにして、点検・評価の本来の目的である全学的な改善に結びつけるかが最大の課題である。

(1) 大学全体および各学部・研究科等における恒常的な自己点検・評価システムの確立状況

「各大学等が自ら点検・評価を行うこと」を大学設置基準・大学院設置基準に努力義務として明記されたのは1991年7月のことであったが、それ以来、本大学は、大学全体としての自己点検・評価システムの確立に向けてさまざまな努力を続けてきた。しかし、伝統ある総合大学で、しかも各学部・研究科の自主性を尊重する精神の強い本大学においては、全学統一的な制度構築にはきわめて大きな困難を伴った。

他大学が意欲的な「点検評価報告書」を次々と公表して行き、また、2000年4月には設置基準上に「点検評価の義務化と学外者による検証実施に努めること」が定められ、さらに、2002年11月には学校教育法による「結果の公表をも含めた義務化」および「認証評価」が明記されるに及んで、取組みへの遅れはもはや軽視できないものとなった。

全学的視点に立脚した点検・評価は、大学教育委員会とその小委員会（自己点検・評価検討小委員会）で取組まれてきたが、2000年5月に全学的システム構築を目指して再設置された自己点検・評価検討小委員会は、翌年3月には親委員会に対して、全学的な自己点検・評価システムの構築等の提案を行ったものの、結局「全学的なシステムづくりにはまだ議論不足であり、当面各学部等における独自の取組みの推移を見守ること」として提案は却下されることになった。

その間、各学部・研究科においてはそれぞれ独自の方法で点検・評価活動が行われ、とくにSFCにおいて他に先鞭をつけるかたちで、さまざまな角度からの点検・評価が行われてきた。しかし、各部門とも取り組み開始は総じて遅く、2000年以前に「報告書」のかたちで点検・評価の結果を公表できた学部・研究科はSFCおよび経営管理研究科（米国AACSB：The Association to Advance Collegiate Schools of Businessのアクレディテーション取得）以外には見当たらない状況であった。

一方、点検・評価の法律上の義務付けも明確となり、設置申請等に伴う説明責任を果たす必要性も背景として存在する中で、大学として全学的合意形成に向けた新たな決意のもとに、2002年11月に3度目となる自己点検・評価検討小委員会の設置（再開）を決定した。その頃となると、各学部・研究科において点検・評価のための委員会の設置が進み、文学部・文学研究科における外部評価をも含む取組み、理工学部におけるJABEE（Japan Accreditation Board for Engineering Education 日本技術者認定機構）への申請、経済学部の情報開示活動をはじめとして、各部門の点検・評価活動への動きは急速に活発化してきた。

小委員会は、点検・評価の実施を制度的に保証するための「規程」の制定を目指すとともに、全学的視点に立った統一的な点検・評価項目の策定を行った。その結果、点検・評価の主体・対象を大学のみにとどまらず一貫教育校や法人部門をも含む慶應義塾全体とする「慶應義塾点検・評価規程」を提案し、各部門の調整を経て制定を見るに至った（2003年5月施行）。また、それと併行して取組んだ、大学の点検・評価項目の策定についても、検討結果はその後の修正を経て今回の点検・評価項目の基礎とすることができた。

上記規程に基づく全学的な「点検・評価委員会」のもとに専門委員会が組織され実際の作業にあたっている。事務的にも支援体制が作られた。全学的な「点検・評価委員会」の設置は新しいが、各学部・研究科、研究所等では独自に点検・評価の活動を実施する委員会を早くからもっていた。それぞれが独自の方法で、独自の項目に重点を置いて点検・評価活動をしてきた。それらの活動は今後も続けられるであろう。（各部署での取組みについては、当該部署報告書の点検・評価活動の項を参照願いたい）。今回のような全学的な点検・評価活動とそれらとの連携、役割分担が今後の課題として残る。

(2) 自己点検・評価の結果を将来の改善・改革につなげるための仕組み

自己点検・評価は、その結果を研究教育の改善につなげていくことがもっとも重要であることは言うまでもない。「慶應義塾点検・評価規程」では、「点検・評価委員会（点検・評価実施のための委員会）は、塾長に対して点検・評価の結果を報告する。塾長は、点検・評価委員会からの報告に基づき、改善が必要な事項について当該機関の長にその改善の実施を求め、実現を図らなければならない」と規定している（第9条）。さらに、点検・評価委員会はその任務として「評価結果に基づく改善状況の検証」を行うこととしている（第3条）。当該規程に基づき、大学全体として点検・評価を行うのは今回が初めてであり、これを改善・改革につなげることができるかどうかは今後の課題となる。

(3) 学外者を含めた委員会の設置など自己点検・評価の客観性・妥当性を確保する仕組み

自己点検・評価が、ともすると「自画自賛」に陥り、問題点が深刻であればあるほど逆にそれに触れにくくなるのは、むしろ普通の現象である。だからこそ、自大学の現状を客観的かつ的確にとらえ、その結果を改善・改革へ向けて行けるための仕組みづくりは、自己点検・評価を成功させるための要諦といってよい。学外者を含めた委員会による評価作業は、その意味で重要な機能を果たすことになるが、この場合、委員等の学外委嘱をいかに的確に行うかは、点検・評価の成否にかかわる重要な要素である。

SFCでは開設10年を機に学外有識者による「SFCに対する評価委員会」を設置して「提言書」を受けた。経営管理研究科は、先述のように米国アクレディテーション機関の認証評価を受けている。文学部でも、学生・卒業生・学外有識者による評価をすでに行っており、理工学部は、一部の学部学科・研究科専修において学外委員による評価を依頼した。

このように各部門においては、それぞれ独自の取組みがなされてきたが、全学レベルにおいてもすでに「慶應義塾点検・評価規程」に基づいて5名の学外有識者による外部評価委員会が設置された。当該5名の外部評価委員は、教育・アカデミズム・ジャーナリズム・外資系企業・産業界等の第一線で活躍しており、中には保護者の立場も理解しうる人材をも含めることができ、バランスのとれた構成となった。就任を依頼し、2004年12月10日には外部評価委員全員の出席を得て委員会が開催され、本報告書の第1版を基礎に評価意見が各委員より表明された。これには塾長はじめ学事、総務、人事担当の各理事も出席し、今後の課題を確認した。この後は、上述の「点検・評価規程」に基づいて、各学部長・研究科委員長などを含む点検・評価委員会において、全塾的に改善すべき問題、各学部レベルで取組むべき問題等が具体的に議論される。すでに述べたように、「点検・評価規程」は各部署に改善実施報告を義務付けているので、点検・評価に基づく改善は確実に履行されるようになってきている。

(4) 自己点検・評価の結果の学外への発信状況

本大学は「自己点検・評価検討結果報告書」として、1995年に『慶應義塾大学における改革とそれを推進した組織について』、翌年に『慶應義塾大学における教育研究部門からの活動報告』をいずれも『慶應義塾年鑑』の別冊と位置づけて刊行した。その後は全学レベルの同様の報告書は作成していないが、従来『慶應義塾年鑑』を再編し、内容的に「自己点検の視点」を加味したものとした。また従来『慶應義塾年鑑』に掲載していた研究者の学術発表についてはデータ化し、2001年からWebで公開している。

なお、各学部・研究科においても、それぞれの点検・評価結果を順次冊子やWeb等により公表を行っている。

加えて2004年にまとめた自己点検・評価報告書は、外部評価委員による意見も添えてWeb上に公開することになっている。

(5) 大学に対する社会的評価等

社会が本大学に寄せる意見、期待についての報道などは細大漏らさず総務部および塾長室が集約し、塾長、常任理事、各学部長等に適宜提供している。これらについては、全学部長を含めた学内理事等懇談会などにおいて意見交換がなされる。

また、文部科学省、厚生労働省管轄の競争的資金はもとより各種外部資金に積極的に応募することによって、自らの強みと弱みを客観的に把握することに努めている。

(6) 文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応

学部・研究科の新設や学科等の改組に伴う設置認可時に文部科学省から付される留意事項に対しては、これまで本大学は誠実に対応してきており、対応状況の報告は、学年進行に合わせた「履行状況報告書」等により行ってきた。近年では、看護医療学部（2002年12月認可）、法務研究科（2003年11月認可）の設置認可の際に付された事項に対し遺漏なく対応してきた。また、視学委員による実地視察の際に付される所見等に対しても、同様に誠実に対応を行ってきた。最近では医学視学委員による実地視察が行われたが（2002年12月）、その際に出されたシラバス等の改善充実要望に対しても、翌年には充実したシラバスを作成するなど早急な対処を行った。

XV 卒業生との関わり

【目標】

慶應義塾は社中（在校生、卒業生、教職員）の協力によって成り立つ学塾である。これを名実ともに実現することを最大の目標とする。

【現状・達成度】

卒業生の把握と大学から卒業生への情報発信、自発的な活動を前提とする三田会との連携、各種卒業生組織、学部・研究科での学会活動等、相応の成果を挙げている。しかし、比較的卒業年次が新しい卒業生などへの各種活動の取組みが困難を抱えつつある。

【課題】

従来の活動に留まらず、より幅広い卒業生との交流を多様な方面から構築することが求められている。また、名簿等の作成や活用にあたっては個人情報保護に万全の配慮をすることも必要である。2008年に迎える創立150年を目指して早急に取組むべき課題としてこれらがある。

(1) 卒業生の状況把握（就職先企業、現住所、同窓会活動など）

まず卒業生を義塾の共同体を支える重要なパートナーとして認識することから始め、法人運営の大きな支柱としていく必要は、つとに認識されていたが、統一的な動きは25年ごとの創立周年事業の時に発揮され、その他の平時には余り顧みられないのが実状であった。各学部・研究科・学生団体における強い絆を持つ個々の卒業生事業が数多く独自に発達している傍ら、全塾的な卒業生事業の俯瞰図が描かれておらず、相互の連携計画がない、あるいは全ての状況をよく掌握している部署がないのは、今後の義塾の発展にとって弱点となりうるので、この点は注意を喚起したい。

【現況】

塾員（卒業生）は約29万名（故人を除く）を数え、社中の一員として社会において義塾を支持し、また義塾は塾員を支援する。

塾員の連絡先は「塾員原簿」に記録され更新されている。原簿は年々約6,500名の増加を見ており、明治23年5月の「塾員姓名録」に登録されたのが686名であるのを見ると、義塾の150年になろうとする歩みが嘗々たるものであったことが分かる。

塾員の連絡先の把握は卒業生の状況把握の基本であるが、それは対卒業生広報の充実と共に、車の両輪をなしている。広報の質量が増加すれば、寄付の増加につながり、このうちの一部を卒業生交流事業に使用することにより、さらに卒業生との親密度は向上する。

【同窓会】

各種の三田会（OB会）は886団体（連合三田会登録）を数え、卒業年度・出身学科専攻諸学校別・職種・職域・地域・趣味など、多彩な形態で結成され、交歓を行っている。塾長・常任理事が総会・懇親会などの催しに出席し、義塾の近況報告を行っている。

(2) 社中の一員としての協力・貢献（寄付、在校生支援、評議員など）

【寄付】

塾員からの寄付は、義塾の財政を支える重要な要素であり、これの振興に意を注いでいる。きめこまかい網羅的な塾員・企業への広報が大きく機能する場であり、2003年度より試みられているキャンペーンの成果は以下のとおり顕著である。さらに工夫が必要とされる。

- ・「維持会」（塾員よりの寄付受入れ組織） 毎年計2億円程度の寄付を受入れ。
2003年度に役員を大幅に増員（前年度比865名）
6.2%（前年比1,300万円）の増収
- ・「塾債」（在籍学生の保護者より募る、1口10万円）
「教育振興資金」（年額5万円以上） 毎年8億円程度を受入れ
2003年度は積極的な広報活動を展開
それぞれ113.4%（前年比約1億7千万円）、42.4%（同約4億9千万円）、計15億円の増加
- ・「特別寄付」（使途指定） 企業や個人から毎年1億5千万円を受入れ
能動的な募集活動は行わなかったため伸びは見られない。
今後は制度の広報、積極的募集活動、寄付者の顕彰など工夫が必要である。

【在校生支援】

16の三田会が在校生に奨学金を出している。

【評議員】

義塾の最高議決機関である「評議員会」には、塾外にある塾員が「評議員」として選出され、法人の意思決定に参画する。

(3) 義塾から卒業生に対するサービス（社会人教育、招待など）

【サービス】

義塾は塾員との連絡を保ち、OB会の支援から成績・卒業の証明まで、もし塾員が「塾員センター」を訪問すれば全ての用が足りるように、サービス体制を整えている。

塾員が会社役員・社長に就任すれば塾長は祝電、お祝い状を送り、受賞の時も同様である。

卒業後25年の塾員を卒業式に、同50年を入学式に招待し、同51年以上の塾員（毎年招待、

2,000名強が毎回出席)については日吉記念館において「塾員招待会」を開催し、交歓を深めている。

Webサービスとして「慶應オンライン」を用意しており、各種メール・サービス、掲示板、連絡先など変更手続画面を提供している。毎年度の新卒業生全員が利用するため、現在の利用登録者は塾員の15%に達し、伸長を続けている。

慶應オンライン <https://www.jukuin.keio.ac.jp/>

広報手段は、従来「三田評論」しかなかったが維持会会員限定配布であったので、2004年より在校生および保護者向け「塾」の夏号を特別編集のうえ、住所が判明している塾員全員(約25万人)に送付する試みを始めた。

【社会人教育】

医療技術向上、実践技術を習得するための施設であるクリニカルシミュレーションラボを卒業生に対し広く開放している。

卒後臨床研修セミナーは卒後生涯教育の一環として、医学部・大学病院における研究と臨床の実際を広く卒業生の方々に広く知らせるとともに、相互の連携向上のため年3回開催している。

(4) その他(学会等)

各学部・研究科・一貫教育校は、独自の同窓会活動を支援しており、どこも概ね次のようなサービスを提供している。

- ① 独自の名簿と広報誌を配布。最近では殆んどがホーム・ページを加えている。
- ② 卒業生交流イベントを主催。講演会・表彰・懇親会などを実施する。
数ある催しには、塾長・常任理事が出席して挨拶することがある。
- ③ 学会を組織し、教育研究職にある卒業生と教員をメンバーとして学術活動を行う。
文学部の各専攻はじめ各学部が熱心に取り組んでいる。専門職のみの定期研究発表会もある(学芸員の五月会など)。
- ④ フォロウ・アップ・セミナーを開き、卒業生の知識向上に寄与する。
医学部、経営管理研究科の例がある。
- ⑤ ネットワーク・サービスの提供。メール・サービス、掲示板、諸手続画面などを用意。
理工学部、SFC、経営管理研究科に代表的な例が見られる。
- ⑥ 事務組織に専用窓口を置くところも多い。
例えば「SFC卒業生連携係」(SFC事務室)、「学会・同窓会担当」(経営管理研究科)

とりわけ言及すべき同窓会組織を挙げる。義塾の同窓会の俯瞰図を作成する際に、欠く

べからざる要素がそこに見られる。

三四会

医学部の同窓会。多くの支部組織から構成され、現在会員数約1万名。専用の事務所を持ち、会員名簿を発刊し、会員の状況把握に努めている。広報手段には、三四会新聞（月刊）、ホームページを持ち、医学部・病院の情報を会員に公開している。

三田体育会

体育会のOB会組織の基本は39部のOB会とともに、その連合体である三田体育会であり、これを更に部を横断した卒業年次単位の、いわゆる年次三田会が支える。その数は現在およそ2万人である。

OB会各部の役割は非常に多面的であり、単に卒業生の懇親組織に留まらない。最大の関心は出身各部への支援活動であり、監督・コーチなど指導者の派遣、優秀な選手の発掘、運営面での資金補助、更には創部の周年行事の運営並びに記念事業のための資金の調達と義塾への寄付、などがあげられる。このためOB会組織も非常に多岐にわたり多くのOBが役割を分担している。こうして体育会会則の総則に“先輩塾員の協力のもとに”と表現されているように、文字通り義塾・OB会が一体となり体育会および体育会各部が支えられている。

OB会活動を支える資金の中心は会費収入である。このため各部OB会とも卒業生の捕捉率を高めることに多大な努力をし、名簿が維持されている。同時にOB間の交流も各部の早慶戦を中心とした応援の後の他大学との交流会、様々な部行事への参加、また体育会年次三田会の参加、など極めて積極的に進められており、その会としての求心力の維持に努めている。

こうした活動は、主として体育会事務室を窓口として義塾との連携が保たれており、会長を兼ねる塾長、体育会理事など義塾首脳も諸会合への出席などに多くの時間をさき、親密な関係維持に努めている。更に義塾からは、卒業式における小泉体育賞の表彰、塾長招待会を初めとする諸行事・式典に、部員とともにOB会幹部も招待し、その労を謝している。また会長である塾長による監督に対する委嘱状授与式も行っている。

理工学部同窓会

会員数約33,000名。卒業生の90%以上を正確に把握しており、データは理工学部と共有している。